日本經濟年報

昭和七年 第二四半期

（八月三十日まての資料による）

第九輯

東洋經濟新報社編

帝國圖書館

東洋經濟新報社編

日本經濟年報 第九輯

—昭和七年第二四半期—

東洋經濟新報社

昭和七年九月受入 帝國圖書館

505-71

例言

一、前輯が戰爭の危機と戰時經濟の組織過程とを中心問題として編輯されたことは全く正しかつた。だが戰爭の危機なるものが主として國際關係に就いてのみ說明され、國內の政治並びに經濟的危機乃至は政策との關聯に於いて充分把握されなかつたことが缺陷であつた。それ故に戰時經濟の組織過程の記述も稍もすれば徹底的あり得なかつた——これは讀者諸君の批判と我々の自己批判との結果到達された結論である。

一、以上の缺陷は殊に世界的なインフレーションの見方に於いて多くの不充分と弱さとを持ち來した。本輯では特にその點を中心に第八輯の缺陷を急速に深刻に克服しやうと努めた。從つて戰爭とインフレーションの聯關に深い注意が拂はれた。

一、第一部「ソヴエート聯邦の經濟的發展と日ソの對立」は現在日本の、否世界の中心問題を扱つたもので、資料を主として資本家側のものに採つて而も基本的な對立を正しく畫き出した點に特色を認められたい。

一、第二部「我國官公營事業の解剖」は外國に比し特に官公營事業の規模の大きい日本國家の企業家的側面を解剖し、國家總動員計畫中に於ける官公營事業の役割を見やうとした。

一、第三部「政治不安と日本農業恐慌」は本年に入つて急激に發展した農村の政治的危機の經濟的基礎を見、モラトリアム運動の階級的基礎とその發展方向を檢討しやうとしたものである。

例言

一、第四部の各節の排列並びに内容に充分の改良が加へられたことにも注意されたい。

一、八月中旬以後市況に大變化があつたが、我々は努めてその新らしい數字を採り入れ、或る部分は全く書き直した。第一、二、四、五、六節の如きは、そのため新情勢の記述及び解剖としては最も早い、而も最も突込んだものとなつた。遺憾なのは第三節を全部書直すつもりで果し得なかつたことである。これについては東洋經濟九月十日號所載の「事業界の轉換を語る座談會」並に「爲替下落と事業會社」を參考とせられたい。

一、例の如くペンの自由は極度に奪はれてゐる。その點を考慮して讀んで戴きたい。

本輯の執筆は東洋經濟新報社員前田、岩崎、小舘、根津、綿野、竹内、大原、樽井、山口、岡部、石原の十一名が擔當し、統計及資料に就ては同社統計課及資料課の諸君の援助を得、組版體裁等については同出版部の小山君の努力を煩はした。

昭和七年九月三日

編者

日本經濟年報第九輯目次

第一部　ソヴエート聯邦の經濟的發展と日ソの對立……一

第一節　日本の極東政策と日ソ對立の根源……一

一、『日本の國是は決まつて居る』――日本の極東政策……二

二、支那及外蒙古の共產主義運動と日本の恐怖……五

第二節　日ソの經濟的・政治的諸關係と諸對立點……九

一、東支鐵道を繞る北滿の日ソ抗爭……九

(A)日本にとつての東支鐵道の經濟的重要性――(B)東支鐵道の軍事的重要性

二、北洋漁業問題……一二

三、北樺太の石油及び石炭利權……一六

四、ソ領沿海州と日本領土との地理的近接……二〇

五、日ソの貿易關係……二三

第三節　ソヴエート聯邦の經濟的發展と「恐露病」……二六

目　次

一、日本資本家の「恐露病」……二六
二、ソ聯邦の經濟的發展――資本主義諸國との比較……二八
(A)重工業――(B)動力生産――(C)農業生産――(D)消費手段生産
三、第一次五ヶ年計畫の成果と第二次五ヶ年計畫の見透し……四八
第四節　世界的反ソ戰線と日本……五二
第二部　我國官公營事業の解剖……五七
序　國家總動員計畫と官公營事業……五七
第一節　官公營事業の定義と種類……五八
一、官營事業……五八
二、公營事業……六一
第二節　官公營事業の發生……六二
一、官營事業の發生……六二
二、會社企業の發生……六三
三、明治初期官營事業勃興の特質……六五

第三節　官公營事業の內容……六七
一、官營事業の投資……六七
二、官公營工場の勞働者……六七
三、官營工場名、所在地、重要生產品及男女職工別……七〇
四、公營工場と從業員數……七五
五、官公營工場と民間工場の工場數及職工數比較……七七
六、官營鑛山に就いて……七八
第四節　官公營事業と財政……八〇
一、官營事業と國家財政……八〇
二、公營事業と地方財政……八二
第五節　主要官公營事業の內容と最近業績……八三
一、通　信……八三
二、國有鐵道……八七
三、製鐵所……九二
四、專　賣……九四
五、工　廠……一〇〇
……一〇五
……一〇九

六、土　地……一一
七、市　電……一一三
八、其　他……一一五
第六節　官公營事業と勞働運動……一一六
第七節　官公營事業の統制……一二一
第三部　政治不安と日本農業恐慌……一二五
第一節　內地に於ける農業恐慌の新局面……一二五
一、凶作地を中心とする飢餓……一二六
二、小作爭議の激化……一二八
三、養蠶恐慌の深刻化……一三一
四、農業の支拂不能とモラトリアム運動の擡頭……一三三
第二節　農村モラトリアム運動の意義……一三五
一、農家負債七十億圓……一三六
二、借金增大の過程……一三八

(A)商品經濟への轉入——(B)依然たる零細經營
三、借金增大の必然性……一四三
四、モラトリアム運動の方向……一四八
第三節　恐慌對策の主要方向……一四八
一、不動產抵當債權の資金化……一四八
二、預金部低資償還延期……一四九
三、自力更生策……一五一
四、小參增產五ケ年計畫……一五三
第四節　鮮灣及び滿洲に於ける農業恐慌……一五三
一、朝鮮の養蠶恐慌……一五三
二、封建的地主高利貸に依る借金の重壓……一五五
三、火田民の增加……一五八
四、農民の運動……一六〇
五、植民地米の移入統制……一六一
六、臺灣に於ける農業恐慌……一六五
七、昭和八、九年度の甘藷買付……一六七

八、滿洲に於ける農業恐慌……一六七
第四部　日本經濟の各部面の分析……一七一
第一節　世界經濟の動向……一七一
一、物價、株價の急騰……一七一
二、工業狀態は未だ悪い……一七一
三、農産物讓想收穫高の減少……一七一
四、インフレーションの効果……一七一
五、戰爭とインフレーション……一七一
六、ローザンヌ賠償條約と四ヶ國紳士協定……一七一
第二節　日本經濟の一般指標……一七四
一、生産は未だ回復しない……一七五
二、鐵道貨物の動き……一七七
三、倉庫在荷の激增……一七七
四、物價の騰貴、株價の追隨……一八〇
(A)七月に於ける物價の少騰——(B)株價は遂に物價に追隨した……一八二
五、生産と消費の矛盾は少しも解消してゐない……一八七
第三節　重要産業の狀況……一八七
一、産業の一般情況……一八七
二、石炭礦業……一八九
賃銀と價格——利潤向上の意味——無煙炭問題……一八九
三、金屬工業……一九七
賃銀と價格——利潤の向上——重金の買上……一九七
四、石油工業……一九七
賃銀と市價——利潤の變化……一九七
五、鐵鋼業……一九七
賃銀と價格——利潤の變化……一九七
六、造船業……一九八
生産活動——利潤低下——新船建造政策……一九八
七、セメント工業……二〇一
賃銀と價格——利潤の變化……二〇一
八、硝安工業……二〇三
賃銀と價格——利潤の低下……二〇三
九、製紙工業……二〇五
賃銀と價格——利潤の變化……二〇五

一〇、人絹工業……二二五
　賃銀と價格——利潤の變化
一一、製粉業……二二七
　賃銀と價格——利潤の變化
一二、製糖業……二二八
　賃銀と價格——利潤の變化
一三、羊毛工業……二三一
　賃銀と價格——利潤の變化
一四、製絲業……二三三
　賃銀と價格——利潤の變化
一五、紡績業……二三五
　賃銀と價格——利潤の變化
一六、製作工業……二三六
一七、主要產業操短一括……二三八

第四節　爲替暴落と外國貿易……二三九
一、輸出入ともに增進す……二三九
二、輸入增加の原因……二三一
三、輸出增加の原因……二三二
四、支那市場に於ける日英米の抗爭……二三五

五、爲替暴落と貿易の好調……二三七

第五節　戰時財政の構成……二三九
一、七年度實行豫算の大膨脹……二三九
二、軍事費の劃期的增大……二四〇
三、見積り歲入の激減……二四三
四、時局匡救豫算の編成……二四六
五、公債發行の著增とその意味……二四八
六、獻金による軍事費の調達……二五二

第六節　インフレーションの準備と金融及爲替市場……二五三
一、如何なるインフレーション政策が準備されつゝあるか……二五三
二、預金部の融資計畫……二五五
三、現實は一層のデフレーション……二五八
四、爲替の未曾有の暴落……二六〇

第七節　勞働者階級の狀態……二六三
一、就業と失業……二六三
　(A)就業後の變化と最近に於ける其の特質——(B)軍需品工業活況——(C)人員指數と調査工場數日銀——(D)失業

目次

二、賃銀……二七〇
(A)定額賃收兩指數共本統計作製以來の最低數字となる——(B)定額賃收兩指數問の推移關係——女工の實收賃銀指數の低下著し——(C)日銀賃銀實收
三、勞働爭議……二七八
第八節　婦人勞働者の狀態……二八三
一、女工移動調……二八三
二、賃銀は低下の一方……二八九
三、婦人勞働者の參加せる爭議……二九〇
第九節　植民地に於ける婦人勞働……二九二
一、朝鮮婦人勞働者の產業別……二九三
二、朝鮮の產業別生產額と婦人勞働……二九六
三、朝鮮女工勞働爭議の實例……二九八
四、臺灣工場婦人勞働者……二九九
第十節　滿洲國の諸問題……三〇三
一、滿洲國協和黨の成立……三〇三
二、三井三菱兩財閥からの借款成立……三〇五
三、中央政府の人事異動……三〇六
四、駐滿武藤全權の就任……三〇七
五、海關接收と郵務局閉鎖問題……三〇九
六、北滿の大洪水……三一四
第十一節　第六十二議會より第六十三議會へ……三一七
一、第六十二「非常時」議會の意義とその成果……三一八
(A)滿洲事件費——(B)關稅引上——(C)滯貨生絲善後處理——(D)資本逃避防止法
(E)國債償還法——(F)日銀保證準備發行限度擴張——
(G)國債債還資金繰込停止
(H)時局匡救決議、滿洲國承認決議
二、第六十三議會の展望……三三〇

附錄

一、官營工場所在地、主要生產品及男女別職工數……二
二、官公營事業關係諸勞働組合法……一二
三、重要統計表……一四

日本經濟年報

第九輯

——昭和七年第二四半期——

（昭和七年八月三十日迄の材料による）

目次

四、昭和七年第二四半期日誌……四七
五、第七、八輯索引……挿込

第一部　ソヴエート聯邦の經濟的發展と日ソ對立の根源

第一節　日本の極東政策と日ソ對立の根源

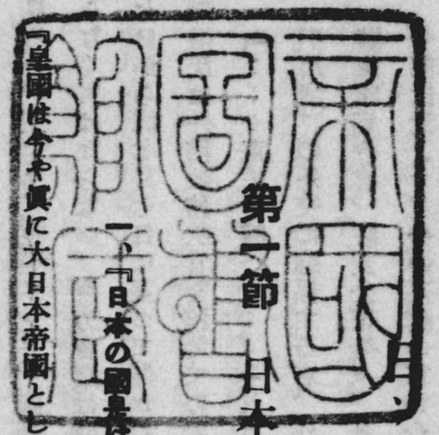

『皇國は今や眞に大日本帝國としての崇高雄大なる使命を遂行すべき天業恢宏の途について居る。』――日本の極東政策

一、『日本の國是は決まつて居る』

それはたゞに皇軍が武威を北亞の天地に振ふに至つたことを謂ふのではない。

皇國が皇國としての生命に甦り、莊嚴なる神光を大東に輝かすに至つたことである。

……

皇軍の任務は今後に於いて更に重大となるべく豫期せられるが、願くば國民各位に於かれても國民皆兵たる皇國軍制の深甚なる意義を信知せられ、大命を畏みて、ともに皇國生命線の確保、極東

平和の死守に邁進せられんことを希望するものである。』

これは、陸軍大臣荒木貞夫中將が『陸軍讀本』（平田晋作著）の序に書いてゐる言葉である。これは軍人の言葉をもつて語られた帝國主義日本の極東政策である。同一の政策を、日本の代表的な政治家の一人は、一層直截且つ『露骨』な政治家的な言葉を以て語つてゐる。政友會森恪氏は『非常時の非常手段』なる講演を行ひ、その速記が『ダイヤモンド』昭和七年七月十一日號に掲げてある。これを見ると、『大日本帝國としての崇高雄大なる使命』を理解する爲めには、少くとも東方會議にまで遡らなくてはならない。東方會議は時の總理大臣兼外務大臣田中義一大將によつて、昭和二年六月二十七日から同七月七日に亙つて開かれた。日本の極東政策はこの時確固たる決定を見たのである。當時森恪氏は外務政務次官を務めてゐた。

『……東方會議……。それはどう云ふ人物で、構成したかと云ふと、時の內閣（田中內閣——引用者）の外交に關係する者、外務省、陸海軍、大藏省、外に出て居る軍の首腦部、朝鮮總督、關東軍司令官、駐支公使等々、凡ゆる外交に關する首腦を皆集めて來た。軍にしても參謀本部、軍令部は元より、今の臺灣の軍司令官をしてゐる阿部君、陸軍大臣の荒木君、歐洲に行つて居る松井君、今本省を退いてゐる南君、死んだ畑君、當時關東軍司令官をして居た武藤君、これらが皆當時の委員である。所謂日本の權威を一堂に集めて、忌憚のない意見を交換して眞面目に國策を研究して行かうと云ふのが、東方會議であつた。』（森恪『非常時の非常手段』傍點引用者）

この會議では如何なることが審議されたか？

『その內容は、今日はもう差障りはないから發表してもよいが、要點だけを申上げると、斯う云ふことである。滿洲の主權は幣原君の云ふやうに支那に在るけれども、併しそれは、支那にのみ在るのではない。その主權には、日本も參與する權利がある。だから、滿洲の治安維持には日本が當る。滿洲は國防の第一線であるから日本が守る。それから滿蒙の經濟的開發には、機會均等、門戶開放の主義を取る。以上の要點を實行する爲めに、若し玆に障害が起れば、その障害が假令支那自體から來やうとも、乃至北から來やうと南から來やうとそれに對して日本は、國力を以てこれに反抗する。露骨に云へば露西亞が邪魔をすれば、露西亞に對して、國力を發動する。英國米國が反對すれば、國力を以てこれを排擊する。と云ふのが主眼である。』（同上、傍點引用者）

今我々が本書第一部に於て究明せんとしつつある日ソの對立も亦た、その根底をこの日本の極東政策に求めなくてはならない。『滿洲の主權には、日本にも參與する權利がある。』『露骨に云へば露西亞

が邪魔をすれば、露西亞に對して國力を發動する。英國米國が反對すれば、國力を以てこれを排撃する。』『皇軍の任務は今後に於いて更に重大となるべく豫期せられる。』――而もこのことは現に實行に移されてゐるのである。それは『國民全體が意識するとせざるとに拘はらない。』

『日本の對外的國策と云ふものは、國民全體が意識するとせざるとに拘らず、事實は既に決定してゐるのである。從つてこの日本の行動に反對するものとは遲かれ早かれ、正面衝突は免れないと云ふことを覺悟しなければならない。事實一般民衆は未だ氣付いて居らぬかも知れないが、政治その ものが、その方向にどん〳〵進んで居ると云ふことを我々は認めねばならぬ。

（此間速記中止）！

さう云ふやうに國是は既に決まつて居る。』（同上、傍點引用者）

『一般民衆は未だ氣付いて居らぬかも知れないが』日ソ戰爭、日米戰爭は既に決定された事實である。『遲かれ早かれ正面衝突は免れない』のである。滿蒙を日本の支配下に置くためには戰爭も亦止むを得ない。――陸軍大臣と代表的な政治家の一人とは、大膽に斯う明言してゐるのだ。

二、支那及外蒙古の共産主義運動と日本の恐怖

日ソの對立の根底を成すものは右に述べた如くである。だがこの對立の根據をなほ一層充分に理解するために、日本の優れた外交官の言葉を引用することを許されたい。前駐露特命全權大使田中都吉氏は、雜誌『ソヴェート及滿蒙』昭和七年七月號に書いてゐる。

『公職にある余の立場としては、勿論余は自身の見解を公表することは出來ないが、しかし廣く日本の重要人士の間に容易に出入し得る機會を有するので、余は日蘇關係に對するその人たちの見解を知り得る地位にある。』（田中都吉『日本とソヴェート聯邦』）

だから我々は、田中大使の次の言葉を、『日本の重要人士の間』の意見を反映せるものとして讀むことが出來る。

『……若干述べて見たいことは、ソヴェート制度の開始以來鋭い注意を喚起し、且つ引續き日本人に多大の不安を感じさせてゐるところの日露の政治的關係の一面である。卽ちそれは、支那に對するソヴェートの政策を意味するのである。

『……故孫逸仙とその後繼者の活動について、ソヴェートの代理者が支那に積極的の援助を與へ

た時代に迄溯ることは暫らく措き、單に無作法に行はれた南京とソヴエートとの公けの關係以後における最近の事情を考へて見ただけでも、支那の廣大なる地域における共産主義運動の急速にして且つ普遍的なる生長を見逃すことは出來ない。そしてその結果は、必然的に支那の亂脈と荒廢とを齎らしてゐる。……

『これ等の運動を注意深く解剖するならば、勿論其處には種々なる深い原因が潜んではゐるだらう。しかし、もし吾々がかうした運動の一々の段階を指導すべく、支那にまでその力を伸ばしたところのロシアの首都における指導精神が、其の背後に鎭座してゐると憶測するならば、吾々はモスコウを買被ぶることになるだらうか。しかしながら一般の日本人は、これ等の運動の根源はレーニン主義にあるといふこと、そしてその發展は、直接にか間接にかモスコウから影響を受けた煽動者たちの協働に歸着するといふことを信じてゐる。……』（同上、傍點引用者）

このことが、『日本人に多大の不安を感じさせてゐる』――と、我が外交官の思慮深い言葉は語つてゐる。支那に於けるソヴエート地域の急速な擴大が、田中大使の言ふ如く、『支那の亂脈と荒廢とを齎らした』かどうかは、我々が既に以前に本年報第七輯第一部『中國經濟と帝國主義の攻勢』に於て書いておいたから、我々はこれを讀者の判斷に任せるが、兎に角支那に於てソヴエート制度が建設されつつあるといふ事實は、帝國主義日本を驅つてソヴエート聯邦に對する敵意を益々强めてゐるのである。だがまだ重要な問題の一つが殘されてゐる。田中大使に聞かう。

『この事（支那に於ける共産主義運動の生長――引用者）に關聯して、余が引例を禁じ得ないのは、外蒙古の現在の狀態である。余は單にそれが判然しないといふ單純な理由から、外蒙においてソヴエート聯邦に依つて何事がなされてゐるか、といふことを述べやうとは思はない。余が現在承知してゐることは、蒙古との自由な出入も自由な取引も殆んど完全に停止されてゐるといふ事實である。……外蒙古と稱する廣大なる地域との友誼や取引や交通を殆んど獨占してゐる世界唯一の國はソヴエート聯邦である。』（同上、傍點引用者）

かう云ふ事實に就て『日本における有力なる人士』が何う考へてゐるか？

兎に角日本人は現在の蒙古の事情に滿足してゐない。從つて當然想像し得ることは、やがて日本人は、（蒙古が――引用者）自分たちに對しては實際門戶を開き得ないのか何うかといふことを、現在以上に興味を以つて研究する時が來るかもしれないといふことである。』（同上、傍點引用者）

言ふ迄もなく外交官のこの婉曲な言葉は、蒙古に於けるソヴエート聯邦の勢力への、卽ち蒙古の共産主義化への恐怖、及びこれに關聯する日ソの衝突の可能性を意味してゐるのである。

だから極東には戰爭の危機が迫りつゝある！

『……世界陸軍の黒點地域は、ドイツを中心とする佛、英、獨、伊の豫想戰場たる西部ヨーロッパと、ソヴエート聯邦と東歐諸國の對立する東經四十度附近、及び帝國と支那とソヴエート聯邦の勢力が交錯する我が極東地方に限られて居る。

そして東にヨーロッパ遠征を豫想し西に極東戰を豫想する米國陸軍が、特殊な存在として、大きな疑問を我等に殘して居るのである。』（平田晋策『陸軍讀本』一九八頁、傍點引用者）（註）

（註）　我々は以下に於ても軍事問題に關して屢々『陸軍讀本』を引用するであらう。それは、右の書物が、前陸相宇垣大將と現陸相荒木中將の賛辭の序文を有してゐるためではない。此の書物が、陸軍省、參謀本部、陸軍技術本部、陸軍航空本部等の後援を受けて書かれた書物であるからだ。

ソヴエート聯邦はヨーロッパの側からも攻撃されてゐる。我々はこの問題にも觸れるであらう。何故ならば、後に論ずる如く、日ソ戰爭は、世界の全資本主義國が社會主義國ソヴエート聯邦を襲ふ戰爭と密接な關聯を持つてゐるからである。以下日ソの對立を更に立入つて論じよう。

第二節　日ソの經濟的・政治的諸關係と諸對立點

一、東支鐵道を繞る北滿の日ソ抗爭

鐵道は帝國主義的植民地又は半植民地支配には缺くことの出來ない手段である。南滿洲鐵道は一九〇五年（明治三十八年）以來南滿に於てその役割を果して來た。今や東支鐵道は北滿に於て其の同じ役割を日本のために果すことが必要になつた。然るに東支鐵道は滿洲國（滿洲國の成立以前は、言ふまでもなく中國）とソヴエート聯邦との合辨であり、寧ろソヴエート聯邦の勢力下にある。だから日本の滿蒙政策は東支鐵道に於て直接ソヴエートの勢力と衝突せざるを得ない。

（A）　日本にとつての東支鐵道の經濟的重要性

日本は『滿洲國を援助して』滿洲國を『開發』しなければならない。滿洲には日本に缺けてゐる多くの資源がある。滿洲の資源に就ては本年報第四輯第一部『日本經濟と滿洲問題』の第一節に書いて

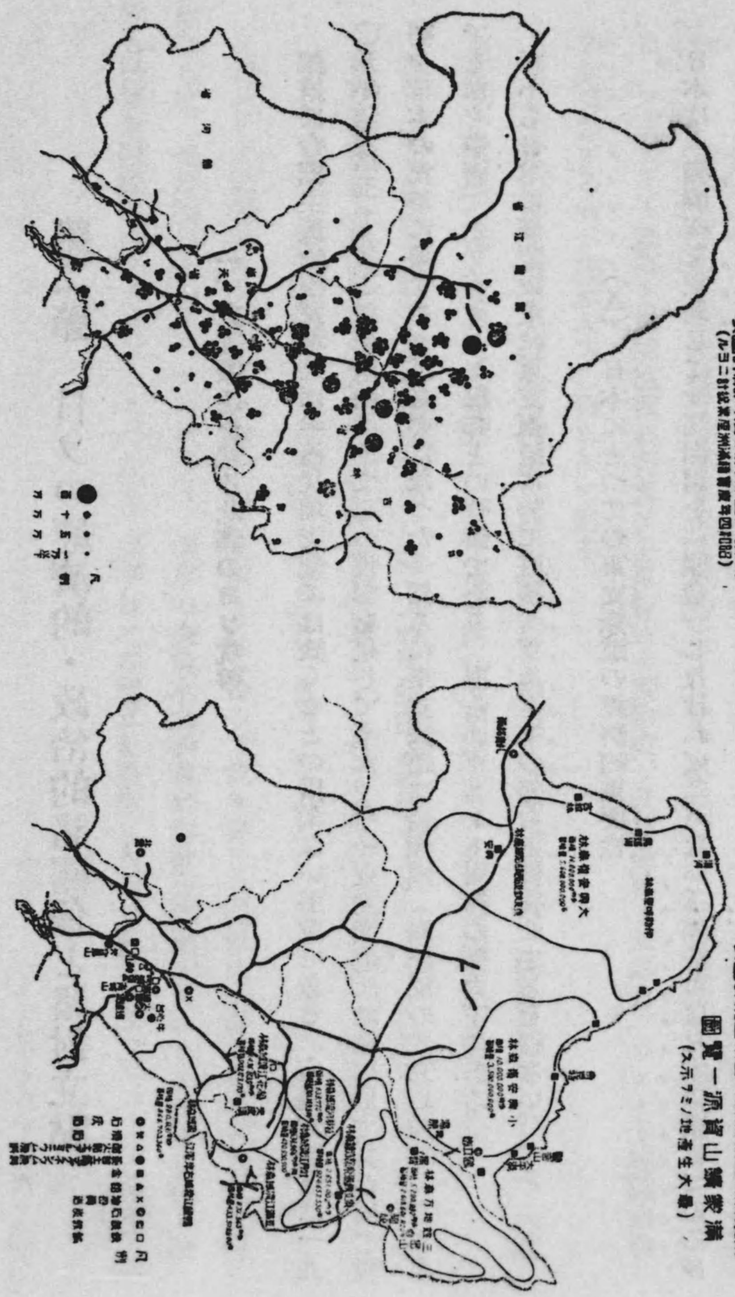

表圖計統高穫收別縣豆大蟹滿
（ルヲニ計統業程滿鐵調査資料四四記）

表圖計統量積蓄林森及積面林森鑛滿
圖覽一源資山鑛蒙滿
（ス示ヲミノ地產生大量）

おいたから、此處には繰返さないが、この資源を開發するためには是非とも東支鐵道が必要だ。前頁第一圖を見られたい。

右の圖が示してゐる如く、北滿の農產資源、材產資源及び鑛產資源の開發には、北滿を橫斷し縱斷する東支鐵道を缺くことが出來ない。（最近東支鐵道は北滿鐵道と改稱され樣として居る。）

東支鐵道の滿洲支配に有する重要性は十九世紀末期以來、資本主義諸國家間の東支鐵道爭奪戰を生んで來た。卽ち日淸戰爭後帝政ロシアは三國干涉の副產物をして一八九六年（明治二十九年）の露支同盟密約に基いて一九〇〇年露淸鐵道（現東支鐵道の外に長春大連間の南滿線を含む）を着工し、一九〇二年にこれを竣工したが、日露戰後長春以南の南滿洲線が日本の手に入つた。其後ロシアに革命が起ると帝國主義列强（日本をも含む）の西伯利亞出兵となり、東支鐵道は米國を主體とする列國の共同監督下に經營せられ、次で中國々民政府の利權回收運動が起つたが、ソヴエート聯邦の勢力が漸次增大するに伴ひ、一九二四年五月の蘇支協定及び一九二四年十月の露奉協定を經てソ支兩國共同經營となつた。然るに一九二九年に至るや、中國は武力を以て之を回收し、ソヴエート勢力を驅逐しようとし、國境に於て兩國軍隊の衝突が起つたが、中國軍隊がソヴエート軍隊に破れ、一九二九年十二月ソ支ハバロフスク協定によつて紛爭前の狀態に歸つた。その後モスコーに於て正式交涉が續けられてゐたが

一九三一年秋の滿洲事變となり、滿洲國政府が成立し、滿洲國政府が——同時に日本が——東支鐵道を回る國際爭奪戰に登場した。『……此東支鐵道の歷史は、又實に極東に於ける列國爭覇戰の縮圖である。其走馬燈の如き目まぐるしき變化は列國勢力の消長を示すバロメーターと目すべく、此過去の事實こそ正に將來を暗示する鑑である。』（陸軍省調査班『東支鐵道の過去及現在』昭和七年七月、二頁傍點筆者。）

滿洲國——日本——とソヴエート聯邦との爭奪地點となる東支鐵道の現狀の概略を示して置かう。

東支鐵道は次の樣な資產內容を持つてゐる。

（一）東支鐵道資產（金留、一九三一年一月一日現在）

一、建設費。一八九八年より一九〇五年の間に支出せられたる建設費……三六五、六四九、五四一

二、改良費。

（イ）一九〇六年より一九一七年に至る間に評價報告書に基き支出せられたる改良建設費……五、四六二、一〇五

（ロ）一九一八年より一九三〇年に至る間に支出せられたる改良費建設費及其の他……四〇、四四一、五八九

計……四五、九〇三、六九四

合計……四一一、五三三、二三五

（備考）中東鐵路年報一九三一年版（滿鐵飜譯）。但しこの數字は東支鐵道理事會によつて承認されてゐない。

他の數字によつて示せば、ソヴエート聯邦の東支鐵道への投資は四億五千萬圓であり、ソヴエート聯邦にとつては、東支鐵道が西伯利亞とウラヂオストツクとを結ぶ重要な交通路であるといふ點を除いてもこの巨大な投資を失ふことは非常な苦痛なのである。

次に東支鐵道は次の樣な收益力を持つてゐる。年々中國官廳に對する多額の支出を爲してゐるのにも拘はらず、その收支狀態は過去數年間に於て良好であつた。

（二）各國對滿投資方向別（千圓）

	日本	ソヴエート聯邦	英國	米國	佛蘭西	瑞典諾威
運輸	536,453	450,000	16,500	—	14,276	—
農・鑛・林	258,990		—	—	250	—
工業	147,404	50,000	2,500	2,500	5,000	250
商業	117,753		10,870	10,700	60	607
金融	204,339	15,000	7,000	8,500	—	—
其他	352,027	75,000	2,720	4,700	1,500	150
合計	1,616,966	590,000	39,590	26,400	21,086	1,007

（註）東亞經濟調査局調。ソヴエートの「其他」は不動產。

（三）東支鐵道營業收支（千金留）

	一九二五年	一九二六年	一九二七年	一九二八年	一九二九年	一九三〇年
（一）營業收入	四八、五〇五	五七、三四七	六〇、〇四三	六四、七一一	七〇、一一三	四九、九二二
（二）營業支出	二四、一三八	二七、二二〇	三五、二三〇	四〇、二三九	三二、七六一	二八、六二九
（三）差引收入殘	二四、三六七	三〇、一七二	二四、八一三	二四、四七二	三七、三五二	二一、二九二
（四）新規事業引當額	二、九〇三	五、二六七	五、七三六	七、三八三	四、四一六	一、二五三
（五）純收入	二一、四六四	二四、八五一	一九、〇七七	一七、〇八八	三二、九三五	二〇、〇三九
（六）純收入處分	六、〇一三	八、七三二	一三、二二一	一六、五一三	一九、六〇五	一七、七六九
右の中支那官廳に對する支出	三、四八六	三、四三七	三、二二〇	三、八七〇	四、〇七三	五、〇三二
（七）純收入殘	(+)一五、四五三	(+)一六、一一九	(+)五、八五六	(−)二四、九三〇	(+)二、九七六	(−)七二九

（備考）中東鐵路年報一九三一年版（滿鐵飜譯）による。

また東支鐵道の延長哩數は次の如くだ。

（四）東支鐵道本線延長（一九三一年一月一日現在）

滿洲里—哈爾賓間	哈爾賓—綏芬河	哈爾賓中央驛—同埠頭驛	計
九三四・七二粁	五四九・〇六粁	二三八・四六粁	一、七二六・五一粁

（備考）中東鐵路年報一九三一年版（滿鐵飜譯）。

そして次の樣な輸送能力を持つてゐる。

（五）東支鐵道所有車輛數（一九三一年一月一日現在）

	機關車數	客車輛數	貨車輛數
	五〇一	六三八	八、九六九

（備考）同　上

（六）東支鐵道旅客及貨物運輸

	一九二七年	一九二八年	一九二九年	一九三〇年
旅客運輸（軍人、軍屬及囚人を除く）（千人）	四、四五七	五、〇三六	四、六九六	三、二一五
普通便扱營業貨物運輸（千噸）	四、八三一	五、四三六	五、五九九	四、二〇一

（備考）同　上

（B）東支鐵道の軍事的重要性

右に述べた如く、東支鐵道は滿洲の經濟的開發の手段として、また收益を生む一つの企業としても

日本にとつて好ましい一目的物であるが、そればかりではなく、滿洲の政治的支配のために、『即ち治安維持』のために必要な一手段であり、更に重要なことは對ソヴエート戰爭には缺くことの出來ない武器である。東支鐵道を日本の手中に完全に握つてゐないことが滿洲國の『治安維持』にとつて如何に不便であるかと言ふことを、昨年十月、本年一月、二月以來『匪賊』討伐のための日本軍の北滿移動に當つて、日本は切實に感じざるを得なかつた。更に東支鐵道は、日ソ交戰の場合には敦賀——清津（朝鮮）——吉會鐵道——吉長鐵道を經て日本軍を北滿へ送る重要な軍事輸送線となり、食糧輸送路となる。

何故ならば、日ソ戰爭に當つては、日本は大興安嶺山脈を守らねばならず、そこへの軍隊輸送は東支鐵道による外はないからだ。（註）

（註）『ソヴエート赤軍がザ・バイカル方面から滿洲に進出すれば、日本はその死命を制せられるやうな結果に陷るであらう。故に日本軍としては、如何にしてもザ・バイカル方面の赤軍主力を防がねばならぬ。彼等の據るべき第一防禦線は、恐らく大興安嶺山脈であらう』

『日本軍が赤軍の侵入を防ぐ配置はほゞ左の如きものであらう。主力軍は大興安嶺を中心として、東支鐵道沿線の左右に展開し、左翼軍は赤軍の迂回に備へるために內蒙古北境方面に進出し、右翼軍は、ウスリー江、黑龍江、松花江方面に配備されるであらう。』（ソヴエート聯邦の軍事評論家スーリンの言葉。平田晉作『陸本讀本』二七七—八頁による。）

平田晉作氏は、この戰場の聯想を『軍事的に考へて、甚だしく安當性を缺くものではない』と言つてゐる。（同上二七八頁）。

(C)　赤軍は何故極東に集結したか？　北滿の白系露人と日本

ハルビン七月五日發電通によれば——

『最近ソヴエート聯邦の對滿軍事行動は逐日積極的となり攻防戰備また漸次恒久的となつて現れ遂に日露の開戰說さへ流布さるゝに至つたが、情報によれば露滿國境方面に配備せるその總兵力は約卅萬人と稱せられてゐる。而してこの驚嘆すべき兵力を抱擁する極東派遣軍司令部はイルクーツクに駐屯し、全軍の指揮に當り、ダウリヤ、浦鹽、ニコリスク、ハバロフスク、アレキセーフの五ケ所には師團司令部が置かれ更にチタ（陸上機）ハバロフスク（水上機）イルクーツク（陸上機）の三ケ所を航空隊の根據地となし、最近ニコリスク、ポクラニチナヤ間のホルヴトラ附近、スパスカヤ、イマン地方及び露鮮國境のポシユトにそれ〳〵大飛行場が完成され機數合計百五十と稱せられてゐる云々。』

何故に赤軍は極東に集結したか？　陸軍大佐佐々木一雄氏は次の如く言つてゐる。

『何故にかく兵力を集結したかと云ふことについては、極めて明瞭なことであらう。滿洲事變と共に支那匪賊の國境を越えて露領に逃走せんとも計られず、猛進の評ある日本軍隊は、之を追擊して國內に進入することあらんことを慮りてこれに備へるため、又一面には支那軍隊の國境を越えて入國する如き場合には、之を擊攘すべく、彼の掠奪兵隊は一步も國內に入れぬと云ふ理由もある。

『更に考ふべきは、勿論白系露人の反革命的軍事行動を考慮して、萬一日本軍隊が赤化宣傳を憎むのあまり、白系を援助して、露國內に進入することはないか、これも當然あるべき事實である。』（佐々木一雄『裏から脅威するソヴエート・ロシア』』二四八頁、傍點引用者）

此際我々は、北滿の白系露人と日本軍隊との關係に觸れておく必要を感ずる。何故ならば、佐々木大佐が言ふ如く『日本軍隊が……白系を援助して露國內に進入すること』が『當然あるべき事實である』とすれば、このことは、後に述ぶる如き、北洋漁業及び北樺太の利權を廻る日ソの對立以上に、日ソ戰爭の危機を强める要因となるからである。我々は日本軍の白系露人援助が眞實であるか否かを知らない。だから白系露人の反ソヴエート運動の事實及び、日本軍隊の白系露人援助に關するソ聯邦側と日本軍隊側との双方の言葉を掲げるに止めたい。

七月二十日『國民新聞』は『白系露人旋風的に暗躍』といふ見出しで廣い紙面を割いて白系露人の運動を報道した。

『流寓十五年、祖國なき白系露人は革命に追はれて全世界に散つた漂泊の同志と、絶えざる連絡を取りつゝ舊露帝國の陸海軍人を主體として倦まざる祖國奪還帝政復活運動を續けて來たが本年一月滿洲事變を機會に、從來各派に別れてゐた白系露人は猛然として一團となり、キリル・ウラヂミロウイツチ大公を統帥者としてこゝに强力なる「信仰皇帝、祖國擁護同盟」を組織するに至つた。信仰皇帝祖國擁護同盟は本部をパリに置きアメリ

カ、歐洲各國、極東の全世界に五十餘の各國支部を作り、亂れざる統制の下に運動を開始したものである。

この同盟には極東帝政派の大立物マルコフのひきゆるモナルヒスト一派、キリル大公を戴く元駐日大使クルペンスキー一派のレギチミスト派、ロマノフ王朝唯一の正統ニキターアレキサンドロウイツチ公の帝政派、ガーセンベックの統率するムラド・ルースと稱する一派の四つの團體が合流したもので極東方面は特に重要視しハルピン奉天上海及び日本の各都市に支部を設け、ハルピンには帝政時代のジヤドオン大佐、奉天にはベトホーク、日本には代表としてウイノクロープ、書記長としてパルイコフを現に置いてゐる。すべて舊ロシヤ帝國反ソビエットの大立物を網羅し主力となつて運動を續けてゐて舊陸海軍將校だけで千二百名と言はれてゐる。

この强力なる白系露人の働きと共に極東方面では、祖國奪還の活動主體である信仰皇帝、祖國擁護同盟と力を合せ、セミヨノフ將軍、パウレフスキー大佐のシベリア自治團が最近特に積極的活動をつゞけ、更に白系露人のこの猛運動の事實を裏書するものとして、本年二月に作られた滿蒙ロシア協會の誕生がある。同協會は極東方面在住の白系露人を主體として滿蒙國家に於ける國籍を取得し、更に進んでは白系露人新國家建設を目がけてゐるもので、これにはプロンスキー、クレルザエ、メラウヤンスキー、ベトホフ等同樣舊帝國要路の人物が主となつて活動をつゞけてゐる。この外極東エミグラント聯合、露國軍事聯盟、ロシアファシスト同盟等失はれた祖國を奪ふべく、又は國籍なき流寓の悲哀から更生すべくその運動は益〻深刻味を加へつゝある。』（傍點筆者）

これらの白系露人の運動を日本軍隊が援助してゐるといふ風說に就て、ソヴエート聯邦外務人民委員代理カラハン氏が本年二月二十四日、日本の廣田駐露大使に向つて左の如き質問を行ひ、說明を求めた。（此時のカラハン氏の質問は東支鐵道による日本軍隊輸送に關する他の二つの質問を含んでゐるがこれを省略する）

『近時日本の個人、公人殊に軍憲に於て、在滿白系露人團體を公然援助しあるの報道に接することを頻々にして、又所謂新國家の國族中に白色部を以て白系露人を表徵し、或は新國家の官吏勤務員等に白系露人を採用せんとする計畫あるが如きは、蘇聯邦として平然たる能はず、滿蒙新國家の意義と共に之に關して日本政府の說明を求む。』（陸軍省調査班『東支鐵道の過去及現在』一九三二年七月、五五―六頁による）

他方日本側の辯明を聞かう。本年四月に於けるハルビン附近の東支鐵道軌條爆破事件に關聯して、日本陸軍當局は次の樣な聲明を當局談の形式を以て發表した。

『最近蘇聯邦有力諸新聞は、北滿に頻發する鐵道爆發竝に列車顚覆等のいはゆる『赤色』テロ事件を報道して、これは紛爭範圍を擴大し更に北滿に增兵せんがため、日本軍部が白系露人を利用した陰謀であると斷じ、近來稀に見る激越なる論調をもつて、日本の侵略的企圖を宣傳してゐるが、わ

れを認ふるも甚しいものである。

……わが軍は滿蒙の天地に安寧と秩序とをもたらすべく、滿腔の誠意を捧げ渾身の努力を致しつつあるが、敢て蘇國の權益を侵犯せんとする如き意圖はない。また白系露人の實力に就ては蘇當局

も充分承知の筈であつて左程懸念すべきものではない。わが軍が彼等を援助しまた利用する如きことは斷じてなくまたその必要もない。

蘇聯邦新聞が日本軍部と白系露人との間に關係ありと認ふる眞意は奈邊に存するか吾人は諒解に苦しむのである。過般東支線上に起つた不祥事件は目下取調べ中であるから近くその眞相も判明するであらう。蘇聯邦要人は「親の心子知らず」といふ言葉を用ひて下級共產黨員の活動は誠に困つたものだと宣傳してゐる趣である。たれか、烏の雌雄を知らんやともいひたいが、しかし吾人はこの某要人の言明の通ならんことを衷心から希望する云々。』（昭和七年五月陸軍省調査班『東支鐵道の過去及現在』六一頁による）

四月八日の第二松花江鐵橋爆破未遂事件、四月十二日午後ハルビン市東側ハルビン市驛附近軌條に爆藥を裝し日本軍のハルビン市歸還を妨害せんとした事件（未然に發見）、及四月十二日午後十時三十分舊ハルビン市驛の成高子との中間地區（ハルビン市東方十七粁）の凸道に於ける日本軍輸送列車顚覆事件等を、ソヴエート側新聞紙は、日本軍部が北滿に增兵せんがため、白系露人を利用した陰謀であると言つてゐる由であり（前揭日本軍部の聲明）、日本新聞紙はこれをソ聯邦共產黨員の陰謀であると報じた（七月十三日の都下新聞紙は一齊に大きな紙面を割いて、これを報道した）。その後日本の新聞紙はこの事件を全く書かないが、四月八日のハルビン附近軍隊輸送列車顚覆事件の犯人に關する記事は、何の故を以てか××××××××××××××を命じられてゐる。

筆者は此處まで書いて來て、偶々張作霖爆死事件を思ひ出したが、此處は筆者の感慨を語るべき場所ではない。今度は目を轉じて北洋と北樺太を見ることにしよう。

二　北洋漁業問題

モスコー八月十四日發聯合至急報は、日露漁業交涉成立を傳へた。

『勞農聯邦外務人民委員會次長ミハロヴイツチ・カラハン氏とモスコウ駐劄日本大使廣田弘毅氏との間に一ケ年半續けられた日露漁業交涉は愈々八月十三日を以て成功裡に完了し廣田、カラハン兩氏八月十三日、一九二八年日露漁業條約（日本國及びソビエト社會主義共和國聯邦間漁業條約）の適用に關する根本的疑義諸問題の解決を含む特別協定に調印を了した。調印式には日本大使館員並に聯邦外務人民委員會の責任者が出席した。』

電報の報道する處によれば、ソヴエート側は漁業交涉に於て讓步の態度を示し、この問題を繞る日ソの對立は緩和されるかに見える。ソ聯邦が本年二月、北滿に於ける日本軍の東支鐵道使用を許したことと共に、ソ聯邦が努めて日ソ戰爭を避けてゐる態度を見ることが出來る。だが然し、だからと言つて、北洋問題を中心とする日ソ戰爭の危險は全くなくなつたとは言ひ得ない。兩國間の事態が他の

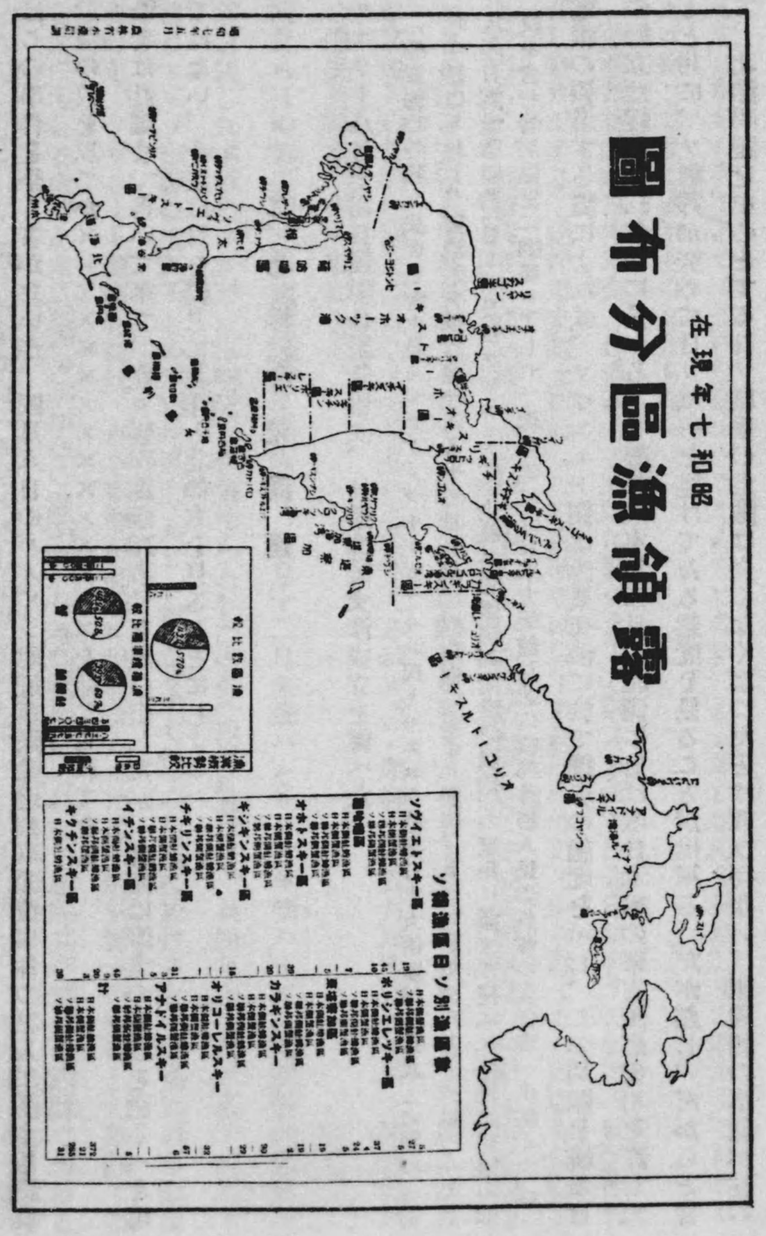

一面に於て切迫して來るならば、極めて小さなキッカケが戰爭を惹き起す。日本××はソ領漁業『保護』の爲に××××(××、××、××、××)を五月上旬からカムチャッカ方面に派遣してゐるが、もしも日本×××とソ聯邦監視船とが衝突する樣なことがあれば、それは直ちに大きな事態へと擴大することが出來る。

（七）ソ領北洋漁業鹽藏、罐詰其他製造高

	鹽藏				罐詰			
	鮭（紅鮭、鱒を含む）	鱒	計	紅鮭	鮭（鱒の助を含む）	鱒	蟹	計
一九二〇年	五、六二九	七、五二三	一三、一六二	九、六五六	二、六五三	一、二六一	二七、五二一	
二一年	五、七一七	五、五〇一	一一、二一八	一一、九二六	二、七〇五	一、三六九	二八、三六一	
二二年	六、四二四	七、三四八	一三、七八二	一三、三二四	九一四	一、四〇一	三一、二八四	
二三年	五、五五三	二、八九九	八、四五二	一三、四九五	七三一	一、一八四	二五、八八二	
二四年	五、三〇四	九、八〇六	一五、一一〇	一二、八一九	八六五	一、五六〇	三四、三三〇	
二五年	五、五〇二	二、四九二	七、九九四	九、二六三	一、一九九	一、三七二	三三、七三八	
二六年	四、二八〇	九、九三六	一四、二一六	一三、三四七	一、一二三	一、三五八	三五、六一八	
二七年	五、一四九	一、九七三	七、一二三	一一、六九二	七九一	一、二四五	二七、〇八九	
二八年	七、五三一	五、八九〇	一三、四二一	二一、八二三	三七五	四六、三八二		
二九年	七、一九九	七一六	七、九一五	一六、六三一	六二〇	三二、一九八		
三〇年	六、四二四	三、〇八七	九、五一一	一二、五〇四	九一三	一、四七一	三一、八二九	

（備考）第七次農林省統計。

我々は本年報八輯一部第六節『北洋漁業合同と日ソの對立』に於て北洋漁業問題を取扱つておいたから、此處では、日本漁業資本家にとつての北洋漁業の重要性に關する二三の基本的資料を提示するに止めよう。

先づ本年度の日本側漁區取得數をソヴエート側のそれと比較すると二二頁に掲げた圖の如くである。

日本漁業資本家はソ領北洋漁業から前頁第七表の様な利益を受けて來た。卽ち鮭、鱒等の鹽漬、罐詰等の製品が年々三千萬圓程度出來る。

漁業資本家がどれだけ儲けてゐるか。最大の漁業會社日魯漁業は年々上の様な業績を示して來た。(註)。

(八)　日魯漁業の利益と配當率の變化

(上期は毎年五月末、下期は十一月末締切)

	公稱資本金 千円	平均拂込資本金 千円	利益金 千円	利益率 %	配當率 %
1926年上	17,000	12,600	1,243	19.7	12.0
同　下	17,000	12,600	2,936	46.4	30.0
1927年上	17,000	12,745	3,056	47.9	30.0
同　下	17,000	15,702	3,039	38.7	30.0
1928年上	40,000	19,773	4,124	41.7	22.5
同　下	40,000	22,750	4,372	38.4	22.5
1929年上	40,000	22,750	2,171	19.3	15.0
同　下	40,000	22,750	1,061	9.3	6.0
1930年上	40,000	22,750	(−)710	—	—
同　下	40,000	22,750	962	8.4	—
1931年上	40,000	22,750	(−)326	—	—
同　下	40,000	22,750	214	1.9	—
1932年上	40,000	22,750	1,050	9.2	6.0

(註)　日魯漁業は北洋合同漁業(八輯第四部第七節參照)の合併をこの八月末に完了する。この業績は勿論、合併前の日魯漁業會社に就てである。

上の業績から分る様に、日魯漁業は三、四年前には平均拂込資本に對して、毎期四割といふ利益を擧げ、二割、三割といふ配當をやつて來た。實にソヴエート聯邦に對する『帝國權益』の有り難さは此處にある。ところが、前輯(一九七頁)にも書いた様に、宇田某の漁區入札問題やルーズな經營方法から最近三期續けて缺損を出したが、本年五月末締切の決算では九分二厘の利益率で六分の配當をした。貴族院が『北洋漁業權益確保決議』をしたり(一九三一年三月十六日貴族院)、衆議院が『北洋漁業權益確保に關する建議』を出したり(三一年三月二十三日衆議院)するのは、言ふまでもなく目的は此處にある。

では誰がこの利益を得るか、日魯漁業の大株主を示さう。

(九)　日魯漁業大株主(八月六日現在)

	舊株(五十圓拂込)	新株(十二圓五十錢拂込)	計
昭和證券株式會社(東京)	四三、四三七	二〇〇	四三、六三七
三菱商事株式會社(同)	二八、四〇〇	—	二八、四〇〇
寺塚岩次郎(同)	二一、四八六	—	二一、四八六
株式會社山下洋行(同)	五、九一〇	四、三二〇	一〇、二三〇
深谷繁松(同)	—	八、三八六	八、三八六

(備考)　總株數八十萬株、內舊株三十四萬株、新株四十六萬株。

右は北洋漁業會社を合併する前の大株主だが、合併後の大株主を左に示す。

	舊株(五十圓拂込)	新株(十二圓五十錢拂込)	計
中島伊平(東京)	七、九七六	—	七、九七六
北海道製罐株式會社(北海道)	七、七一〇	一四〇	七、八五〇
山下洋行取締役三宅猿(東京)	七、二五〇	—	七、二五〇
中島知久平(同)	六、三〇〇	—	六、三〇〇
高津六平(同)	—	六、二〇〇	六、二〇〇

（十）合同後の日魯漁業大株主（八月三十一日現在）

	舊株（五十円拂込）	新株（十二円五十錢拂込）	計		舊株（五十円拂込）	新株（十二円五十錢拂込）	計
昭和證券株式會社（東京）	四〇、九五七	一五〇	四一、一〇七	中島伊平（東京）	七、九七六	—	七、九七六
三菱商事株式會社（同）	四八、四〇〇	—	二八、四〇〇	西出商事株式會社（北海道）	七、九三九	—	七、九三九
東邦水産株式會社（北海道）	一二、三〇〇	—	一二、三〇〇	北海道製罐株式會社（北海道）	七、七一〇	九〇	七、八〇〇
株式會社山下洋行取締役山下太郎（東京）	五、九一〇	五、三五〇	一〇、二六〇	山下洋行取締役三宅環（東京）	七、二五〇	—	七、三〇〇
深谷繁松（同）	—	八、三八六	八、三八六	中島知久平（東京）	六、三〇〇	—	六、三〇〇

（備考）總株數百七萬六千株。内舊株六十一萬六千株。

日魯漁業の最大の株主は、『昭和證券株式會社』だが、これは事實上堤清六氏の持株であると言はれてゐる。堤清六氏は、もとは三井に接近してゐたが、今では三菱にヨリ近づいてゐる。また三菱自身四萬八千四百株を持ち、更に日魯漁業に金を貸してをり、日魯製品の販賣權を握つてゐる。

三、北樺太の石油及び石炭利權

一九二五年一月日ソ國交恢復後日本は北樺太に於て八個の利權を獲得したが、それらのうち多くは利權を喪失するか或は喪失に近い狀態となつて、現存するものは北樺太石油會社の石油利權と北樺太鑛業會社の石炭利權の二つになつてゐる。この二つの利權、就中石油利權は日本にとつて大きな重要性を持つてゐる。

先づ北樺太石油會社を見よう。この會社は一九二六年大正（十五年）六月に創立された。創立後六年しか經てゐないが、事業狀態は良好で、累年次の樣な利益を擧げて來た。

（一）北樺太石油累期業績表

	公稱資本金 千円	平均拂込資本 千円	利益金 千円	利益率 個	當配率 個
1926—7年度	10,000	4,000	82	0.21	—
1927—8年度	10,000	4,000	504	1.26	0.8
1928—9年度	10,000	5,675	1,033	1.82	0.8
1929—30年度	10,000	7,675	1,471	1.91	0.8
1930—1年度	10,000	9,675	1,878	1.94	0.8
1931—2年度	10,000	11,628	1,549	1.33	0.7

これは『東洋經濟新報』本年七月二日號に記してゐる如く、『當社は我國の石油國策上創立されたものであり、軍事的にも重大な關係を持つので、創立以來、海軍省は當社の搬出油（採油及びソ國からの購入油）の大部分を、市場相場よりも遙かに高値で買上げて來た』からである。だから、此の會社には特殊事情があつて或る部分の賃銀費其他を切つめることが出來ないにも拘はらず、年八分といふ配當を續けて來たのだ。（註）

（註）北樺太石油會社はソヴエート聯邦との契約によつて、勞働者の七割はソヴエート勞働者を傭はねばならぬ。實際はソヴエート側がそれだけの勞働者を送らないので日本人勞働者と半分づつ位になつてをり、ソヴエート側勞働者は、毎年團體契約で傭はれ、勞働條件が嚴重で、賃銀を切り詰めることが出來ない。一九三二年度の團體契約は三月中旬に正式調印されたが、其の主要點は左の如くでソヴエートの勞働者は、よい條件で働いてゐる。

一、最低賃銀を從來の一ルーブル三十五より二ルーブルに引上げる事

一、同時に勞働者級を從來の十級を八級に減じる事
一、今夏勞働クラブ（總面積二千平方米）を新設する事
一、ソ國勞働者の爲新たに公衆食堂（總面積四百平方米）を建設する事（『石油時報』昭和七年四月號）

右の引用にもある如く、北樺太石油會社は第一に『石油國策上』設立された會社である。日本は石油資源に乏しい。次表の示す樣に、日本は多額の原油の輸入をしてゐる。一九三一年に就て見ると、日本に供給された原油の數量は、輸入が三百四萬七千石、日本の產出額が百七十六萬九千石で、輸入額が日本の生產額の約二倍である。そして日本の生產額のうち六三%餘を占める百十一萬六千石が北樺太石油會社から產出された。

（二）日本原油產出高、輸入高と北樺太石油產出高

	日本原油輸入高 千石	日本原油產額 千石	其內、北樺太石油原油產額 千石
1926年	1,723	1,573	206
1927年	2,088	1,576	463
1928年	2,508	1,713	728
1929年	2,591	1,783	1,104
1930年	2,858	1,806	1,152
1931年	3,047	1,769	1,116

（備考）日本石油會社の統計、及び北樺太石油會社の發表による

第二に北樺太石油會社は、軍事的に重要な會社だ。即ちこの會社の搬出油の九割が海軍省に賣られてゐる。一九三一—二年度の此の會社の採掘油は十八萬六千瓲（百十一萬六千石）、ソヴェート國營企業からの購入分八萬三千瓲（四十九萬八千石）、それに前年度末の貯油十三萬六千瓲（八十一萬六千石）を加へて二十七萬二千瓲（百六十三萬二千石）を搬出販賣したが、その九割强を占める二十五萬瓲（百五十萬石）が海軍省へ販賣された。

此の會社と海軍との密接な結び付きは、元舞鶴司令官退役海軍中將中里重次氏が社長であること、及び最近元海軍省燃料廠製油部々長小泉武三氏（退役海軍少將）が支配人になつたことを見ても分るだらう。

北樺太石油の大株主を示しておかう。

（三）北樺太石油大株主（一九三二年四月末）

日本石油株式會社（東京）	二三、三六六	日本產業株式會社（東京）	一六、七四五	株式會社川島屋商店（東京）	一一、九〇一
仁壽生命保險株式會社（東京）	九、八九〇	三菱鑛業株式會社（東京）	八、〇七〇	中野興業株式會社（新潟）	七、五〇〇
瀨尾喜兵衛（大阪）	六、二一七	菱川合資會社（東京）	五、七四二	長部松三郎（新潟）	五、一五〇
三井鑛山株式會社（東京）	五、一一五				

次に北樺太鑛業會社を見よう。北樺太鑛業會社は、一九二六年（大正十五年）八月から營業を開始した炭鑛會社で、三井、三菱、大倉、住友等の諸財閥をバツクにしてゐる。現在のところでは一年十二萬噸位を送炭してゐるに過ぎず、その業績もあまりよくない。この會社が儲らないのは北樺太石油會社の場合と同樣に、ソヴェート勞働者を傭はねばならぬ爲、賃銀切下げをやつて生產費を安くすることが出來ないせいだと言はれてゐる。

然し現在儲らなくても、その利權は日本にとつて重要だ。何故ならば、その埋藏炭は一億噸を下ら

（四）北樺太鑛業累期業績表

	公稱資本 千圓	平均拂込資本 千圓	利益金 千圓	利益率 個	配當率 個
1926—7年	10,000	4,000	(−) 28	—	—
1927—8年	10,000	4,000	(−) 15	—	—
1928—9年	10,000	4,333	55	0.13	—
1929-30年	10,000	5,000	65	0.13	—
1930—1年	10,000	5,000	71	0.14	—
1931—2年	10,000	5,000	81	0.16	—

ず、經濟的採掘可能量だけでも五千五百萬噸と言はれてゐるからだ（『ダイヤモンド昭和七年三月二日號）

旭川の師團が殆ど動員されなかつたのは北樺太に於ける石油、石炭資源を守る任務があつたからだと我々は解釋する。

右に見た樣に、北樺太及び北洋の漁業資源は日本資本家にとつて望ましい獲物である。然しながら、前述した如く、日ソの根本的な且つ決定的な對立は滿蒙及び中國を支配せんとする日本帝國主義の意圖がソヴエートの勢力と衝突する點にある。日本の一陸軍大佐が次の樣に言つてゐるのは全く正しい。

『極東の心臟である支那大陸がソ聯邦に征服せられ、その代償として樺太を貰つたとて、浦鹽を頂戴したところで、××には何の利益もない。やがて滿洲は脅かされ、次に××が××されるではないか。』（佐々木一雄『裏から脅威するソヴエート、ロシヤ』一三頁、××は原文による）

四、ソ領沿海州と日本領土との地理的近接

右の引用の中に『浦鹽を頂戴したとて云々』の言葉が出た。我々は一九一八年（大正七年）十一月末から、一九二二年（大正十一年）四月へかけて行はれた日本軍隊の西伯利亞占領と北樺太占領とを想起する。此處で日ソ對立の尙ほ一つの要因として、ソ聯邦の極東沿海州と日本との地理的近接を指摘して置くことは無駄ではないだらう。

日本海を隔てゝ向ふにソ領沿海州があり、ウラヂオストツクが日本海に臨んでゐることは、日本にとつて一つの軍事的脅威でもある。日本がソヴエートと戰ふときには、前述した樣に、日本と滿洲とを繋ぐ交通路は日本海を横切る。然るに

『彼等（ロシア——引用者）には、いまだ威力ある海軍はないけれども、ウラジオストク要塞の巨砲は日本海上に向ひ、極東特別五個師團の兵は、滿洲國の北方國境線を包圍する姿勢を示してゐる。我が陸軍を想定敵とする彼等の存在は、海軍としても、戰略上見逃す事は出來ない。』（平田晋作『海軍讀本』三八頁）

だから日本海の交通を確保するためには、沿海州が日本と對立しないことが必要だ。それには白系露人が『獨立國』を西伯利亞に作ることは——丁度滿洲人が『滿洲國』を作つた樣に——日本にとつて極めて望ましいことである。既に述べた樣に、我々は日本軍隊の白系露人援助の眞否を斷ずる資料を持

たないが、日本軍が彼等を援助してゐるとすれば、それは斯るところに起因するであらう。

沿海州の近接せる存在は、日米海戰を豫想する場合、日本にとつて益々大きな脅威となる。日本の一海軍通は次の樣に論じてゐる。

『……西伯利亞及支那大陸方面を無爲に放擲し置くことは戰役（日米海戰—引用者）の實施に於て不便であり且つ時に大に危險である。この關係に於て一部人士の絶叫するが如く日支露の同盟聯携を策することは露西亞の信義の信ずべき限りは望ましきことである。然し露西亞の信義の信ずべからざる限りは必ずしも之に依るの必要はなく、自ら施し得べき策があるのである。』（川島清治郎『日米一戰論』二二三—四頁）。

だから『日本海を我等の湖水に』しなければならないと言ふのだ！

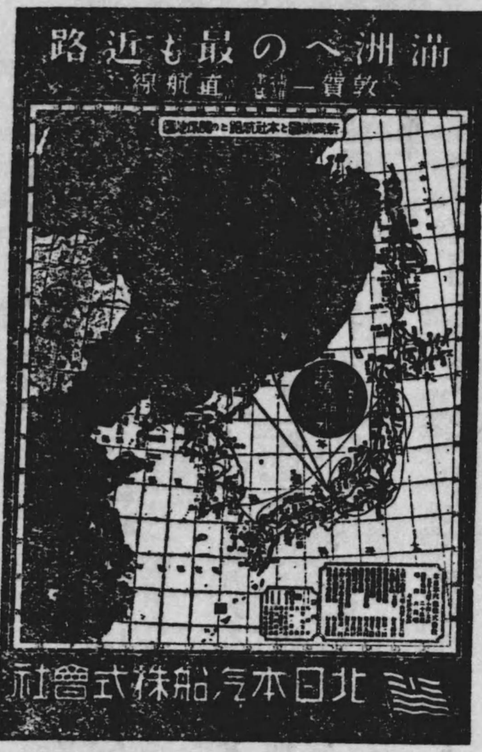

五、日ソの貿易關係

最後に日本とソ聯邦との間の貿易關係を取扱はう。

日ソの貿易關係の數字は、對ソ貿易が日本にとつて大きな重要性を持つてゐないことを示してゐる。

即ち一九三一年に於て、日本のソ領亞細亞向け輸出は日本の總輸出額の二%五、ソ領歐洲向け輸出は〇%三を占めてゐるに過ぎない。全ソ聯邦への輸出は日本の總輸出高の三%に足りなかつた。輸入に於ても、日本のソ聯邦よりの輸入は、總輸入額の二%五を占めてゐたに過ぎない。

（一）日ソの貿易關係

輸出

ソ領亞細亞向け（千圓）	一九二六年	三三、八八三	一九二七年	二四、三二六	一九二八年
同對日本總輸出割合（%）		一・八〇		一・一三	
ソ領歐洲向け（千圓）		七九三		一、六六八	
同對日本總輸出割合（%）		〇・〇三		〇・〇七	

ソ領亞細亞向け（千圓）	一九二八年	三三、〇二四	一九二九年	三三、八七三	一九三〇年
同對日本總輸出割合（%）		一・〇〇		一・〇三	
ソ領歐洲向け（千圓）		二、一四一		三、〇八一	
同對日本總輸出割合（%）		〇・一〇		〇・一四	

ソ領亞細亞向け（千圓）	一九三一年	二四、三五六	一九三二年	二三、〇五四	一九三二年上半期
同對日本總輸出割合（%）		一・三		一・〇五	
ソ領歐洲向け（千圓）		一、六六八		二、二四一	
同對日本總輸出割合（%）		〇・〇七		〇・一〇	

輸入

ソ領亞細亞より（千圓）	一九二六年	三、二九九	一九二七年	七、七六六	一九二八年
同對日本總輸入割合（%）		〇・二六		〇・五九	

ソ領亞細亞より（千圓）	一九二九年	一五、〇三五	一九三〇年	二六、九三五	一九三一年
同對日本總輸入割合（%）		〇・九〇		一・八四	

ソ領亞細亞より（千圓）	一九三一年	一四、九四一	一九三二年上半期	八、四六七	
同對日本總輸入割合（%）		一・五四			

ソ領歐洲より(千圓)　四　八六九　一、一九七　二、三〇三　一、三四五　二、一三四　五七四
同對日本總輸入割合(%)　〇　〇・〇四　〇・〇六　〇・一二　〇・〇九　〇・一九　〇・一〇

(備考)『外國貿易年表』及び『外國貿易月表』による。

(二)　入出輸別品商要重亞細亞領ソの對日本

(千圓)

輸出		1929年	1930年
	米	154	743
	粉	1,255	1,565
	糖	928	229
	絹	165	939
	綿	240	217
	絹	2,821	5,726
	麻	537	824
	織	1,835	4,212
	物	621	1,144
	船	857	2,504
	舶	1.196	1,811
	品	398	618
	材	236	641
	薦	88	604
	品	15,053	26,973
輸入		1929年	1930年
	魚	3,251	8,856
	類	2,039	8,817
	油	4,753	6,371
	炭	1,646	1,509
	材	10,277	9,052
	料	148	217
	製	117	932
	品	22,874	37,232

(備考)『外國貿易年表』による。

重要商別品の輸出入の詳細は『外國貿易年表』では一九三〇年までしか分らぬが、それによると、第二表の様である。

輸出品中の主なものは一九三〇年に就て言へば漁網の五百七十萬圓、鐵製品の四百二十萬圓、機械類及び同部分品の百八十萬圓で、輸入の主なものは、木材九百五萬圓、鹹魚八百八十五萬圓、其の他の魚介類八百八十二萬圓、原油及重油六百三十七萬圓、石炭百五十萬圓であつた。ソ領歐洲向け輸出入は一層僅かで、その主要内容は第三表の様である。

(千圓)

ソ領歐洲間の輸出入		1929年	1930年
日本と	茶	2.017	916
	ド	238	240
	(製粗)	89	559
	金	1929年	1930年
	入	1,253	827

右の極めて大ざつぱな分析から見ても、日ソの貿易關係が、日ソ間の戰爭を少しも妨げる要因とならぬことが分る。即ち日ソ貿易關係の杜絶は、アメリカ合衆國や中國との貿易關係の杜絶の様な大きな苦痛を日本資本主義に與へるものではない。

尤も現在の深刻な經濟恐慌は、日本の資本家をして少しでも多くの利潤を得ようとする努力を拂はしめてゐる。だから昨年六月ソ聯邦から持ち出した五千萬圓のクレヂット設置問題に就ても、日本の有力な會社の大部分を含む對露輸出組合(三井、三菱、住友、大倉、古河等々が入つてゐる)では、この問題解決のために政府に向つて運動をし、對ソ貿易振興會と言ふ新たな團體を作つて輸出補償問題を解決しようとした。この對ソ貿易振興會の特別委員は、三井物産、三菱商事、大倉商事、古河電氣、浦賀ドック、池貝鐵工所、日立製作所、八坂商事等である。

(三)　輸出入綿ヨ苛性曹達(粗製)白金

これらの會社は「政府の補償金額を最高金四千五百萬圓の範圍まで增額せられたきこと」、「補償限

度を七割五分まで擴張せられたきこと』等々の要求を掲げて對露輸出補償法の改訂を政府に要求したが、昨年十二月末成立した政友會內閣は對露輸出補償法の改訂を骨拔きにしてしまつた。

日ソの貿易が日本資本主義に齎らす利益は、前述し來つた日ソの經濟的、政治的諸對立の前には、一たまりもなくけし飛んでしまふのである。

第三節　ソヴエート聯邦の經濟的發展と『恐露病』

一、日本資本家の『恐露病』

前述した樣に、帝國主義日本とソヴエート聯邦との對立の根源は、日本の極東政策がソヴエート聯邦の勢力と衝突するところに發する。ソヴエート聯邦が、世界戰爭と革命とによる經濟的破壞から未だ回復し得なかつたときには、日本はソヴエート聯邦を恐れる必要がなかつた。だがソヴエート聯邦がその經濟的諸困難を克服し、社會主義國家としての强力な發展を遂げ來るに及んで、ソヴエート聯邦への敵意と恐怖とが尖銳化されて來たのである。

『大正八九年前後の我が陸軍力は、極東の野を守るのに十分であつた。しかるに昭和年代に入るとともに、俄かに二大豫想敵が我等の前に出現したのである。新興の支那陸軍は、不統一とは云へ、兵數二百萬を超える歷戰軍である。……

舊ロシア陸軍に代つて現はれたソヴエート赤軍に至つては、約百三十萬の大軍と、約二百中隊の空軍をもつて、世界第一を自稱しつゝある新銳である。軍事委員長ヴロシーロフをして云はしめると、彼等は「全世界の資本主義國家の軍隊と一戰出來る自信を持つ」のである。我等はこれを單なる豪語として一笑に附することは出來ぬ。』(平田晉策「陸軍讀本」四〇—一頁)

言ふ迄もなく、ソ聯邦の軍事的勢力の增大はその經濟的勢力の增大の結果だ。ソヴエート聯邦の經濟的勢力は、今や日本資本家をしてソ聯邦への恐怖を告白せしめる迄に增大した。日本資本家中の代表的理論家の一人であり、有數のソヴエート研究家である現商相中島男爵は嘗て次の樣に言つた。

『私は、實は現在かなりの恐露病に罹つて居る譯であります。病患者の一片の囈言とのみ御聞き流しになるかも知れませぬが、此頃時にロシアの產業五ヶ年計畫完成の曉のことを考へて、祖國の產業は何處へ行くかといふやうな病的悲觀に陷ることもあるのであります。

抑も私は最初――昨年（一九三〇年――引用者）初め頃まで――はロシアの産業五ヶ年計畫は必ず第一、ロシアに於ける國民生活の窮苦竝に物資の缺乏、第二、財政の困難、第三、青年の覺醒（？）この三つの原因から大體失敗に終るであらうといふことを信じて居つたのであります。けれども昨年一個年（一九二九―三〇年――引用者）の實績を回顧して、ロシアは必ずこの計畫に成功するであらう。而してその成功の曉に於ては、日本は固より、世界各國の産業に如何なる影響を與へるであらうかといふことを考へ來る時に、豫てから第二十世紀の後半に至つては、世界は第一、米國、第二、ロシア、第三、支那によつて支配せらるゝに至りはせずや、假令支配せらるゝに至るとまでは謂はずとも、この三國の勢力は經濟上絶對に優越的のものになつて、遂には第十八世紀以來の舊式産業國家が、此等の新興産業國家の爲に、壓迫せられて非常なる衰微の狀態に陷るのではなからうかといふやうな一種の感が、單なる恐怖心に止らずして、何年かの後には必ず實際に其の發現を見るのではあるまいかといふ事が、實は大なる心配になつて來たのであります。』（中島久萬吉「ロシアの産業五ヶ年計畫」日本工業倶樂部經濟研究會經濟研究叢書第二十六輯二―四頁、傍點引用者）

二、ソ聯邦の經濟的發展――資本主義諸國との比較

中島男爵の暗示に豐んだ興味ある語業の樣に（尤も男爵には、ソ聯邦は單に『新興産業國家』――アメリカと同じ樣な――としか見えない樣である）ソヴエート聯邦は强力な經濟的發展を遂げつつある。以下我々は、資本主義諸國の經濟狀態と對比せしめながら、その特徴的な數個の點を略述しよう。

（A）重工業

先づ銑鐵及び鋼鐵の生産を見よう。左揭第一表の示す樣に、ソヴエート聯邦の銑鐵生産は、治金工等がソ聯邦の最弱點であると言はれてゐたにも拘はらず、戰後逐年著しき急テンポの發展を遂げた。殊に資本主義諸國に於ては今次の世界恐慌によつて一九三〇年以後生産の激減を來してゐるにも拘はらず、ソヴエート聯邦の銑鐵生産は著しい增加を示してゐる。

（一）世界主要國銑鐵生産（單位千噸）

	ソヴエート聯邦	日本	アメリカ合衆國	ドイツ	イギリス	フランス
一九二二年	一九三	五五九	一七、六二九	九、一九五	四、九八一	五、二七七
二三年	三八四	六二一	四〇、九六七	四、九四一	七、五六〇	五、四六六
二四年	七五六	五九九	三一、八八〇	七、八三三	七、四二五	七、六九三
二五年	一、五三六	六九七	三七、二五七	一〇、〇八九	六、三六二	八、五〇五
二六年	二、四四八	八三三	三九、九七〇	九、六三六	二、四九九	九、四三〇
二七年	三、〇二四	九一三	三七、一一七	一三、〇八九	七、四一〇	九、二九九
二八年	三、五三二	一、一一〇	二八、七三六	二一、八〇四	九、七一六	一〇、〇七二

二九年	四、三三二	一、一二三	四三、二九八	一三、二四〇	七、七一一	一〇、三六二
三〇年	五、〇一四	＊一、一九〇	三二、二六二	九、六九五	六、二九二	一〇、〇三五
＊三一年	四、九〇〇	九四〇	一八、七二二	六、〇六三	三、八一八	八、一九九
三二年第一四半期	一、三九九	二八五	二、九五一	一、〇〇二	一、〇〇五	一、四一九
三二年（一―五月）	一、四六九	—	四、六一三	一、七一九	一、五四七	二、三三八

（備考）國際聯盟統計年鑑一九三一―二年版。一九三二年は同統計月報による。＊印暫定數。

一九三一年を一九二二年の狀態に比較すると次表の如くで、ソ聯邦の一九三一年の銑鐵生産は一九二二年の約三倍半に達した。

（二）主要諸國銑鐵生産增減率（一九二二年と一九三一年との比較增減）

ソヴエート聯邦	日本	アメリカ合衆國	ドイツ	イギリス	フランス
(+)二四五%	(+)六八%	(−)三二%	(−)三四%	(−)二三%	(+)五五%

そして單にその增加が急激であるばかりでなく、一九三一年にはその生産の絶對量に於ても亦たイギリスを凌駕してアメリカ、フランス、ドイツに次いで世界第三位になり、更に一九三二年第一四半期に於てはドイツを追越し、一――五月累計ではフランスをも追越して世界第二位になつた。

鋼鐵生産に於ても同樣である。一九三一年には、ソ聯邦の鋼鐵生産量はイギリスを追越した。一九三二年第一四半期には、更にドイツ及びフランスをも追越して世界第二位に成つた。

（三）世界主要國鋼生産（單位千瓲）

	ソヴエート聯邦	日本	アメリカ合衆國	ドイツ	イギリス	フランス
一九二二年	三六〇	九三八	三六、一七三	一一、二〇九	五、九七五	四、五三八
二三年	七三二	九八九	四五、六六五	六、二〇八	八、六一八	五、三〇二
二四年	一、一四〇	一、一二七	三八、五四〇	九、七〇三	八、三三三	六、六七〇
二五年	二、一二四	一、三三六	四六、一二二	一二、〇五一	七、五〇四	七、四六四
二六年	三、一二〇	一、五四八	四九、〇六九	一二、二二六	三、六五四	八、六一七
二七年	三、七二〇	一、七二八	四五、六五六	一六、一二三	九、二一三	八、三〇六
二八年	四、二七八	一、九五五	五二、三七一	一四、三一八	八、六五六	九、四七九
二九年	四、九〇七	二、三四三	五七、三三九	一六、〇二三	九、七九一	九、七一六
三〇年	五、六九〇	＊二、二八七	四一、三五三	一一、五一一	七、四四三	九、四四七
＊三一年	五、三〇〇	一、九〇〇	二六、二〇八	八、二七〇	五、二六二	七、八〇九
三二年第一四半期	一、四六八	五二八	四、四〇一	一、二八三	一、三九五	一、三九六
三二年（一―五月）	二、四五八	—	六、七八六	二、四二八	二、二五九	二、二九八

（備考）國際聯盟統計年鑑一九三一―二年版による。

＊印暫定數、一九三二年は國際聯盟の統計月報による。

（四）主要諸國鋼生産增減率（一九二三年と一九三一年との比較增減）

ソヴエート聯邦	日本	アメリカ合衆國	ドイツ	イギリス	フランス
(+)一、三七二%	(+)一〇二%	(−)二八%	(−)二六%	(−)一四%	(+)七二%

第三節　ソヴエート聯邦の經濟的發展と「恐露病」

（B）動力生産

ソヴエート聯邦が工業國として急激な發展を遂げつゝある一例は右の如くだが、ソ聯邦は工業化の爲めの强力な基礎―動力―を持つてゐる。卽ちソ聯邦は水力石油及び石炭の富豐な資源を持つてゐる。ソ聯邦の電力生産は、資本主義諸國に比して非常に遲れてゐたが、五ヶ年計畫によつて最近急激に增加しつゝある。

（五）　世界主要國電力生産　（單位百萬キロ時）

	ソヴエート聯邦	日本（△）	アメリカ合衆國	ドイツ	イギリス	フランス
一九二三年	—	六、一四五	—	—	—	—
二四年	—	七、三二一	—	—	—	—
二五年	二、九二五	八、一七三	—	—	—	—
二六年	三、五〇七	九、三一三	九〇、三〇〇	二〇、三八八	九、四七六	七、四九〇
二七年	四、一七三	一〇、五五九	九七、〇〇〇	二一、二七四	一〇、五〇三	九、〇六六
二八年	五、〇〇三	一二、〇二六	一〇五、〇〇〇	二三、四五一	一一、二七八	一〇、三一三
二九年	六、三八六	一三、三一三	一二〇、〇〇〇	二七、八七〇	一二、三五八	一一、二六八
三〇年	八、二三一	一三、九五七	一二〇、〇〇〇	三〇、六六一	一四、五四四	一二、九七六
三一年	一二、〇〇〇	—	—	—	一五、八〇六	一四、三一九
					一六、六三〇	一五、三五九
					一七、一五〇	—

（備考）　國際聯盟統計年鑑一九三一―二年版。電力は水力、火力共に一九三一年は暫定數。△印は私設發電所を含ます。イギリスは北愛蘭を除く。フランスの數字は全國生產の約九〇％に當る。＊印は推算。

左表の示す樣に、ソ聯邦の電力生產は、一九二五年から一九三〇年迄の六ヶ年間に一・八倍を增加し、一九三一年には一九二五年の四倍に近くなつてゐる。

（六）　主要諸國電力生產增加率（一九二五年と一九三〇年との比較增減）

ソヴエート聯邦	日本	アメリカ合衆國	ドイツ	イギリス	フランス
一〇〇％	六九％	三三％	五〇％	七五％	一〇五％

（備考）　ソ聯邦一九三一年の電力生產は一九二五年に比し二七六％の增加。

（七）　世界主要產油國石油生產（千噸）

	ソヴエート聯邦	日本（臺灣を含む）	アメリカ合衆國	メキシコ	ヴエネズエラ	ルーマニア
一九二二年	四、九五一	二八五	七五、四二五	二七、三二	三三五	一、三七三
二三年	五、二七六	二五一	一〇〇、三七一	三一、七〇四	六三九	一、五一二
二四年	六、〇四一	二三一	九八、〇二四	二一、三六七	一、三三五	一、八二〇
二五年	七、〇六〇	二六六	一〇四、六二二	一七、六二六	二、八四四	二、三七一
二六年	八、三一九	二四八	一〇六、四七四	一三、七五八	五、二〇七	三、二四四
二七年	一〇、三六〇	二四八	一二三、四八六	九、七二八	九、三八四	三、六六九
二八年	一二、五九〇	二七〇	一二三、五九二	七、五八五	一二、七一二	四、二八二
二九年	一三、五九四	二八一	一三八、一〇四	六、七〇〇	一五、四〇三	四、八七七
三〇年	一七、二〇六	二七一	一三三、一一七	五、九二四	二〇、二五二	五、七九二
三一年	二三、三五五	二七七	一一六、五七二	四、九四三	一七、六〇〇	六、六五八

（備考）　國際聯盟統計年鑑一九三一―二年版。ソヴエート聯邦はソ領樺太を含み、且つ一九三〇年までの年度は十月より九月に終る每經濟年度。

右第七表の示す樣に、ソ聯邦はアメリカに次で世界第二の産油國だ。

石炭の生産では、一九三一年には、フランスを追越し、アメリカ、イギリス、ドイツに次で世界第四位になつた。

（八）　世界主要諸國石炭生産（單位千瓲）

	ソヴエート聯邦	日本	アメリカ合衆國	ドイツ	イギリス	フランス
一九二三年	二一、二四〇	二八、九九九	五九六、八四七	八八、七二三	二八〇、四三〇	三七、九七一
二四年	一五、八八二	三〇、一七〇	五一八、五六九	一四六、四六六	二七一、四〇五	四四、三四〇
二五年	一七、七〇五	三一、五一五	五三七、八六九	一六三、六七二	二四七、〇七八	四七、四二八
二六年	二六、四三六	三一、四一八	五九六、七五六	一九六、二一八	二一八、三〇五	五一、七四六
二七年	三一、二〇二	三三、五九一	五四二、三七二	一八七、〇四四	二五五、二六四	五三、一五三
二八年	三四、六二六	三三、九〇一	五三二、六二三	二〇九、五九八	二四一、二八三	五一、七二三
二九年	四〇、三四九	三四四、三〇四	五五二、三一〇	二〇三、二〇九	二六二、〇四五	五四、一七九
三〇年	四六、九二〇	三一、四一九	四八二、七二九	一七五、一四五	二四七、七九五	五四、二六五
三一年	五六、〇〇〇	二五、八三五	三九七、〇二一	一四八、二三八	二三三、六八九	五〇、三六九

（備考）　國際聯盟統計年鑑一九三一―三二年版。一九三一年は暫定數。

（C）　農業生産

農業生産も亦た急速に增加しつつある。最重要穀物たる小麥の生産は、次表の如き狀態を示しつつある。

（九）　世界主要農産國小麥生産（千キンタール）

	ソヴエート聯邦	アメリカ合衆國	加奈陀	アルゼンチン	濠洲
一九二一―二五年平均	――	二一三、五二五	二八、八五八	五五、三五四	三四、九七八
一九二七年	――	二二六、四三〇	三〇、五四六	七六、八三〇	三一、一六九
一九二八年	二三、五二五	二二六、四三〇	一五四、二四〇	九四、九九七	四三、四五八
一九二九年	二二六、四三〇	一九一、二八七	八二、八七八	四四、二四六	三四、五三三
三〇年	一九一、二八七	二三〇、二三五	二四四、四九〇	六三、二一八	五八、〇四三
三一年	二九五、〇〇〇	二九五、〇〇〇	八二、七五六	六二、四八七	四七、六二八

（備考）　國際聯盟統計年鑑一九三一―三二年版。一九三一年は暫定數字。

その增加のテンポは次の樣で、前述した樣な工業に於ける發展のテンポに比較すれば、農業生産の增加の速度は緩漫である。

（一〇）　小麥生産增減率（一九二七年と一九三〇年との比較）

ソヴエート聯邦	アメリカ合衆國	加奈陀	アルゼンチン	濠洲
(+) 三八%	(-) 二%	(-) 一二%	(+) 一八%	(+) 八〇%

ソ聯邦に於ては從來農業生産は、最も困難な問題の一つになつてゐる。一九一七年の革命の終り頃には『農業生産は……戰前生産の二分の一を一寸超過してゐる有樣であつた』。（經濟批判會譯『ソヴエート同盟計畫經濟』一〇頁）『一九一八年五月、ソヴエート權力は糧食徵發を實行した』（同上一〇頁）

『一九二一―二二年頃には……農業生産は全體としてその戰前の産額の四九%に低落した。一九二一年の不作は國の困難な饑餓狀態を著しく尖銳化し、强化した。……凶作と農業生産力の激しい低落のもとに、農民は工業からは殆ど何らの代償をも受けずに、都市を養ひ續けねばならなかつた。』(同上一一七―八頁)

ソ聯邦の農業は、右の樣な困難な時期を經過して來たのである。そして今尙農業問題―食料問題には多くの困難が殘されてゐる。そしてこの問題からソヴエート聯邦の基礎が崩壞する、と言ふ樣な見解が流布されてゐる。我々はこの問題を深く論じてゐる餘裕を持たない。此處では、ソ聯邦の農業生産は決して後退してゐないのみか、急テンポで增加してゐると言ふ事實(前揭第九表)と、農業の機械化及び社會主義化による農業問題解決の努力がなされてゐることとを、指摘しておくに止めよう。トラクター生産の激增は農業機械化の事實を證明してゐる。

(一一)　ソヴエート聯邦とアメリカ合衆國のトラクター生産(單位千臺)

	一九二八年	一九三〇年	一九三一年
ソヴエート聯邦	一・四	四・五	一六	四一
アメリカ合衆國	一七六	二二九	二〇二	—

(備考)　國際聯盟統計年鑑一九三一―二年版。

(D)　消費手段生産

ソヴエート聯邦では、第一次五ヶ年計畫に於て重工業生産の增大に主要努力が拂はれてゐるために消費手段が不足してゐると言はれてゐる。だが然し消費手段の場合に於ても亦その增加のテンポが資本主義諸國のそれに比して著しく急速であるとは否定出來ない。棉花消費を通じて綿製品製造の狀態

(一二)　世界主要諸國棉花消費(千俵)

	ソヴエート聯邦	日本	アメリカ合衆國	ドイツ	イギリス	フランス
一九二一―二年	六三	二、一〇三	六、四三	一、〇八四	二、五六六	七三一
一九二二―三年	五〇九	二、五七六	六、四三	一、〇五〇	二、七〇	一、一七九
二三―四年	五九七	二、三三七	五、六三	七七六	二、七八	九二四
二四―五年	一、〇八四	二、四五九	六、一二七	一、二一一	三、二三五	一、二三一
二五―六年	一、七三三	二、八一六	六、三九五	一、一四八	三、〇三三	一、一七九
二六―七年	一、四七七	二、八五一	七、一三五	一、四七八	三、〇一〇	一、八三一
二七―八年	一、八六四	二、五四一	六、七七〇	一、五八五	二、九〇四	一、八〇
二八―九年	二、一五二	二、七六六	七、〇三五	一、三七八	二、八〇〇	一、三二七
二九―三〇年	二、一〇九	二、九九九	六、〇六〇	一、三二三	二、四六五	一、六二
三〇―三一年	一、八二一	二、五六五	五、二四六	一、〇八六	一、九六四	一、三三三
三一―二年	一、七二〇	一、三九六	二、六二一	六三三	一、二二三	四九八
一九三二―三年	一、九四二	一、五八一	五、七八一	一、五八〇	二、八三五	九六七

(備考)　萬國紡織聯合會の統計による。

を推察しよう。ソ聯邦に於ける綿製品生産は重工業の發展のための犧牲となつてゐる。だが前表の示す様に、その發展のテンポは他の諸國に比して著しく急速であり、資本主義諸國の棉花消費が一九三〇年以後特に著しい減少を示してゐることと比較すれば、このことは一層明かだ。

三、第一次五ヶ年計畫の成果と第二次五ヶ年計畫の見透し

ソヴエート聯邦は、一九二八年十月から開始した第一次五ヶ年計畫を、今一九三二年十二月に至る四ヶ年間（正確には四ヶ年三ヶ月間）で完成しようとしてゐる。そして、更に一九三三年から一九三七年までに第二次五ヶ年計畫を行はうとしてゐる。第一次五ヶ年計畫の第三年度の成果及び一九三二年度の統制數字が既にソ聯邦當局によつて發表されてゐる。我々は、それらの數字を纒めて別掲表『ソ聯邦五ヶ年計畫主要數字』を作つた。

ソ聯邦側では、第一次五ヶ年計畫の成果を次の様に言つてゐる。（一九三二年一月から二月にかけて開催されたソ聯邦共産黨第十七回黨大會の『第二次五ヶ年計畫に關するテーゼ』による。Sowjetwirtschaft und Aussenhandel No. 2-3. 1932）

卽ちそれによれば、（一）『第一次五ヶ年計畫を四ヶ年で遂行するための鬪爭の成果はソヴエート聯邦に於ける社會主義の勝利ある建設のなかに現はれてゐる。この社會主義の成果の基礎は、工業化の政策、重工業の發達、生産手段生産の發展である。』（二）『農業は徹底的な飛躍を遂げた。この飛躍は、農村に於ける貧農及び中農大衆の社會主義への徹底的轉向に現はれてゐる。農業の支配的な部分は社會主義的形態を採用した（集團農場及國營農場）。ソヴエート聯邦は、集團化、國營農場の發展及び機械技術の應用の擴張の基礎の上に立つて、小農業經營及び分散農業經營の國から世界に於ける最大の農業經營の國に轉化した。（三）『第一次五ヶ年計畫の社會主義的建設に於けるボルシエヴイキ的テンポ及び寄生的階級の徹底的除去の結果、既に第一次五ヶ年計畫に於て、人間による人間の搾取の基礎と源泉とが清算され、資本主義諸國に於て達することの出來ぬ國民收入の增加のテンポが生長し、失業と飢餓とが除かれた…。』

さて第二次五ヶ年計畫は何を目的としてゐるか。右の『第二次五ヶ年計畫のテーゼ』によれば、その目的は、ソ聯邦の經濟的豐富と從來達成された經濟的發展に基いて、『ソヴエート聯邦に於ける資本主義的要素を決定的に淸掃する』ことにある。そして『勞働者及び農民大衆の生活狀態の急速な生長』を目指してゐる。『第二次五ヶ年計畫の終りには食料品をも含めた基礎的大衆消費商品を第一次五ヶ年計畫の終りに於ける二倍乃至三倍に增加せしめなければならない。』

第二次五ヶ年計畫で目指してゐる經濟發展を概說すると次の様である。

ソ聯邦五ケ年間に

	單位	1928－29年度1929－30年度五ケ年計畫豫定	1928－29年度1929－30年度實績	2ケ年間の實績對豫定%	1930年實績
1. 財政					
國民所得	十億戰前留	…	…	…	33.5
國民投資	〃	× 12.7	× 13.8	(+) 8.8	…
國民經濟(社會化部門)	〃	…	…	…	4.0
工業	〃	4.0	4.6	(+) 15.4	3.3
最高經濟會議下の工業	〃	1.7	2.4	(+) 39.4	…
農業	〃	2.5	2.7	(+) 7.3	…
運輸總額	〃	…	…	…	1.6②
2. 電化					
能力	百萬キロ	…	…	…	2.9
同 地方發電所	〃	…	…	…	1.3
同 生産	十億キロ時	…	…	…	7.7②
國營大工業 地方發電所	〃	6.1	5.6	(−) 1.0	3.4②
3. 工業生産額	十億留	29.3	30.5	(+) 4.1	21.5
A 石炭生産	百萬噸	87.7	84.2	(−) 4.0	46.5
石油採取	〃	28.0	30.6	(+) 9.3	18·9
鑛石生産	〃	9.1	9.0	(−) 1.1	5.1
銑鐵	〃	9.9	10.3	(+) 4.0	5.7
鋼鐵	〃	7.6	8.3	(+) 9.2	4.5
壓延	千噸	…	…	…	47.5
亞鉛	〃	…	…	…	4.7
鉛	〃	…	…	…	10.8
機械製造	百萬留	…	…	…	2,210
トラクター	〃	472	515	(+) 9.2	424
自動車	〃	8,000	12,600	(+) 57.5	16,100
農業機械	〃	…	…	…	8,550
自動車	〃	…	…	…	587
B 消費財生産					
綿織物	百萬メートル	6,236	5,236	(−) 16.0	2,337.5
皮革	百萬足	…	…	…	68.7
製靴	百萬個	…	…	…	250.0②
4. 運輸					
鐵道貨物輸送	百萬噸	350.9	409.2	16.6	238
一日平均貨車走行距離	キロメートル	…	…	…	94
同 機關車走行距離	〃	…	…	…	132
5. 農業					
A 作付面積	百萬ヘクター	129.8	124.3	(−) 0.4	127.2
春作	〃	…	…	…	…
秋作	〃	…	…	…	…
國營農場	〃	…	…	…	3.0
集團農場	〃	…	…	…	38.3
棉花	〃	1.3	1.6	(+) 23.1	1.6
甜菜	〃	0.9	1.0	(+) 11 1	1.0
B 集團化					
家族數(全體に對する比率)	%	…	…	…	24
面付作積(同 〃)	%	…	…	…	30
C トラクターステション數	個所	…	…	…	160
6. 勞働者					
賃銀所得者數	百萬人	△ 10.4	△ 11.6	(+) 11.1	14.6
國營工業從業員	〃	…	…	…	4.2
鐵道從業員	〃	…	…	…	1.0
總賃銀	十億留	…	…	…	12.5②
國營工業	〃	…	…	…	…
鐵道從業員	〃	…	…	…	…

關する主要數字

1931年統制數字	1931年豫定實積	1932年統制數字	1932－33年(初の五ケ年計畫數字)	1931對1930年比較增加率(−)は減少率(%)	31年實績對統制數比較增減率(%)	1932年の1931年に對する增加(%)	最初の五ケ年計畫の1932－33に對する增減率
…	37.8	49.2	44.3	13.0	…	30.0	(+) 13.6
…	16.1	21.1	12.5	…	…	31.0	(+) 68.8
…	8.2	10.7	4.1	105.0	…	30.5	(+) 61.0
…	6.1	7.6	3.5	84.8	…	24.6	(+) 117.2
…	3.6	4.4	…	…	…	21.0	…
…	2.7	3.3	3.0	…	…	22.4	(+) 10.0
…	2.2①	2.5	1.9	37.5	…	13.6	(+) 31.6
4.5	4 1	5.6	5.5	41.4	(−) 8.8	36.6	(+) 1.8
2.3	2.3①	3.2	3.1	76.9	0	39.1	(+) 3.2
12.7	10.6	17.0	22.0	37.6	(+) 16.5	60.4	(−) 22.8
6.8	6.0	10.0	14.0	76.5	(+) 11.8	66.7	(−) 28.6
…	26.0	35.4	30.5	21.0	…	36.0	(+) 16.0
83.6	58.6	90.0	75.0	26.0	(−) 29.9	53.6	(+) 20.0
25.6	23.6	28.0	21.7	24.9	(−) 8.8	18.6	(+) 28.0
8.0	4.9	9.0	10.0	3.9	(−) 38.7	83.6	(−) 10.0
8.8	5.4	9.5	10.4	(−) 5.2	(−) 39.6	75.9	(−) 8.6
6 7	4.1	6.7	8.0	(−) 8.8	(−) 38.8	63.4	(−) 16.3
…	53.0	100.0	84.7	(−) 11.6	…	88.6	(+) 19.0
…	11.4	28.7	77.4	142.6	…	151.8	(−) 62.9
…	19.6	46.3	…	81.5	…	135.9	…
…	4,700	6,800	4,775	112.7	…	45.0	(+) 43.0
76.0	750①	940.0	610	76.9	(−) 23.1	25.3	(+) 54.1
…	40,700	82,60 0	55,000	152.8	…	101.5	(+) 49.1
…	23,400	73,00 0	130,000	173.7	…	212.0	(−) 43.7
…	918①	1,300	825	56.4	…	41.6	(+) 57.5
2,820.0	2,470.0①	3,061.0	4,700.0	5.6	(−) 13.4	23.8	(−) 34.9
84.0	77.0	91.5	80.0	12.1	(−) 8.4	18.8	(+) 14.4
…	520.0①	1,000.0	650.0	108.0	…	92.4	(+) 53.8
33.0	250	320	281	5.0	(−) 24.2	28.0	(+) 13.8
…	94	128	118	0.0	…	36.2	(+) 8.5
…	149	167	164	12.9	…	12.1	(+) 1.5
140.4	136.6	144.0	141.6	7.6	(−) 2.7	14.6	(+) 1.7
…	97.4	102.0	…	…	…	4.8	…
…	39.2	42.0	…	…	…	7.1	…
9 0	9.6	14.0	4.4	220.0	(+) 6.6	45.8	(+) 218.2
60.5	61.2	108.0	14.5	59.8	(+) 1.2	76.6	(+) 645.0
2.3	2.1	2.4	1.5	31 2	(−) 8.3	14.3	(+) 60.0
1.3	1.5	1.7	1.1	50.0	(+) 15.4	13.3	(+) 54.6
…	62	75%	9.6%	158.3	…	20.9	(+) 681.3
…	45	75%	10.2%	50.0	…	66.7	(+) 635.8
…	1,400	3,100	…	775.0	…	121.5	…
16.3	18.7	21.0	15.8	28.1	(+) 14.7	16.5	(+) 32.9
4.8	5.4	6.2	4.1	28.6	(+) 12.5	14.0	(+) 52.5
…	1.1	1.2	1.0	10.0	…	9.1	(+) 20.0
…	21.1	26.8	15.7	68.8	…	27.0	(+) 70.7
…	6.4	8.1	…	…	…	26.6	…
…	1.3	1.5	…	…	…	13.6	…

(備考)　Sowjetwirtschaft und Aussenhandel No. 2/3 1932 及び「ソヴエート聯邦年鑑」一九三一年版による。①は統制數字又は推算。②は一九二九－三〇年。×印各年の價格による。△印農業を含まず。

第二次五ヶ年計畫の終りには、機械生産を少くとも一九三二年の三倍乃至三倍半に增加せしめる。一九三二年末には、電力生産は一千七百萬キロ時になるが、一九三七年にはこれを少くとも一億キロ時に增加せねばならぬ。石炭生産は一九三二年の九千萬噸に對して少くも二億五千萬噸にする。石油採取は二倍半乃至三倍にまで增加させる。銑鐵は一九三七年には少くも二千二百萬噸生産する。從つて鋼鐵生産をもその程度に增加させる。銅・鉛・亞鉛・アルミニウム・稀金屬等々の生産をも國の需要を滿すに必要なだけ生産する。化學工業殊に肥料工業を盛にする。鐵道は少くとも二萬五千キロ米乃至三萬キロ米を新たに建設する。機關車、貨車を建設する。水運を盛にする。道路を建設する。特にラヂオを發達させる。輕工業及び食料品工業を發達させて一人當消費の標準を三倍高めることが出來る樣にする。木材工業を發達させる。農業に於ては集團農場の組織的經濟的確保及び集團農場農民の社會主義的教育を中心點に置て、牧畜に特別の注意を拂ふ。棉花及び亞麻の生産は少くとも二倍にする。甜菜糖生産を四倍にする。第二次五ヶ年計畫の終りには穀物生産を十三億ドッペルツエントナーに增加せしめる。現在計畫されつつある第二次五ヶ年計畫の大略は右に述べた樣だ。かかる計畫が實行され、實現されたら、ソ聯邦は資本主義諸國にとつて恐るべき經濟的强敵となるだらう。

だがそればかりではない。ソ聯邦の强化は世界資本主義の根幹を震撼する。林癸未夫氏が第一次五ヶ年計畫に就て言つたことは、そのまま第二次五ヶ年計畫の場合にも當てはまる。

『……併しながら其反對に若し五箇年計畫が豫定通り成功するものとしますならば、スターリンの鼻息は益〻荒くなりまして、現政府の基礎は極て鞏固なものになるに相違ない。又それが爲に社會主義的產業統制が資本主義的產業よりも優秀であると云ふことが證明されることにもなりまして、各國の無產階級運動に大なる刺戟を與へると云ふことも確實に豫想しなければならないのであります。』（林癸未夫「露西亞革命の現在及將來」五〇―一頁）

これは資本主義國にとつて恐るべき事態となる。だからソヴエート聯邦を出來るだけ早くぶつ潰さなくてはならぬ。ソヴエート同盟に對する世界資本主義の反ソヴエート戰線の結成は此處に原因するのである。

第四節　世界的反ソ戰線と日本

世界資本主義は、ソヴエート聯邦を叩き潰さうとして絕えず機會を狙つてゐる。現在の世界恐慌が資本主義諸國の利潤を激減させてをり、資本主義諸國はソヴエート聯邦との通商による利益を失ふことを欲しない爲に、ソヴエート聯邦に對する經濟封鎖やソヴエート聯邦の商品の輸入禁止をやり得な

いでゐるが、それさへなければ、資本主義諸國は、何時でもこれらの方法でソ聯邦の經濟的發展を妨げようと望んでゐる。

それさへなければ、戰爭による自國の破滅の危險――勞働者階級の反抗――さへなければ、否その危險を犯してさへも、資本主義諸國は武力に訴へてもソヴエート聯邦を叩き潰さうと狙つてゐる。だから日本がソヴエート聯邦と戰爭する場合は、資本主義諸國は、彼等相互の間の利害の對立にも拘はらず反ソヴエート共同戰線を結成して日本を援助をし、ソヴエート聯邦を襲ふことが可能である。

而も日本資本主義は、東洋の共産主義化を防ぐ『極東に於ける唯一の堡壘』である。日本は、滿洲、中國本土、印度北境の共産主義運動抑壓の爲の極東に於ける前衞部隊だ。だから、最近の外電（倫敦八月二十四日發聯合）は、英國保守黨右翼に――現在の英國擧國一致內閣の中心勢力だ――『日本の滿洲政策を支持せんとする氣運が漸次濃厚となるに至つた』と報じた。フランスは以前から日本を援助してゐる。マンチエスター・ガーディアン』紙が八月二十七日の紙上で次の樣に論じたと報じた。

『……日佛兩國間に密約が成立し、フランスが一般軍縮會議に於て（西方からのソ聯邦攻擊のために、またフランスの對ドイツ戰備のためにフランスが――引用者）日本の支持を得る代償として滿洲問題につき聯盟に於て日本の立場を支持することを約したといふ說が行はれてゐる。日支紛爭がフランスの軍需品工業に刺戟を與へたことは疑問の餘地がない。』

アメリカ合衆國でさへも、對日戰爭を、對ソヴエート戰爭の後まで延期するかも知れない。だが、そこで日本は對ソヴエート戰爭に於て勝利を得るだらうか？　參謀本部部員橋本欣五郎中佐は次の樣に言つてゐる。

『そこで若し今日本とソヴエート聯邦と戰をしたと考へますと、米國の如きは資本主義國家と共産主義國家との喧嘩であるから吾々は主義の爲に日本を援けねばならぬと云ふやうなことは決してしませぬ。儲けになれば露西亞にでも武器を賣り何も致します。（この點は前述の如き眞實の半面を見逃してゐる――引用者）然るにソヴエート聯邦の方から申しますと、是は第三インターナショナルに依つて各國に網を張つて居りますから、日露戰爭の場合には、必ずや日本のブロレタリアートは、戰爭否認、戰爭反對、或は戰爭妨害を行ふ行動に出ます。又世界のブロレタリアートも日露戰爭と云ふことを機つかけとして世界革命に導く爲に露西亞の爲に有利に働くものと思はねばなりませぬ。』（橋本欣五郎「ロシアの五ケ年計畫に就て」經濟研究叢書第二十七輯四二―三頁）

だから日ソ戰爭は、日本の資本と勞働との對立を極度に激化するだらう。それのみではない。全世

界の資本と勞働との生死の戰ひに轉化されるだらう。日ソ戰爭は資本主義と社會主義との間の決死的な鬪爭の前哨戰となるであらう。

第一部參考文獻（直接引用し本文中に出所を示したものを除く）

（一）ソヴエート聯邦に關する文獻目錄

一、大塚金之助『ソヴエート同盟の社會經濟に關する國際的文獻（一九三一年）――英・米・獨・佛・日』（雜誌『社會學』第一卷第一號、東京森山書店、一九三二年六月、一五九―九四頁）

右の書目は、「年鑑と統計」、「一般」、「經濟及び財政」、「五ケ年計畫」、「農業問題」、「勞働」、「外國貿易」、「文化」、「政治」、「法制」、「反ソヴエート干涉」、「極東問題」、「歷史」、「雜」の十四項目に分類して、一九三一年中に發行された英・米・獨・佛・日語のソヴエート聯邦關係文獻の全部、及び一九三〇年と一九三二年のそれの一部を掲げてゐる。次に掲げる文獻目錄と共に、ソヴエート研究者には缺くことの出來ない案內書である。

二、大塚金之助『一九三〇年ロシア書目』（雜誌『大學と社會』東京刀江書院、一九三一年七月號、七九―九一頁）

（二）年鑑及統計

一、日露貿易通信社『日露年鑑』昭和七年版（東京丸ノ內日露貿易通信社、六五二頁、露語文九九頁）

二、露西亞事情調査會編『一九三一年版ソヴイエット聯邦年鑑』（大連滿鐵本社調査課、一九三一年九月、五六九頁）。

（三）ソ聯邦一般

一、Rennmele, H; Die Sowjetunion I. Bd., Hamburg-Berlin, 1931 299 ss.

（四）五ケ年計畫

一、Grinko, G; Der Fuefjahrplan der UdSSR, Wien Berlin, 1930 288 ss.

二、グリンコ著、高山洋吉譯『五ケ年計畫概論』東京白楊社、一九三一年。右の譯本

（五）極東問題

一、ヴアルガ著、經濟批判會譯『世界經濟年報』(17)の第一部『世界政治の中心點としての日本』東京叢文閣、一九三二年七月、一八三頁。

（六）反ソヴエート干涉

一、ダスジンスキー・ラドボルスキー著、今野時也譯『帝國主義十字軍――ソヴエート同盟に對する戰爭の準備』東京希望閣、一九三〇年四月、三三五頁。

二、產業勞働調査所譯編『反サヴエー陰謀「產業黨事件」』東京希望閣、一九三一年三月、一九一頁。

第二部　我國官公營事業の解剖

序、國家總動員計畫と官公營事業

今や來るべき戰爭を準備する有らゆる公私經濟機關が、『統制經濟』の名のもとに再組織されつゝある。勿論それは國家總動員計畫實行の準備に外ならない。何となればその場合には「國家權力の把握する凡ゆる資源、機能、施設の一切を、國家權力の意志によつて統制按排する」（註）からだ。

（註）本年報第八輯九頁。

我々は既に第五輯に於て主として私經濟の局面から「工場統計を通じて見たる我工業の基礎構成」を、第七輯に於て戰時經濟の最要因たる「我國軍需品工業の調査」を、而して第八輯に於ては其等が基礎となる國家經濟が戰時には如何に再編成されるかを「國家總動員計畫に關する調査」に於てそれ〴〵見て來た。が現在では國家が現に持つ事業或は自治體が持つ事業が、それとどう言ふ關係を有すかを見るべき時期に達した。即ち官公營事業の內容に關する調査を必要とする。官公營事業は直接政

府又は地方自治體の管轄下にあるだけに、他の私經濟に於けるよりも密接に「統制經濟」に結びつくから、非常時に於ける再編成は容易である。而も一面、公共物の名に於て國民生活とも平常結びついてゐるから總動員の場合巧みに國民の眼をくらますことが出來るのだ。かくして所謂國家資本主義の經濟的、財政的、社會的基礎が次第に擴大强化されるのである。

元來日本に於ては後述の如く官公營專業が頗る多く而も獨占的の大企業が多い。それだけに今迄國家的搾取が多かつた。現制度の下に於ける限り今後は更にそれが加重されるであらう。

然らば斯樣な特質を持つ日本の官公營事業、特に企業的部面がどう言ふ社會的、經濟的狀勢のもとに生れ、どう言ふ歷史的發展過程を辿り、どう言ふ內容を持ち、現にどう言ふ役割をなしつゝあるか、之が本調査の目的である。本論に入る前に官公營事業の一般的定義をして置こう。

第一節　官公營事業の定義と種類

一、官營事業

こゝに言ふ官營事業とは國家が營む企業である。換言すれば「國家が生產手段の所有者たり、其處に於て生產的勞働が行はれ剩餘價値の生產せらるゝものが官業である。然し資本主義社會に於ては國家は集合的資本家としてこの剩餘價値の搾取者であるが、プロレタリヤ國家に於ては其剩餘價値がプロレタリヤ自身によつて占有せられるばかりでなく、それ自身社會的生產として社會化された勞働組織を爲す相違がある。資本主義が所謂自由競爭より獨占に轉化し、更に私的資本家獨占から國家的資本的獨占するに及んで官業の範圍も擴大し其位置も重要となつた。就中世界戰爭當時及戰後の國有主義及び最近の所謂國家資本主義的傾向は官業及官業收入の位置を益々重要ならしめた。故に近代的官業としては獨占的官業が重大である」。(註一)我國に於ける官業も大體は斯樣な推移を辿つて來たが、特に資本主義發達の搖籃期に於て大きな役割を演じた點に特色をもつ。故に我國に於ける官業は資本主義の獨占形態を其初期から備へてゐたと見ねばならない。このことは次の種類別を見れば判る。

(註一)　社會科學大辭典一八四頁、三宅鹿之助氏解說。

第一は模範工場乃至試驗場である。然しそれは明治初年の如く一般の產業が幼稚——と言ふよりは寧ろ殆んど起らなかつた時に於てこそ必要であつたが、其後漸次民間に拂下げられたり、乃至は廢止せられて現在では八幡製鐵所の如きものが重要視せらるゝにすぎない。その他の多くは次に述べる種

類のものに轉化された。

即ち第二は政府乃至國家が自己の需要する物品を自ら製造する施設で其大なるものは陸海軍の工廠であるが、鐵道省の製作修繕工場、內閣印刷局、大藏省の造幣局等をも數へ得る。尤もその內特に陸海軍所屬の工廠其他は軍事上の祕密に屬するので、かつて模範工場に屬してゐたが民間に拂下げられず依然政府の所屬となつてゐる。陸軍所屬の千住製絨所はその好例である。

第三は財政上の收入を目的とするもの、即ち租稅の變形と見るべき專賣事業乃至準專賣事業がそれだ。煙草專賣局、樟腦製造所、鹽田等がそれに屬する。

第四は事業の性質が獨占的又は統一的なもので、鐵道、郵便、電信、電話等がそれだ。規模から言へば鐵道であるが、郵便、電信、電話の方が完全な獨占だ。

第五は準官業とも言ふべき半官半民會社で滿鐵、東拓、無電、及び日銀、興銀、勸銀、鮮銀、臺銀、殖銀等の特殊銀行がそれに屬する。尙これに準ずるものとして、船會社、地方鐵道會社、染料製造會社、自動車及航空機會社、蠶絲會社等へ補助金或は助成金を供給する形式もある。

以上の外、廣く國營事業と言へば次にのべる公營事業の第一、第二の分類に屬すべきものが包含されるが、それ等は企業と言ふよりは公用物、又は公共物と言はるべきものだ。

二、公營事業

次に公營事業とは「地方自治體の經營する事業又は施設を言ふ。單に收益を目的とする公企業のみならず然らざる公營造物を包含する。」（社會科學大辭典）公營事業が官營事業と竝んで重要性を持つのは、それが中央國家權力の肢脚であること、即ち國家と地方自治體とは密接なる政治的經濟的社會的關係を有する點にある。言ひ換へると等しく現在の國家資本主義的組織の一環をなすからである。公營事業に入るべきものは、これを經營の立て前によつて分けると次の三つになる。

第一は公營造物即ち、表面上は利潤を目的としないとされてゐる事業で、且つ其事業に對する一般公衆の利用關係が所謂自由利用でなく、特定の行爲によつて設定せらるゝもの——例へば病院、學校、圖書館、博物館、公設浴場、公設質屋、公設市場、墓地、屠殺場等。

第二は公經濟と言はれ、國家と自治體との共同經濟として經營さられるを特徵とする道路、橋梁、港灣、街路、下水、公園の如き事業が此の部類に包含される。

第三は公企業と稱せられ、例へば瓦斯、水道、電氣の供給、電車、乘合自動車の如きものである。而してこれが官營事業に於ける企業部門と同一範疇に置かれる。

第二節　官公營事業の發生

一、官營事業の發生

さて此處で、次に述べる內容の研究上、一應、官公營事業——主として官營事業——の發生に就て見ておく必要がある。

我が國資本主義發展のプロセスを顧みると明治維新から現在に至る爲政者のスローガンは實に「富國强兵」といふとであつた。而して「富國强兵」政策實現の爲の一貫せる思想こそは保護政策のそれであつて、特にそれは各種の官公營事業を發生せしめ育成せしめた。それが我が資本主義發展の基礎工事となつてゐる。斯樣に官公營事業、殊に官營事業は產業の基礎建築であつて、そこから諸民間企業が發芽し發展したことは我資本主義經濟の一特質である。

尤も官公營事業は全部其發生の時から今日迄一貫して官公の經營下にあつたものでなく、或ものは明治初年から存續せしめられ、或ものは途中で新設され、又あるものは民間に讓渡され、更にあるものは半官半民とせられた。が思想的には何れかと言ふと矢張り保護干涉政策を以て貫き、次第に獨占への過程を辿つてゐると言へる。この點に關しては以下野呂榮太郎氏を參考としたい。

『我國は明治維新の革命によつて封建的身分關係、封建的財產關係は撤廢せられて、私有財產制度は新たなる立法保護の下に確認され、所謂四民平等の原則の下に多數の民衆から生產手段と生活資料とは立法的强制的に分離され、封建的搾取は擴大された規模に於て資本主義的搾取に轉化せられたのであるが、その全轉化に物質的基礎を與へ、かくて資本主義的生產關係の發生と發展とを革命的に遂行したものは、實に歐米先進資本主義諸國の新たなる生產樣式の採用にあつた。』(野呂榮太郎「日本資本主義發達史」五〇頁)

而して、それは工場組織による機械制工業であつて、『幕末に於ても既に二三の進取的雄藩が新機械工業を輸入し、新時代の先驅をなしたが、明治革命により統一政府の成立と共に、歐米の生產技術と之れに對應する生產樣式及經濟組織とは、民業の保護誘掖を目的とする新政府に依り組織的、計畫的に輸入せられた』。(同書同頁)その具體化が官營模範工場の設立であつて、此處に官營事業の誕生がある。卽ち『明治五年には上州富岡に富岡製絲所を開きて當時唯一の輸出品たる生絲の模範工場となし七年には同じく上州新町に絹絲紡績所を設け、十年には下總の牧羊場と共に東京千住に製絨所を設け

十一年には愛知廣島の二縣に綿絲紡績所を設け、同じ頃深川のセメント工場、品川の硝子工場を設け何れも模範工場として民間企業者に示された。又東京三田に設けられた育種場は今の三田通りから金杉に至る廣大なる地區を占めて內外の家畜、穀物、野菜、菓物、農具等のあらゆる種類を集めて農業の模範を示した』(「企業と社會」昭和元年一月號一六頁)。而して斯くの如き所謂模範工場に於ては只に機械そのものだけを輸入したものでなく同時に數多の外人技術者を伴つた。夫は單に工場に就て言はれるばかりでなく、他の諸官廳に於ても同樣多數の外國人(主として英國人)を使つた。その事は「工部省沿革報告」にも見える所だ。曰く『本省に傭使する外國教師の人員多數にして其經費を要する頗る巨額なり。是以て曩に經費節減の聖諭を奉じ務めて傭外國人を解職せり。然るに今尙外國人を傭使する百三十餘名にして本年度(明治十二年)定額常費の豫算高五十一萬八千六百圓の內、其給料に消費するもの三十四萬二千三百餘圓に上れり……下略』と(註一)勿論政府は一方工部大學校を起し、(明治十年)技術家其他を養成し、又海外に新智識の輸入の爲に官吏職工を派遣してはゐるが、兎も角、我資本主義勃興期に早くも官營事業の發生があり、初期に於ては外國の生産樣式がそのまゝ輸入され剩へそれを運營する多數の外國人を使用したのである。それでゐて諸資本主義諸國からの純植民化を免れしめたのは、實に政府が封建的生産竝びに支配形態をすてゝ、資本主義生産制と統一國家の支配形態を創造したからで、特にそれは極端なまでの保護政策の採用となり、而も官營事業にその政策を集中したからである。

(註一)　明治前期財政經濟史料集成、第一七卷三四七頁。

二、會社企業の發生

斯くして官營模範工場の設立は今日の官公營事業の濫觴をなすがそれが然らば民間企業の勃興を如何に誘掖したか。我資本主義の全體の產業發展趨勢を見る上にはどうしても民間企業の發生をも見る必要があるから、次にそれに就て若干述べて置こう。然し嚴密に言へばそれも勿論官營事業同樣、政府の後楯によるもので其典型を社會に示す爲のものであつた。即ち『明治二年に東京、橫濱、大阪、西京、神戶、大津、新潟及敦賀に通商、爲替の兩會社を設立することにした。此兩會社が卽ち抑も我國に於ける最初の株式會社であり、又爲替會社は實に我國に於ける最初の銀行であつた。』(註一)而して『通商會社は內外商業の振興を圖るを其目的とし、爲替會社は其振興に必要なる資金を融通して通商會社に援助を與へ合せて民間の金融を圓滑ならしむることを其の目的とした。その營業は共に通商司の命令を仰いで萬事行はれ、又同時に政府より特別の保護を受けたのであつて、全く半官半民會社

であつた』此等の二會社は其後解散したが、その發生が其後の民間企業組織を誘拔助長した效果は大きかつた。以上の如くにして、政府の保護政策が直接間接に內にあつては產業の急速な發展を助けて多大の經濟的役割を演じ、外に向つては諸列强の植民化から免れ得たのみならず進んでそれ等の諸國と對抗する迄になつたのである。

（註一）　菅野松太郎「日本會社企業發生史の研究」一一〇頁。

（註二）　同書一二四頁。

三、明治初期官營事業勃興の特質

右によつて判る樣に明治初期に於ける官營事業の特質は先づ纖維工業即ち輕工業を中心としたことが其一つ、外國貿易の振興に志したことが其二であるが、更に貿易と開聯して後述の如く鐵道運輸通信と汽船の開發に努力したことと、重工業へも漸次其工業政策を移動せしめてゐたことに注目せねばならない。而して當時の重工業は軍事上の目的を多分に持つてゐたことが特に注目される。

即ち斯樣な軍事產業と通信運輸產業は、他の諸官營產業が明治十三年以降二十六年迄に大體民間に拂下げられたにも拘らず、今日迄ずつと官業乃至準官業として維持せられ、次第に發展してきたのである。この事は以下の諸官業の分析に於て特に注意して見る必要がある。

第三節　官公營事業の內容

既に述べた如く官公營事業の種類は頗る多いが、その內容を見ると、それが如何に尨大なものであり、國民經濟に如何なる關係を持つかゞ一層はつきりする。

而して諸官公營事業の內、我々が以下問題にしたいのは獨占的國家資本の特に强化されてゐる數種の產業、乃ち鐵道、通信、工廠、土地、製鐵所、專賣等であるが、一般的の概念を得るために官公營事業全體の內容を二、三のポイントから見ておこう。

一、官營事業の投資

——國家財產額に就て——

最初に官營事業の投資に就て見る。投資を見る一方法は國有財產の現在額を見ることである。政府の見積りによる昭和四年度末に於ける國有財產及びその內容の省別は第一表の如くである。

（一）　國有財産會計別（一般特別兩會計の合計）（單位千圓）

	總額	外務省	内務省	大藏省	陸軍省	海軍省	司法省	文部省
總額	8,111,386	23,455	753,554	624,424	835,981	1,857,409	98,478	340,807
割合	100.0	0.3	9.3	7.7	10.9	16.8	1.1	4.2
公用財産	5,934,900	18,141	83,145	299,121	872,057	1,845,913	93,478	338,758
土地	1,831,463	10,126	36,021	199,526	491,993	97,584	55,052	157,604
立木材	49,462	—	61	—	5,952	185	8	42,695
建築物	845,485	6,893	14,378	50,202	250,157	94,506	32,273	112,489
工作物及機械器具	2,657,127	1,082	5,970	46,951	111,743	240,128	5,385	23,815
船舶	995,759	40	26,116	2,444	13,018	915,574	607	2,062
鑛業權及砂鑛權	5,626	—	—	—	—	553	—	92
森林財産	1,793,045	—	657,987	—	—	1	—	—
土地	307,279	—	10,414	—	—	—	—	—
立木材	1,461,736	—	645,429	—	—	—	—	—
建物	1,615	—	189	—	—	—	—	—
工作物	19,109	—	1,956	—	—	—	—	—
船舶	7	—	—	—	—	—	—	—
雜種財産	338,441	5,314	12,422	325,303	13,875	11,496	153	1,549
土地	114,744	1,075	6,536	88,360	12,487	—	153	1,421
立木材	10,257	—	5,880	779	1	—	—	34
建物	5,818	2,187	5	1,839	1,264	—	—	23
工作物	1,863	495	1	619	173	—	—	70
船舶	11,496	—	—	—	—	11,496	—	—
株式及持分	240,268	1,557	—	238,706	—	—	—	—

	農林省	商工省	遞信省	拓務省	鐵道省
總額	1,203,907	173,161	330,898	311	2,324,462
割合	14.9	21	4.1	0	28.6
公用財産	55,928	178,131	330,898	311	2,324,462
土地	23,774	27,441	66,511	—	216,044
立木材	542	—	—	—	0
建築物	22,872	32,353	63,504	254	168,284
工作物及機械器具	4,785	105,370	197,575	56	1,914,271
船舶	8,955	8,006	3,306	—	25,623
鑛業權及砂鑛權	—	4,981	—	—	—
森林財産	1,135,058	—	—	—	—
土地	297,164	—	—	—	—
立木材	819,308	—	—	—	—
建物	1,426	—	—	—	—
工作物	17,152	—	—	—	—
船舶	7	—	—	—	—
雜種財産	13,011	30	—	—	290
土地	9,447	30	—	—	286
立木材	3,563	—	—	—	—
建物	—	—	—	—	—
工作物	—	—	—	—	4
船舶	—	—	—	—	—
株式及持分	—	—	—	—	—

「備考」　公用財産＝國に於て、事務の用又は國の事務當局は官吏其他の職員の住居の用に供し、又は供するものと決したるもの。
森林財産＝國に於て森林經營の目的に供し又は供するものと決したるもの。
雜種財産＝以上の二種及公共用財産に屬しないもの。
尚公共用財産は本表には含まれぬが、それは直接公衆の用に供し、又は供するものと決したるもの。

之によると一般、特別兩會計を合せ、同年度末の國有財産總額は、第一種の道路、河川、港灣等の如き價額見積り困難なるもの、即ち公共財産を除き、第二種の公有財産、第三種の營林財産、第四種の雜種財産を合計して八十一億一千萬圓である。うち公用財産が五割三分、營林財産が二割二分、殘りは雜種財産だ。

而してこれを省別に見ると鐵道省の二十三億二千萬圓（二八%六）が最も多く、海軍省の十三億五千萬圓（一六%八）、農林省の十二億圓（一四%五）、陸軍省の八億八千萬圓（一〇%九）、大藏省の六億二千萬圓（七%）の順であり、五者を合すると六十三億九千萬圓と全體の七割八分に達する。

更に業種別では、工作物機械器具の二十六億七千萬圓、土地の十八億圓、立木材の十五億二千萬圓、船舶の十億圓、建物の八億五千萬圓等の特に多いことを知る。而して省別の業種別では農林省はその六割八分が立木材、海軍省の六割八分が船舶（言ふ迄もなく主として軍艦）、陸軍省の八割三分が土地建物、鐵道省のその八割二分が工作物及器具機械である。尚大藏省及外務省が合せて二億四千萬圓程の株式及持分を有するが、之は主として半官半民事業投資の株式所有である。何れにしても所謂「不生

産的」な陸海軍財産の如何に尨大なものであるかゞ判るであらう。

我々が次に取扱はんとする主要官營事業の大部分も亦其の重要性から言つて、以上の種目に含まれてゐる譯である。

二、官公營工場と勞働者

次に官公營工場の工場數と勞働者數とに就て見る。即ち工業分析だ。尤も官公營事業の工業に於ける構成に就て基準となるのは、工場數、從業員又は職工數、使用原動機數及生産額等であるが、既に第五輯に於ける工場統計の分析に於て述べたやうに生産額を除くと、比重の基準とするの價値に乏しい。然し乍ら官公營事業、特に官營事業の多くは生産額に就て知ることが出來ない。言ふ迄もなくそれは所謂、國家の祕密―特に軍事上の―に屬してゐるからである。然し乍らそれでも尙且つ工場數、勞働者數等に就ては民間企業との比較上に於て一應の研究は必要である。以下原動機數を除き、工場數と勞働者數に就て見よう。

最初に官營工場とその勞働者の狀態に就て見よう。先づ商工省調査の「工場統計」により昭和五年末の官營工場を省別及事業種別に示すと第二表の如くである。

(二)　官營工場業種別及省別（昭和五年未現在）

業種別	鐵道省	大藏省	陸軍省	內務省	海軍省	商工省	遞信省	外務省	內閣	計
紡織工業	一五									一六
金屬工業	三	一								五
機械器具工業	二二一	二八	一							二〇一
窯業										
化學工業			三							三
製材及木製品製										
印刷及製本業			三	一〇						一三
食料品工業			一	二						一八
瓦斯及電氣業										
其他の工業				四二						五〇
計	二二一	五八		五六	三五	一二	一〇	三	一	四〇〇

卽ち工場總數は四百で省別では鐵道省の二百二十一が過半數で、文部省の五八、大藏省の五六、陸軍省の三五、內務省の十二、海軍省の十の順である。業種別では機械器具工業の二百九十が全體の七割、他はぐつと少なく印刷及製本業の十八、紡織業の十六、化學工業の十、食料品工業の六、金屬工業の五である。更に事業別の省別では機械器具工業は鐵道省が七割餘の二百二十一、文部省が二十八、陸軍省が十七、內務省が十二、海軍省が九である。印刷製本業では大藏省が過半、他は僅少だ。紡織業では文部省の十五が殆んど全部、殘る一が陸軍省にある。陸軍省のは千住製絨所である。化學工業

では陸軍省の六が過半、他は文部、海軍兩省にある。食料品工業では陸軍省が半分の三を占め、金屬工業では文部省の三、大藏省、商工省に一つづゝだ。

右によつて鐵道省の機械器具工場の多いことは前記の投資額と關聯して尤も注目される所であり、又大藏省の其他の工場即ち煙草專賣工場の多いこと、陸海軍省の機械器具工場、化學工場も亦我々の本研究には見逃せぬ。只文部省が比較的各業に亙つて工場を持つてゐるのと、鐵道、陸軍、內務、海軍の各省を除く他の省にそれ〴〵印刷製本工場を持つことだが、前者は諸直轄學校の實驗用のものが多く、後者は特殊物を除き關係諸官廳の印刷物の印刷及出版の獨占の爲である。

次に右官營工場の勞働者數によつて各工場のどこに重點が置かるべきかを見るの一助としよう。五年末の各業に於ける職工以外の職員其他を加へた從業員數及其男女別は第三表の如くである。

（三）官營工場業別從業員表（人）

＝工場統計（昭和五年末現在）による＝

	職員 男	職員 女	職員 計	職工 男	職工 女	職工 計	其他從業員 男	其他從業員 女	其他從業員 計	從業者總數 男	從業者總數 女	從業者總數 計
紡織工業	一六八	二七	一九五	三八六	三二五	七一一	三	—	三	五五七	三五二	九〇九
金屬工業	一、九七一	一三一	二、一〇二	一六、八二〇	三九一	一七、二一一	五、二二二	七六五	五、九八七	二四、〇一三	一、二八七	二五、三〇〇
機械器具工業	二、一八三	四	二、一八七	六一、二二一	一、八五五	六三、〇七六	一、四六一	一〇九	一、五七〇	六四、八六五	一、九六八	六六、八三三
窒業	三	—	三	二	一	三	—	—	—	五	一	六
化學工業	一八五	—	一八五	一、六九二	一九八	一、八九〇	一六九	九	一七八	二、〇四六	二〇七	二、二五三
製材及木製品工業	三一	—	三一	五四	—	五四	—	—	—	八五	—	八五
印刷及製本業	四五二	七九	五三一	一、九一〇	一、六一三	三、五二三	一九四	二二	二一六	二、五五六	一、七一七	四、二七〇
食料品工業	七三	一	七四	三七六	一三一	五〇七	一一	四	一五	四六〇	一三六	五九六
瓦斯及電氣業	二	—	二	八	—	八	—	—	—	一〇	—	一〇
其他の工業	一、六〇五	九九	一、七〇四	八、四八二	一九、四六〇	二七、九四二	六七〇	二〇九	八七九	一〇、七五七	一九、七六八	三〇、五二五
計	六、六七三	三四一	七、〇一四	九〇、九五一	二三、九七四	一一四、九二五	七、七三〇	一、一一八	八、八四八	一〇五、三五四	二五、四三三	一三〇、七八七

（四）省別主要工業別職工數（男女計）

	機械器具工業	印刷及製本業	金屬工業	化學工業	其他の工業
鐵道省	5,340	—	—	—	—
文部省	251	43	31	10	—
大藏省	250	173	396	—	25,954
陸軍省	12,675	—	—	1,111	1,988
內務省	638	—	—	—	—
海軍省	43,802	—	—	—	—
商工省	—	102	16,784	769	—
遞信省	120	101	—	—	—
外務省	—	69	—	—	—
內閣	—	3,035	—	—	—
計	63,076	3,523	17,211	1,890	27,942

これによると總從業員は十三萬人で職工八八%、職員五%、其他從業員七%の割合だ。而して職工だけに就て見ると最も多いのは機械器具工業の六萬三千人で全職工の五四%を占め、次で其他の二萬八千人、金屬工業の一萬六千八百人、印刷及製本工業の三千人、化學工業の千八百人の順だ。之等に就て省別に見ると上揭第四表の如く、機械器具工業では陸海軍合せて五萬六千人、九割近くを占め、次いで鐵道省の五千三百人だ。其他工業では大藏省が殆んど全部、印刷製本業では內閣、金屬工業では商工省（主として八幡

製鐵所)、化學工業では陸軍省と商工省が主となつてゐる。

尙官營工場に於ける男女職工別に就て見ると、總數十一萬五千人の內、男工が八割女工は二割の比率であり、女工の內約八割が其他工業卽ち大藏省と陸軍省に殆んど集中され、就中、大藏省(卽ち煙草專賣工場及造幣局)にある。又印刷工業の內四割五分が女工によつて占められ、更に紡織工業では約半分が女工、機械器具工業に於ても少なからざる部分が女工である。

以上の勞働者分布によつて次の樣な點が指摘される。卽ち官營工場勞働者は陸海軍及鐵道省の機械器具工場、大藏省の專賣工場、內閣の印刷製本工場、商工省の金屬工場、陸軍の化學工場、等に集中されてゐることだ。試に夫等を合すると十一萬六百八十九人で、全職工十一萬五千人の殆んど全部を占める。而も機械器具工業及其他工業では第二表で見た樣に工場數は比較的多いが、金屬工業は工場數一、化學工業は六に止まる。此等の工業の規模の相當大きいことを知り得よう。

然らば以上三者の累年の推移はどうであるか。之を示すと第五表の如くで工場數は大正九年に激增を見、以後十二年前後に反動減はあつたが、最近二三年來增加してゐる。然し職工數は十一年以後、大體減少し、只昭和二年と四年、殊に四年は前年の二倍に激增したが、五年にはより以上の減少を示した。官營工場に於ける軍縮の影響と合理化の一班を知り得る。

三、官營工場名、所在地、重要生產品、及男女職工別

最後に、以上の諸統計(二、三、四、五各表)の出所たる工場統計とは內容と形式を異にするが、協調會の調査による昭和六年十月一日現在の官營工場名別の所在地、主要生產品及男女職工數を示すと附錄に採錄する如くである。

本調査は內務省社會局に於て各種工場(及鑛山)に就き調査したもの、內、調査期日に於ける職工五十人以上を使用するものに關し、協調會の勞働課が集錄したものである。隨つて五人以上の職工を使用する工場に標準を置いた前記商工省の「工場統計」とは比較出來ない。然し官營重要工場が殆んど採錄されてゐるばかりでなく、職工數の外にその所在地、及び主要生產品を知り得るから極めて興味ある資料だ。而も調査期日が「工場統計」

(五)　官營工場及職工數增減表

		工場數	前年對增減	職工數	前年對增減
大正	1年	164	—	125,608	− 8,822
	2	151	− 11	129,986	+ 4,378
	3	142	− 9	139,187	+ 9,201
	4	130	− 12	165,842	+ 26,655
	5	136	+ 6	167,740	+ 1,898
	6	135	− 1	149,676	− 18,064
	7	130	− 5	159,436	+ 976
	8	138	+ 8	163,571	+ 4,135
	9	344	+206	176,714	+ 13,143
	10	374	+ 30	184,965	+ 8,251
	11	362	− 12	162,618	− 22,247
	12	347	− 15	162,513	− 105
	13	347	——	147,139	− 15,374
	14	344	− 1	139,265	− 7,872
昭和	1	344	+ 2	133,938	+ 5,327
	2	339	− 5	142,201	+ 8,263
	3	371	+ 32	136,032	− 6,169
	4	388	+ 17	264,764	+ 128,732
	5	400	+ 12	119,925	− 144,839

より新しいからそれだけ最近の狀勢を知り得る。斯樣な諸點に注意しつゝ本表を點檢せられたい。今理解に便するため、この表の職工數を省別及男女別に合計すると第六表の如くである。

（六）省別官營工場職工數

	男	女	計
内閣	1,542	1,553	3,095
内務省	416	—	416
大藏省（造幣局）	358	35	393
大藏省（專賣局）	7,212	17,216	24,428
陸軍省	12,743	2,956	15,699
海軍省	36,996	354	37,350
商工省	17,179	375	17,554
遞信省	153	24	177
鐵道省	13,841	537	11,378
計	87,440	23,050	113,490

先づ其職工數を合計すると十一萬三千四百九十人で、うち男工八萬七千四百四十人（七七%）、女工二萬三千五十人（二三%）だ。

職工の集中狀態は前記「工場統計」を基礎にした物と全く同樣であるからこゝには再述を避けるが、此表によつて見ても陸海軍兩省、大藏省、商工省、鐵道省の五者に於ける職工數が全體の八割以上を占めることを示す。卽ち工廠、專賣局、製鐵所、鐵道工場等が中心をなしてゐる譯だ。

更に工場數百四十八の內主なる種別は船舶車輪製造業五十、煙草製造業三十九、器具製造業十八、發火物製造業八、印刷及製本業六、機械製造業五となつてゐる。個々の工場に關しては附錄表に就て點檢されたい。

四、公營工場と從業員數

轉じて公營工場の工場數と從業員數に就て見る。卽ち第七表によると昭和五年末（工場統計による）に於ける工場數は百五十三で矢張り機械器具工業が多い。次いで紡織工業と瓦斯電氣工業、印刷製本業、金屬工業の順で、以上五者を合して百二十五工場に達し、全體の八割に及ぶ。職工數に就ても同樣なことが言へる。が、窯業の職工數が工場數の少ない割合に多いのが目立つ。而して公營工場では女工は全職工の九%に止まり、官營工場に於けるよりもづつと少い。又一工場當り職工數は四十二人で官營工場のそれの二百八十六人に比し甚だしく小規模だ。然し瓦斯及電氣業を除くと工場及職工の集中狀態—特に機械器具工業に於て—は官營工場とよく似てゐる。此點で官營工場と同一方向をとつてゐると言へる。尙ほ此調査は昭和

（七）公營工場業種別及職工數（昭和五年末）

業種別	工場數	職工 男工	職工 女工	職工 計	從業員總數
紡織工業	31	374	276	623	1,304
金屬工業	10	191	16	206	287
機械器具工業	43	3,840	54	3 894	4,994
窯業	4	203	40	243	1,105
化學工業	6	72	8	80	297
製材及木製品工業	8	137	2	139	205
印刷及製本業	11	337	77	414	465
食料品及嗜好品工業	7	56	2	58	100
瓦斯電氣業	30	632	1	633	811
その他	3	38	114	152	165
計	153	5,853	590	6,443	8,630
四年末	137	4,851	603	5,454	7,066

四年分から始められたのでその以前とは比較できぬが、五年を四年に比較すると、工場數は十六、職工數は九百八十九人（一八%）、從業員總數は千五百六十四人（二二%）の各增加である。

五、官公營工場と民間工場の工場數及職工數比較

以上の如き官公營工場數と職工數はこれを民營のそれ等に比し、業別分布狀態にどう言ふ差異があるか、これを示したのが第八表である。

（八）官公營工場及民營工場比較表（昭和五年末）

業別	工場數 官公營	工場數 百分比	工場數 民營	工場數 百分比	職工數（人） 官公營	職工數（人） 百分比	職工數（人） 民營	職工數（人） 百分比
紡織工業	四七	八・五	二〇、三〇六	三二・六	一、三三四	一・一	九〇三、三九九	五三・七
金屬工業	一五	二・七	四、〇〇四	六・四	一七、四〇七	一四・三	八四、一一二	五・〇
機械器具工業	三三三	六〇・二	五、六〇四	九・〇	六六、九七一	五五・二	一六三、三三八	一〇・〇
窯業	五	〇・九	三、二〇五	五・二	二四六	〇・三	六〇、七三四	三・六
化學工業	一六	二・九	三、三二九	五・四	一、九七〇	一・六	一一八、二六〇	七・〇
製材及木製品工業	一一	二・〇	四、九六六	八・〇	一九三	〇・二	五七、八一〇	三・四
印刷及製本業	二九	五・二	二、七五九	四・四	三、九三七	三・二	五三、四七八	三・二
食料品工業	一三	二・四	一二、三〇九	一九・八	五六五	〇・五	一三八、二八〇	八・二
瓦斯及電氣業	三一	五・六	四六六	〇・七	五四一	〇・四	七、九九一	〇・五
其他の工業	五三	九・六	五、二八六	八・五	二八、〇九四	二三・二	九一、一六一	五・四
計	五五三	一〇〇・〇	六二、二三四	一〇〇・〇	一二一、三六八	一〇〇・〇	一、六八三、五六三	一〇〇・〇

即ち官公營工場數五百五十三は民營工場數六萬二千二百三十四の九%弱、又職工數十二萬一千人は七%二に當る。斯樣な二點に關する限りを以てして直ちに官公營工場の能力の劣れる標準とならぬは勿論で、問題は生產高の比較にあるが、それが前記の如く官公營工場全般に就て判らないから、其比較は出來ぬ。只、此表で指摘されるのは業種別に見た工場及勞働者の集中狀態の比較である。先づ工場數に於ては官公營のそれは機械器具工業が過半數（六〇%二）を占めるに對し、民營のそれは紡織工業に三二%六が占められてゐる。次いで官公營工場では其他（九%六）、紡織（八%五）、瓦斯及電氣業（五%六）、印刷及製本業（五%二）の順に對し、民營工場では食料品工業（一九%八）、機械器具工業（九%〇）其他（八%五）、製材及木製品工業（八%）の順だ。

又職工數でも官公營が機械器具工業（五五%二）に民營が紡織工業（五三%七）に集中されてゐるに變りはないが、次位では官公營が其他（二三%二）及金屬工業（一四%三）なるに反し民營では機械器具工業（一〇%）及食料品工業（八%二）である。即ち以上の分析から次の樣な點が指摘されるであらう。

一、官公營工場は重工業中心、民營工場は輕工業中心であること。

一、然し、民營工場も重工業が相當の重みを持つこと、而して官營工場では「其他」が――それは主と

して煙草工場だ――即ち專賣品工場が相當の重みを持つもこと。

一、官公營工場及職工數は民營のそれ等に比し絶對數はそれ〴〵一〇%以下であるが、一工場當り職工は官公營工場二百十九人に達し、民營のそれは二十七人に止まること。

六、官營鑛山に就て

我國に於ける鑛山の經營は殆んど民間の手によつて行はれ、官營のそれは極めて少なく、公營は絶無だ。明治初年に於ては官營鑛山が多かつたのであるが、それらは殆どすべて民間に拂下げられたのである。即ち明治元年に於て政府は重工業の發展と密接な關係を持つ鑛山の發見と保護に任ずる爲め鑛山局を設け、二年には生野鑛山、佐渡金山、小坂銀山、三池炭坑、高島炭坑、大葛金山、釜石鑛山、中小坂鑛山、院內銀山、阿仁銅山の十鑛山を政府の直營とし、英米佛獨の諸國から招聘した鑛業、地質土木に關する學者技師及鑛夫を分遣した。其後十八年迄に發見された諸鑛山も合せ、二十一年には大部分を三井、三菱、藤田及其他の資本家に拂下げた。而して現在では次表に示す樣な數個の鑛山を除き殆んどすべて民間に於て經營せられてゐる。

即ち此表によると、昭和五年末の官營鑛山の鑛夫數は植民地を別にして一萬七千人で、民間のそれ

（九）昭和五年末現在官營鑛山表

所屬官廳	名稱	所在地	採鑛種目	五年產額（瓲）	同上金額（千圓）	五年六月一日現在鑛夫
內地						
商工省	日野上	鳥取縣	鐵鑛	製鐵所用格魯漠鐵鑛		一四
海軍省	海軍新原	福岡縣	石炭	四一八、四七五	二、三九一	三、四四八
商工省	二瀨	福岡縣	石炭	一、〇九八、三〇九	六、八五八	九、七二三
同	稻築	同	同	一七三、八二九	九六〇	一、五四四
同	鹿町	同	同	一三八、一九四	一、一〇八	二、〇五三
同	加勢三坑	同	同	四三、五〇〇	一九五	四一九
朝鮮						（六月末使用人）
商工省	載寧鐵山	黃海道	鐵鑛	・・	・・	五三一
同	殷栗鐵山	同	同	・・・・	・・・・	六五一
海軍省	平壤炭礦	平安南道	無煙炭	・・・・	・・・・	二、二一六
					計	二五、二七八

【註】「昭和五年本邦鑛業の趨勢」による。

の廿五萬八千四百六十九人に比較すると七%弱に止まる。而して鑛山も官營のものは鐵鑛及石炭に限られ其產額も民間のそれに比較すると極めて小額である。即ち昭和五年に於ける民間石炭の產額は三千一百萬瓲、鐵鑛二十四萬五千瓲に對し官營のそれ等は全體としては不明であるが、民營に及ばぬ。斯樣に直營鑛山は少ないが官營諸工場への鑛石の供給は民間――特に大資本家經營の――鑛產と結びついてゐるし、特に非常時には動員法の命ずる所によつて官營たるの働きをなす譯だ。

第四節　官公營事業と財政

一、官營事業と國家財政

官公營事業收入及益金が國家財政乃至地方財政に於て必須の財源をなしてゐることは、其の歳入に對して占める割合によつて知られる。先づ官營のそれを示せば第一表の如くである。

（一）　一般會計總歳入内譯

		千円	%
總内譯	額	1,557,863	100.0
	租稅	835,041	53.6
	印紙收入	69,704	4.4
	官有財産收入	487,860	31.3
	官有物拂下代	4,400	0.3
	其他	161,857	10.4

之は昭和五年度現計（六年七月末）に於ける一般會計の歳入（經常部及臨時部合計）の内譯を示したものだが、之によると總額十五億五千七百萬圓の内、租稅收入が過半の五三%六を占め、官業及官有財産收入が次いで多く三一%三を占める。印紙收入も、官有物拂下げ代も共に官營事業收入と見られるから、それ等をも加へた一般會計の官營事業收入は三六%に達する。これが諸外國に比しどんな位地にあるかを見ると、日本のそれは斷然高比率を占めてゐる。そのことは内閣統計局が發表した六年度（一九三一年度）豫算に於ける佛蘭西以下五ヶ國との對比によつて首肯せられる。第二表の如くである。

（二）　列國歳入内譯比較（1931年度）

	歳入總額		租稅		官業及官有財産收入		其他	
	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合
日本	1,489,274	100	778,287	52	578,005	39	132,982	8
佛蘭西	50,643,495	100	43,163,170	85	1,131,547	2	6,348,763	13
獨逸	10,713,495	100	9,858,600	92	355,495	3	499,400	5
英國	803,500	100	697,500	81	47,000	6	59,000	7
伊太利	21,093,172	100	13,867,385	66	3,864,910	18	3,360,877	16
米國	4,316,754	100	3,574,751	83	69,029	2	672,974	15

（備考）　伊太利のみは1930年度。單位金額は日本千圓、佛千法、獨千ライヒスマルク、英千磅、米千弗。印紙收入及官有財産拂下げ代をも加ふ。列國國勢要覽による。

即ち佛、獨、英、米の諸國が總歳入の八〇%以上を租稅により、官業及官有財産收入によるものは二%乃至六%に止まるが、日本と伊太利は官業及官有財産收入による部分が比較的多く、殊に日本のそれは伊太利（一八%）の二倍以上で列强間で最も多く三九%を占める。隨つて租稅收入による部分は相對的に少ない。日本に於ける官營事業の財政的根據の强大なことが判る。

然らば右官業及官有財産收入はどう言ふ項目から成立してゐるかを見るに、印紙收入及官有物拂下代を除いたものに就て示すと昭和五年の現計で第三表の如くになつてゐる。

即ち總額四億八千七百八十六萬圓の内、郵便電信及電話收入が二億二千九百萬圓で四七%を、又專賣局益金が一億九千八百萬圓で四〇%四を占め、二者を合すれば八七%に達する。右二者を除き、森林收入（八%〇）と配當金收入（二%四）と刑務所益金（一%二）等やゝ多いが他の陸海軍關係の工廠印刷局及製鐵所等の益金は〇%以下乃

（三）　官業及官有財産收入

	金額 千円	割合 %
郵便電信及電話收入	229,263	47.0
森林收入	38,810	8.0
專賣局益金	198,339	40.4
印刷局益金	1,591	0.3
千住製絨所益金	3	0
海軍工廠資金益金	422	0.1
海軍燃料廠益金	1,112	0.2
海軍火藥廠益金	207	0
海軍採炭所益金	—	—
製鐵所益金	—	—
官有物貸下料	724	0.1
配當金收入	11,751	2.4
刑務所益金	5,632	1.2
陸軍造兵廠益金	—	—
計	487,860	100.0

至計上を見ない。計上を見ないもの、內海軍採炭所は大正十年度から、製鐵所は昭和二年度から陸軍造兵廠は大正十二年度からそれ〳〵計上を停止してゐる。

此處で注意せねばならないことは上表の內「益金」として示せるものは何れも特別會計からの繰入であるが繰入額の減少はそれだけ其等の歲入歲出尻の惡化を示すものであり、繰入を見ないのは赤字となつたことを示すものだ。而して製鐵所及陸海軍關係工廠にそれ等に包含されるもの、多いことは、軍事工業の不生產的なことを示すと共に、それだけ國家の財政的の負擔となつてゐる譯である。

然し斯樣な益金繰入額の減少に拘らず官業及官有財產收入は年々增加の一途にある。而してそれはその內の大部內を占める郵便電信電話收入及專賣局益金の增加によるは言ふ迄もない。今其二者及び森林收入、配當收入並びに印紙收入、官有物拂下代等の累年の增減趨勢を示すと第四表の如くである。之によると官有物拂下代は年度によつて相當の增減があるから暫く別にすれば、印紙收入及森林收入の漸減傾向と、郵便電信電話收入及專賣局益金の漸增傾向が注目される卽ち後者の二つが累年的に官營事業收入を左右してゐることがはつきり判る。配當收入も金額としては少ないが、增加を見てをる。何れにしても全體の官營事業收入（A B C合計）の國家の歲入に寄與する程度が强まりつゝある譯で、其事は其相互對比の比率に現はれて

（四）　官業及官有財産收入累年比較表　（千圓）

	總額(A)	(A)の內譯 郵便電信及電話收入	專賣局益金	配當金收入	森林收入	印紙收入(B)	官有物拂下代(C)	(A)(B)(C)の合計	歲入に對する割合(%)
昭和6年度(豫算)	501,117	240,887	198,248	9,543	43,090	73,070	3,818	578,006	38.8
5年度(現計)	487,860	229,263	198,339	11,751	38,810	69,704	4,400	561,965	36.1
4 〃(決算)	479,964	239,463	177,803	11,704	39,728	79,257	4,208	563,430	32.4
3 〃	474,194	233,412	177,201	9,603	42,874	86,579	5,299	566,072	31.2
2 〃	471,491	236,628	173,257	9,557	41,513	81,434	3,680	556,606	32.1
1 〃	451,414	223,172	167,403	9,855	38,470	8 ,327	4,497	538,239	34.1
大正14 〃	427,613	209,618	153,029	9,670	42,972	91,530	6,665	525,809	34.4
13 〃	383,137	168,736	148,231	9,731	44,086	92,720	5,663	481,520	29.6
12 〃	342,686	149,634	130,157	9,941	42,952	86,388	6,208	435,278	28.6
11 〃	360,185	162,111	129,670	10,130	40,295	86,854	11,549	458,588	33.9
10 〃	333,784	155,089	124,289	6,168	36,144	86,327	7,539	427,651	28.7
9 〃	327,760	139,680	124,124	4,189	35,863	83,379	6,446	417,586	23.3
8 〃	251,559	132,799	74,467	3,952	32,900	98,904	36,842	387,307	33.0
7 〃	288,099	106,269	89,515	2,690	25,614	65,312	6,124	359,586	35.3
6 〃	250,069	90,689	77,592	2,855	17,527	52,763	8,609	311,442	42.4
3 〃	135,829×58,096		54,587	2,686	10,275	34,260	10,844	170,898	26.3
明治39 〃	118,090	34,904	32,574	—	5,468	17,126	2,786	155,237	33.4
37 〃	76,401	29,350	28,174	—	3,022	28,775	776	93,404	33.7
29 〃	17,546	10,406	—	—	1,286	10,745	1,110	28,903	17.1
27 〃	13,924	8,381	—	—	844	6,173	655	20,753	26·5
20 〃	6,698	3,400	—	—	633	—	—	6,698	8.3
15 〃	1,828	—	—	—	176	—	—	1,828	2.5
10 〃	1,651	—	—	—	62	—	—	1,651	3.4
第5期	441	—	—	—	—	—	—	441	0.8
第1期	50	—	—	—	—	—	—	50	0.2

（備考）　×大正3年以前は電話收入を含まず。第一期＝慶應3年12月—明治元年12月。
第5期＝明治4年10月—同5年12月。(A) の內譯は主要なもののみを掲ぐ。

ゐる。今其傾向を遡つて見ると大體日露戰前から歐洲大戰終了當時迄は急テンポに增加し、爾後やゝ減率を示したが、最近又上昇に轉じたと言ひ得る。前者の增加は其反對の場合を示す。而して後者のそれは特に財政的窮迫化に於ける不可缺の財源をなすから官營事業の役割の重視される所以だ。昨年秋、故井上準之助氏が藏相當時、郵便料金値上（例へばハガキの五厘値上、三錢切手の一錢値上の如き）を試みんとしたのも、煙草値下げを公表しながら有耶無耶の間に葬り去つたのも、要は官業收入の增加乃至不減を計り財政の窮迫を緩和せんとしたからに外ならぬ。本輯第四部中『財政』の項目に見る如く、今や租稅滯納の增加を示す時、政府は今後、此有力な官業收入の增加に必ずや樣々な手段を講ずるであらう。然し其負擔は結局誰の肩にかゝるかを知らねばならぬ。

さて右第四表に於てやゝ說明を要する第一點は明治初年に於ける官業及官有財產收入の總歲入に對する割合の比較的少ないことだ。と言ふのは既に述べた樣に當時事業と言へば殆んど官業を措いてなく、隨つて其收入の多かるべきが考へられるからだ。然し當時は地租其他諸稅と紙幣發行による歲入が中心をなしてをり、官業は準備乃至建設時代でまだ財政上重きをなしてゐなかつたに基因する。例へば第一期（慶應三年十二月）から第八期（明治八年六月）に至る七ヶ年半の歲入は總額四億六百三十五萬圓で地稅、各種稅、紙幣發行を計せ三億二千三百二十五萬圓、卽ち歲入總額の約八〇%を占め、官業收入、官有物所屬收入は合せて千三百十六萬圓で三%に滿たない（註）。當時斯樣に官業收入の少なかつたのは、草創の際であつたのと有利な官業のなかつたによる。然し當時の基礎建築が今日の大なる獨占をなしたのであつて、當時の目的は財政上より寧ろ「產業指導」にあつたのは既述の如くだ。

（註）　明治前期財政經濟史料集成、第四卷四六頁「歲入歲出表」參照。

第二點は鐵道收入が含まれてゐないと言ふことである。それは鐵道會計が全然特別會計に屬してゐて一般會計への繰入のない關係によるが、今其五年度（決算）に於ける收益勘定を見ると作業收入五億五千二百五十七萬三千圓、作業費四億六千九百四十八萬五千圓、地方鐵道補助金七百四十九萬九千圓を控除して七千五百五十八萬七千圓の利益を擧げてゐる。最近の恐慌期に入つてから收益は減退しつつあるがやはり國營事業の最大なものたるに變りはない。（國鐵の規模に就ては後に述べる）

二、公營事業と地方財政

轉じて公營事業の地方財政に於ける位地を見る。地方自治體は言ふ迄もなく道府縣、市、町村及水利（土功）組合等を包含するが水利組合を暫く別にして前三者に於ける公營事業に就て述べよう。

地方自治體の歳入は稅收入と稅外收入とに二大別出來るが、公營事業に關係ある收入は、稅外收入中の使用料及手數料收入（手數料は企業的意味の公營事業收入と看做し得ないが、常に使用料と合計され費目の分離が出來ないし又その金額も少いので暫く一括したまゝ扱ふことにする）である。尙ほ官營事業に於けると同樣、財產收入をも考慮に入れ得るであらう。

（五）五年度地方自治體歳入內譯（千圓）

	稅收入	稅外收入	計
道府縣	253,700	148,612	402,313
市	132,206	561,332	693,539
町村	258,869	215,431	474,300
計	644,777	925,376	1,570,153
割合（%）道府縣	41.1	58.9	100.0
內訳 市	53.0	46.0	100.0
町村	19.1	80.9	100.0
計	54.5	45.5	100.0

處で先づ稅外收入と稅收入が總歳入に對し如何なる割合にあるかと言ふに上表の此く、歳入の內約六割が稅外收入、四割が稅收入である。然し其內容を見ると斯樣な割合の生じたのは專ら市の歳入が稅外收入八割、稅收入二割の比率であるに基づき、道府縣及町村では寧ろ稅收入が稅外收入を凌駕する。この事は市に於ては公營事業がより發展してゐること、隨つて其收入の比較的多いこと及歳入がそれに依存することの多いことを示す。それを證明するのが次表である。

之によると市に於ける使用料及手數料收入（其主體は備考參照）は稅外收入の三四%、總歳入の二八%を占め、道府縣及町村に於けるそれ等よりも遙かに多い。一方、財產收入では町村のそれが他の二者より多いが、これは三者とも多い方ではない。然し使用料、手數料及財產收入を合した自治體の公營

（六）使用料、手數料收入及財產收入（五年度現計）

	金額	對外稅收入%	對歳入%
○使用料及手數料收入			
道府縣	三六、三六四千円	二四・四	九・〇
市	一九一、九五二	三四・二	二七・七
町村	二二、二三二	一〇・三	四・七
計	二五〇、五四九	二七・一	一六・〇
○財產より生ずる收入			
道府縣	一、六三六	一・一	〇・四
市	八、四二五	一・五	一・二
町村	一七、八〇一	七・九	三・七
計	二七、八六三	三・〇	一・八

（備考）使用料＝授業料及保育料、病院、水道、屠殺場、道路、河川道路占用、堤防、瓦斯、棧橋、墓地火葬場各使用料。
手數料＝督促手數料、戸籍手數料、證明手數料、閱覽手數料、檢定手數料、證紙收入。

事業收入は稅外收入の三〇%、歳入の一八%を占め、國家財政に於けると同樣重要な財源をなしてゐることを知る。更に六大都市に於ける公營事業收入の稅外收入及歳入に對する割合を見ると第七表の如く、金額一億六千八百萬圓で、稅外收入に對し三五%、又歳入に對し二六%の割合となつてゐる。都市別に見ると金額では大阪、東京が斷然多いが、割合では神戸及京都が多い。卽ち神戸は稅外收入

に對し六六%、歳入に對し五〇%、京都は前者五九%、後者四三%に達する。それ等の都市に於ける公營事業は極めて重要な財源をなすと共に、他の都市よりも比較的よく運營せられてゐる譯で、此點よりすれば東京は最も劣等と言へよう。

（七）　六大都市公營事業收入表（昭和五年度現計）

	使用料及手數料	財産收入	計	對稅外收入割合	對歳入割合
	千円	千円	千円	%	%
東京	五四、七二六	二、七五九	五七、四八六	二五・五	二二・八
大阪	五五、二二一	二、六八九	五七、九一一	三八・三	三四・二
京都	一四、九四二	二六五	一五、二〇八	五九・二	四三・五
名古屋	八、〇一三	五八	八、〇七一	四〇・五	三〇・五
神戸	一九、六六〇	二二二	一九、八八三	六六・六	五〇・五
横濱	九、四六七	二一五	九、六八二	三四・〇	二九・〇
計	一六二、〇二九	六、二〇八	一六八、二四一	三五・一	二六・三

然らば地方自治體（水利組合をも加ふ）の使用料及手數料と財産收入は年次別に見て如何なる趨勢にあるかと言ふと次表に示す如く、大體增加の趨勢にあり、殊に使用料及手數料のそれは著しく增加し財産收入と合せたもの（此處に言ふ事業收入）は稅外收入に對しても、又歳入に對しても割合の增加してゐることを示す。特に最近二三年來は其等の收入の占める割合は著しく增大を加へた。例へば稅外收入に對し四年は二三%、五年は二九%八に當り、又歳入に對しては四年が一四%二、五年が一七%五であり、過去に比し比重の高まつた事を知る。これ總歳入減少が示す如き地方財政の窮迫と共に公營事業の益々重要性を加へ來つた證據で、地方自治體に於ける公營事業の位地の重大なるを知る事が出來よう。（尙官公營事業の支出に就ては個々にのべる時言及することにする）

（八）　公營事業收入と其稅外收入及歳入對比增減趨勢（金額千圓、割合%）

年度	使用料及手數料	財産收入	計（A）	稅外收入（B）	（A）對（B）	總歳入（C）	（A）對（C）
明治卅九年	三、八二八	四、七〇〇	八、五二九	九四、二〇〇	九・〇	二〇一、八七九	四・三
同　四四年	五、三四一	五、三〇六	一〇、六四七	二六四、六四九	四・〇	四四七、五五四	二・四
大正五年	三五、三二六	九、二四八	四四、五七五	一八九、五七六	二三・五	三八七、一五五	一一・五
同　一〇年	一一四、九八三	二三、〇九一	一三八、〇七四	七一七、五七五	一九・二	一、三五四、九五〇	一〇・二
同　一一年	一三一、九二九	二四、六三四	一五六、五六四	八八七、〇七〇	一七・六	一、五九一、三九九	一〇・〇
同　一二年	一一四、七一一	二四、三三八	一三九、〇四九	九五六、四五三	一四・五	一、五六六、五三一	八・九
同　一三年	一六九、〇三八	二五、五六二	一九五、六〇〇	一、〇一〇、六〇三	一九・四	一、六三八、七九八	一二・五
同　一四年	一八一、〇九三	二八、八七一	二〇九、九六四	一、〇九三、〇九七	一九・二	一、七三七、四三九	一三・一
昭和元年	一九二、三二一	二九、六三七	二二一、九五九	一、二七七、〇九四	一七・四	一、九四一、四七四	一一・四
同　二年	二〇六、五二五	三一、四二六	二三七、九五一	一、六四七、五四三	一四・四	二、二八四、三五一	一〇・四
同　三年	二二四、七三〇	三二、二六〇	二五六、九九〇	一、五二三、六七七	一六・九	二、一九二、二九五	一一・七
同　四年	二四四、六九九	二八、三〇七	二五三、〇〇七	一、〇九八、八七四	二三・〇	一、七八七、二四七	一四・二
同　五年	二五〇、八四二	二八、一六六	二七八、〇〇九	九三五、一五四	二九・八	一、五九一、九五九	一七・五

「備考」　昭和四年度迄は決算。同五年度は現計。

第五節　主要官公營事業の內容と最近業績

以上述べ來つた所によつて官公營事業の總體的な內容と、その國家及地方團體に於ける經濟的基礎の重要性を知り得たが、次に進んで主要官公營事業のみに就ての內容を瞥見し、特にそれ等の事業が最近の恐慌に於て如何なる狀態にあるかを見たい。此處に取扱ふ主要事業は官營事業にあつては通信、鐵道、專賣、製鐵所、及陸海軍諸工廠、公營事業にあつては市營電車をとる。先づ官營事業のそれ等に對する資本を示すと第一表（本表では造幣局及印刷局をも加ふ）の如く、昭和四年度末に於て固定資本三十六億七千四百萬圓、運轉資本一億二千六百萬圓、合計三十八億一百萬圓である。

尤も此中には通信事業が含まれてゐない。官廳では此資本を發表せぬから判らないが、猪俣津南雄氏の研究によると昭和三

（一）主要官營事業資本表　（千圓）

	固定資本	運轉資本	計
造幣局	8,940	4,000	12,949
印刷局	17,890	10,000	18,980
專賣局	70,588	1,000	80,588
陸軍造兵廠	140,847	7,000	147,847
千住製絨所	4,660	1,000	5,660
海軍火藥廠	7,451	2,000	9,451
海軍燃料廠	13,826	1,650	15,476
製鐵所	163,374	61,523	224,897
國有鐵道	3,246,724	38,440	3,285,165
合計	3,674,403	126,614	3,801,017

備考　大藏省年報（昭6年12月發行）による

年度末に七億（註一）となつてをる。とすると鐵道の三十二億八千萬圓、通信の七億圓、製鐵所二億の二千萬圓、其他の順だ。以下其等に就て記述を進める。

（註一）猪俣津南雄「日本の獨占資本主義　金融資本の恐慌對策」一一三頁。

（一）**通信**　此處に通信とは郵便、電信、電話をいふ。其投下資本は前記の如く約三億圓だ。通信事業はその創始から政府事業として發足し、現在では官有財産收入の隨一に位する。而してその事務は國內のみならず海外との關聯が最も密接である。今其官營事業としての起源を尋ねると、郵便は明治四年國內郵便が、同八年に外國郵便が開始された。電信は明治二年に、而して電話は十年に試用され、二十三年から公衆用となつた。その內特に無線電信に關しては、明治三十六年に我國自身の發明による機械により長崎—臺灣間（六百三十海里）の通信に成功したのが注目される。

斯くて通信事業は政府獨占下に發展を遂げた。試みに右の創設當時と現在（內地）の郵便電信電話局を比較すると明治二年二局、明治四年百八十三局、明治二十三年四千五百五十九局、而して昭和六年九月末は一萬二千二百四十九局だ。而して公衆電話は明治二十三年の創設當時の四ヶ所から大正元年に六百五十四ヶ所、昭和六年九月には二千三百二十ヶ所に達してゐる。更に電話加入者は明治二十三年度末の三百四十三人が昭和六年九月末に七十二萬三千五十四人となつてゐる。

又昭和五年度に於ける內地郵便局取扱の郵便物は通常郵便物發送數四十四億九百萬通、小包六千萬個、發信電報數內國電報五千七百萬通、外國電報百十八萬通となつてゐる。更に郵便電信電話局に從事する職員は「待遇者」及所長を除き、雇員傭人を合せ六年九月末に十六萬九千人で、その內四萬五千人が女子だ。

以上によつて知られる如く、通信事業は其れ自體非常の發展を遂げたが、それには汽車、汽船、其他の海陸空諸交通機關を利用した點を見逃してはならない。と同時にそれ等と同一目的——卽ち資本主義のための市場開發と軍事的重要性の故に、獨占過程を辿り、保護政策を以て一貫された事を忘れてはならぬ。

次に郵便電信及電話事業の業績に關しては、從來たゆみなく增加してゐた其收入が五年度に於て減少した點を指摘したい。卽ち四年度に比較すると上表の如く切手收入の五百八十六萬圓を始め、電信電話收入何れも減じ結局一千二十萬圓の減收に終つた。本事業は國家の有力な財源だけに輕からざる打擊である。

(二) 郵便電信電話收入比較（千圓）

	5年度	4年度	比較減
切手收入	84,755	90,616	5,860
郵便收入	24,673	26,761	1,988
電信收入	10,600	12,170	1,570
電話收入	108,852	109,639	787
其他共計	229,263	239,463	10,200

尙廣く遞信事業として簡易保險、貯金、爲替、航空(半官半民)等があるが別の機會に讓る。

(二) **國有鐵道**　官營事業と言へば直ちに國鐵を聯想する程國鐵は諸官營事業のうち常に注目される。それは郵便電信電話事業程に獨占的ではないにしても、現時に於ける諸交通機關の王座にあり、陸運のメーンラインは悉く國鐵の獨占する所だ。而も最近の國鐵の政策は公益主義より收益主義に集中されてゐるので、その獨占の强味はそのまゝ陸上交通に於ける國家資本主義の强味となりつゝある。今その最近に於ける一般的概況を示す諸指標を摘記すると第三表の如くである。

(三) 國有鐵道概念統計（昭和5年度）

營業粁數(粁)	14,574.9
車　輛(輛)	68,353
停車場數	2,737
旅客人員(千人)	824,152
貨物噸數(千噸)	64,087
旅客運賃(千圓)	222,036
貨物運賃(千圓)	181,859
營業收入(千圓)	458,140
營業費(千圓)	284,824
營業益金(千圓)	173,316
固定財產(千圓)	3,347,392
職　員(人)	204,564

卽ち三十三億の固定財產、一萬四千五百七十四粁の營業線、六萬八千の車輛、輸送旅客八億人、貨物六萬噸、而して其營業益金一億七千三百萬圓である。

さて國鐵の重要性はどこにあるかといふと經濟上と軍事上にある。卽ち國有鐵道發展の歷史は要約すれば其二つの目的に向つてゞあつた。前者は國內市場開發の基礎をなし進んで植民地政策の源動力となつてをり、後者は鐵道の國有化を成功せしめてゐる。その見地から次に國有鐵道發展の經過を大體三期に分けて跡づけて見よう。

第一期(明治初年から明治二十五年に至る)——この時代は鐵道濫設時代とも言ふべきで、官私鐵道とも明確な方針がなかつた。然し始めは民間企業は全く興らず、政府が初めて明治五年五月東京橫濱

間八哩を開通せしめて以來、十五年迄に約百七十三哩を建設し終つたに刺戟されて先づ十四年に日本鐵道會社(資本金二千萬圓)が創立され民間企業が續々起つた。卽ち十四年から二十四年に至る十ケ年間に竣工した私營鐵道は千百六十五哩で、二十四年末の國鐵五百五十一哩に對し二倍以上に達した。

第二期(二十五年から三十九年迄)――この期間は官私併行の時代である。この時代に於て注目されるのは右の樣な濫設を以てしては到底統一ある鐵道普及は望まれぬので、鐵道敷設法が廿五年に發布されたことだ。これによつて全國の未成線に對して一定の統一的計畫を立て必要に應じ期を逐ふて建設する方針をとつた。

第三期(三十九年の鐵道國有法發布以來現在に至る)――この期間は國鐵主、私鐵從の時代である。右の如く官私並行時代―事實は寧ろ國鐵は行詰り私鐵は發展すーの經過に從ひ、鐵道敷設法はあり乍らも、其初期に於て既に鐵道敷設に國策が一定しなかつた結果、有利な線路は多く私設會社に占有せられ、東海道線の如き一、二の線路以外は極めて不經濟線である爲、十有餘年にして早くも國鐵は行詰り狀態となつた。この局面を展開せんとして發布されたのが鐵道國有法である。當時は言ふ迄もなく日露戰爭があり、軍事、行政、法律等、範を悉く獨逸に採つてゐた際だから、その理論を直輸入した譯なのである。鐵道國有法案の議會提出の理由書にも、鐵道統一に付、次の如く記されてゐる。

「鐵道は國家自ら經營すべきものにして從來之が私設を特許せしは交通政策上權宜の措置たるに外ならず、今や國家經濟の一大發展を計るべきの時機に際し全國鐵道の管理を統一し之が機能を發揮し軍事上及經濟上遺憾なきを期するは刻下の急務なりと認む是れ本案を提出する所以なり」(遞信省發行「鐵道國有始末一班」八五頁)

當時如何に私鐵が發展してゐたかは、例へば日本鐵道の上野靑森間五百十哩の如き、山陽鐵道の神戶下關間三百三哩の如き、九州鐵道の門司長崎及八代を連ねる二百七十一哩の如きがあつたによつても知られる。其他を合し明治三十八年三月末に於ける植民地を除いた全國私設鐵道の社數は三十七社線路延長三千二百二十八哩を數へた。而して國有鐵道のそれは千五百三十六哩餘に過ぎなかつたのである。又其運輸狀態を見ても國鐵は私鐵に及ばなかつた。例へば三十六年度を見ると乘客數は私鐵七千九百萬人に對し國鐵三千四百萬人で比率は私鐵七割、國鐵三割だ。又同年度の貨物數量は私鐵一千四百萬噸に對し國鐵は三百萬噸で、比率では私鐵八割、國鐵二割となる。

斯樣なヨリ規模の大きい而も能率の高い私鐵を合併した國鐵の運輸力は增大せざるを得ぬ。かくして國有法發布による主要幹線の國有化は名實共に政府の鐵道獨占の成功を示すものだ。爾後私鐵は局部的、國鐵は一般的の運輸に從ふこととなつた。而も其國有化に當り注目されるのは政府は特に國有

化を急いだことで、該國有法によれば實施後十ヶ年間に既設會社（三十九年六月末の買收豫定會社は三十二社）を順次買收する規定であつたが、三十九年十月以後翌四十年十月迄には早くも過半の十七會社線の買收を終つてゐる。その營業哩二千八百廿三哩、而して其買收總價額は四億八千萬圓を越へた。如何に政府が鐵道統一に犧牲を拂つたかが判る。

一方私鐵は斯様な主要會社の買收されたために激減することとなつたが、四十四年の輕便鐵道法、及地方鐵道補助法、大正八年の地方鐵道法及大正十年の地方軌道法等の制定によつて建設助成の方針を採つたので再び增加した。それでも現在に於ける國有鐵道は八千七百五十六哩（昭和五年度末）に達し、反對に地方鐵道は鐵道法によるもの四千三百六十一哩、軌道法によるもの千七百二十五哩、合計六千八十六哩と前記とは逆になつてゐる。

以上沿革的に見て國鐵の集中主義は日露戰爭直後に完成され、歐洲大戰に於て亦飛躍的の發展を遂げたが、今明治三十八年と大正二年との營業成績を比較すると第四表の如く各項目共非常な增加で、特に貨物噸量の增加が目立つ。而して其噸哩の激增は、貨物運輸の國內市場的普及の著しきを示すものに外ならぬ。

次に大戰後及最近どう言ふ經過を辿つたかと言ふと、鐵道省調査の指數によるに、第五表の如く旅客及貨物は大正元年を基準として大戰後は前者二五三、後者一七四に增加した。然るに昭和三年乃至四

（四）鐵道國有後の成績

	明治卅八年	大正二年	增加	同率
平均營業數（哩）	四、三二三・九	五、三四八・一	一、〇二四・二	二四%
乘客人員（千人）	九七、七〇一	一六七、七三二	七〇、〇三一	七三
貨物噸數（千噸）	二〇、二七八	三六、三四八	一六、〇六九	七九
延人哩（百萬人哩）	二、三六一	三、六九〇	一、三二九	五五
延噸哩（百萬噸哩）	一、三三三	三、〇五三	一、七二〇	一三〇
一哩平均鐵道收入（圓）	二五、三六〇	二〇、七九九	五、四三九	三五

「備考」鐵道省「國有十年」四七頁による。

（五）國鐵又貨客指數及營業粁指數（大正元年＝一〇〇）

年度	旅客人員	同人粁	貨物數量	同噸粁	平均營業粁	一日一粁平均益金	資本效率%
大正二年	一〇四	一〇三	一一三	一一三	八、六〇五・一 粁分	一八、七六一 円	六・一
九年	二五五	二三二	一七四	一三〇	一〇、一五九・四	二九、二七〇	七・〇
昭和元年	四六一	四六一	二三六	一七〇	一二、七四〇・七	四五、八五五	七・九
二年	四九五	四九五	二三八	一八三	一三、一三一・九	四六、七〇一	七・五
三年	五二七	五二七	二四一	二九〇	一三、五二九・四	四六、二五六	七・三
四年	五三七	五三七	二三四	二八六	一三、九一六・九	四二、〇六〇	六・五
五年	五二三	五二四	一九四	二四八	一四、四〇三・八	三二、九六六	—

「備考」資本效率は益金の建設費に對する割合。本表は鐵道省「鐵道要覽」による。

及貨物は大正元年を基準として大戰後は前者二五三、後者一七四に增加した。然るに昭和三年乃至四

年を頂上として最近減退に轉じ、殊に貨物のそれは旅客より早く減少し而もその度合が激しい。人粁及噸粁に就ても同樣なことが言へる。にも拘らず營業線路は延びる一方だから資本效率の低下は必然だ。其處に國鐵に於ける最近の經營の困難が伏在する。隨つて又その收益主義を露骨に現はす根據がある。私鐵への種々なる對抗策、電化によるスピードアップ、省營自動車の開業等の實行される所以だ。而も三土鐵相によると自動車による運輸を獨占化する方針であり、それを以て國鐵の伏兵線としてゐる。これは國家の新交通機關の獨占を意味するから陸上運輸上注目すべき問題だ。

(三)　製鐵所　去る七月二十五日から一週間八幡市を中心としてかつて試みられなかつた「國家總動員現地會議」なるものが行はれた。出席者は資源局、內務、大藏、陸軍、海軍、拓務、商工、遞信、鐵道各省關係者、福岡、山口兩縣及門司、小倉、若松、八幡、戶畑各市代表等二百餘名を網羅する大掛りなものである。其會議の目的は出席者の一人、資源局松井企畫部長の說明によると次の如くだ。即ち「計畫案は六年度末に完成してゐたが、現地に就て其調査のテストを試みるのが第一の目的、第二は具體的實施の方法、勞務統制、各工場の動員計畫、事務的能力の研究、第三は各方面の準備と民間智識の訓練、所謂一朝有時の場合に處する協力演習である。而して其目的を遂行するに何故北九州を最初に選んだかと言ふと、石炭、鐵、港灣など緊急の問題を有するからだ」と。この會議の成果が如何に重大視されるかは右の會議遂行の目的に見て明瞭だ。斯樣に八幡製鐵所を中心に北九州が重要視されるのは言ふ迄もなくそこが我國軍事工業の核心をなすがためである。現非常時に望んで此の地方は嚴格なる統制經濟下に置かれ、急速なる再編成の行はれつゝあることが窺はれる。以下その中心たる製鐵所の出生と、その我鐵工業界に於ける位地を明らかにしよう。

八幡製鐵所は明治廿九年三月發布された製鐵所官制に則り同三十年六月設立され、三十四年二月第一鎔鑛爐の作業を、同五月に第一製鋼工場平爐の作業をそれ〳〵開始した。當時の投下資本は一千六百萬圓、製鋼能力は九萬噸であつた。當所が日清戰後に設立されたことは勿論當時の帝國主義軍備の重工業自給を目指したものであるが、同時にそれは鐵道開發其他の重工業發展の增進力となつた。其後第一期、第二期、第三期の擴張を經て昭和六年三月末の投下資本は一億六千六百八十萬圓に達し、同月決算の五年度實績によると鋼材八十四萬一千噸、銑鐵(鎔鑛爐七基)六十三萬七千噸、鋼塊百六萬四千噸を生產するに至つた。其他東洋製鐵から借りてをる戶畑作業場、九州製鋼から借りてをる西八幡工場からも銑鐵十八萬五千噸、鋼塊九萬二千噸、鋼材四萬八千噸を生產してゐる。

然らば當所の生產高は全國產額の如何なる位地にあるかと言ふに、商工省の調査によると昭和五年(曆年)の當所生產高は、銑鐵六十七萬四千噸で內地總生產高百十八萬七千噸の五七%、內地朝鮮滿洲

合計百六十八萬七千瓲の四〇%を占める。又鋼材の生産高八十五萬八千瓲は內地總生産高百九十一萬九千瓲の四五%を占める。之によつても當所の我國鐵鋼界に於ける位地の重大なるを知らう。而して其割合を年次別に見ると第六表の如く、當所の設立當初及歐洲戰爭直前には其割合は頗る高率に昇つた。其後民間の製鐵事業が保護助長された結果鋼材では過半に達しなくなつたが、銑鐵は最近再び增加し始めた。何れにしても當製鐵所の我製鐵業界に於ける位地は依然重要視さるゝに變りはない。

(六)　製鐵所生産額調

年次	銑鐵 製鐵所 千瓲	銑鐵 內地 千瓲	銑鐵 割合 %	鋼材 製鐵所 千瓲	鋼材 內地 千瓲	鋼材 割合 %
明 29	—	26	—	—	1	—
39	100	145	68.9	64	69	92.7
大 2	178	242	73.5	216	254	85.0
7	272	606	44.8	308	540	57.0
9	243	529	45.9	281	537	52.3
13	427	598	46.3	424	839	50.5
昭 1	534	822	64.9	658	1,244	52.9
2	540	911	59.2	712	1,415	50.3
3	650	1,109	63.7	824	1,720	47.9
4	646	1,112	57.0	902	2,033	44.3
5	674	1,187	56.7	858	1,919	44.7
6	640	926	69.1	678	1,604	42.2

「備考」　主要會社のみ。製鐵業參考資料、本邦鑛業の趨勢、製鐵所販賣旬報等による。

元來我國の鋼材、銑鐵の需要は第七表及第八表に見る如く、大戰直後迄は輸入に俟つ所が多かつたが、近來內地生産の增加の爲めに次第に輸入を減ずるに至つた。昭和五年によると需要額に對する內地生産は鋼材九〇%、銑鐵七〇%に躍進してゐる。これは民間の生産增と共に製鐵所の生産增による所多きは言ふを俟たぬ。我國の鐵も自然自足の域に達したと言はれる所以である。

(七)　內地銑鐵需給（千瓲）

年次	內地產出	輸移入高 計	輸移出高	差引需要高	需要額に對する產出額の割合 %
明治廿九年	二六	三九	—	六五	四〇
卅九年	一四五	一〇五	〇	二四八	五八
大正二年	二四三	二七五	〇	五一五	四七
九年	五二九	九〇	九	九一〇	五八
昭和元年	八二一	一、二三〇	四	一、三三五	六二
二年	九二三	一、四九二	四	一、四八七	六二
三年	一、一〇九	一、八二三	四	一、八一七	六一
四年	一、一三	一、九〇八	三	一、九〇四	五九
五年	一、一八七	一、七〇五	五	一、七〇〇	七〇

（備考）　合金鐵を含む。製鐵業參考資料による。

然し此處に問題は鐵鑛の內地生産が極めて貧弱なると、石炭の輸入の相當あることだ。石炭は暫くおき、例へば鐵鑛の昭和五年の內地生産は第九表の如く二十四萬五千瓲で輸移入は其九倍二百二十六萬一千瓲に達してゐる。而して需要額に對すると內地生産は僅かに九%に過ぎぬ。ヴアルガは此點に關し「日本の軍事的位地に於ける最も弱い點は、戰爭に不可缺の原料がすべて缺けてゐることである」（世界經濟年報第十七輯）とて鐵鑛をあげてをるのは尤もだ。然らばどこから輸入するかと云ふと第十

（八）内地鋼材需給（千噸）

年次	内地生産	輸移入高	計	輸移出高	差引需要高	需要に對する生産の割合
明治二九年	一	三〇	三一	—	三一	五%
三九年	六九	三四八	四一五	四	四一一	一六
大正二年	二四五	五一七	七八二	三一	七五一	三四
九年	五三三	一、〇三九	一、五七二	九七	一、四七五	三六
昭和元年	一、二五六	九二四	二、一八〇	二〇	二、〇六〇	六一
二年	一、四一五	八一四	二、二三九	一五五	二、〇八四	六八
三年	一、七二〇	八三四	二、五四五	一八一	二、三六三	七三
四年	二、〇四三	七九〇	二、八三三	二〇三	二、六三〇	七八
五年	一、九一九	四二七	二、三五六	二三五	二、一三〇	九〇

（備考）鐵山局「製鐵業參考資料」による。

（九）内地鐵鐵需要高調（千噸）

年次	内地産出高	輸移入高	計	輸移出高	差引需要高	需要額に對する産出割合
大正二年	一五三	四三	一九六	不明	一九六	七八%
九年	三一四	九四四	一、二五八	八	一、二五〇	二四
昭和元年	一三〇	八九一	一、〇二一	不明	一、〇二一	一三
二年	一五九	一、一〇六	一、二六五	〃	一、二六五	一三
三年	一七五	一、八四二	二、〇一七	〃	二、〇〇〇	八
四年	一七	二、二三八	二、二五五	〃	二、二四六	七
五年	二四五	二、二六一	二、五〇七	〃	二、二六二	九

表の如く、支邦と海峽植民地からが九〇%以上を占め、其他、關東州、英印、香港、露領アジアからさへ輸入してゐるのだ。而も朝鮮からの移入は僅々海峽植民地の三分の一に滿たぬ。

斯様な事態であるから銑鐵や鋼材が製鐵所及民間の努力で自給自足の域に達したからと言つても、原料が海外にあるのだから、この方が餘程問題だ。かくして現代の日本が滿洲をも込めた經濟ブロックから鐵鑛供給に遺憾なからしめんとしてゐるのだ。

（十）鐵鑛輸移入表（昭和六年）

輸入		數量 噸	金額 千円
支那		790,566	6,723
海峽植民地		997,891	10,401
其他		185,202	1,831
計		1,973,659	18,955
移入			
朝鮮		287,727	1,474
合計		2,261,386	20,430

露領は製鐵業資料參考書による。其他は關東州、英印、香港、アジア等。

（四）專賣　我國の專賣には煙草、鹽、樟腦の三者がある。其等專賣に對する固定資本投資は七千萬圓に達し、其益金は一億九千八百萬圓（昭和五年現計）で、郵便電信電話收入に次いで官業收入に重要視されてゐる。斯様に專賣は財政上の收入を目的とするものであるが、元來それは專賣法の形式によるも其實は其等の貨物に對する消費稅を賦課徵收するから「專賣的消費稅」と稱へられる。而して專賣には獨占的製造と獨占的販賣とが包含されるが、其一を專賣とする場合もある。我國に於ける專賣は何れも右二者を包含してをるから謂はゞ完全獨占的專賣だ。故にそれだけ民業と消費者の犧牲に於て多くの利潤を獲得することが出來るのだ。

今各專賣の創始を見ると煙草は原料たる葉煙草が明治卅一年に、其製造販賣が同三十七年にそれぞれ專賣實施され、鹽は同三十八年に、樟腦は同三十六年に專賣實施されて今日に至つてゐるが以前は何れも民間事業であつた。其昭和四年度決算に於ける作業收入を見ると上の如く雜收を除き三億三千二百萬圓で煙草賣拂代が八四%九、鹽が一三%六、樟腦及樟腦油が一%五である。

出歲入歲業事賣專度四年

（十一）

作業歲入	千円	%
煙草賣拂代	282,374	84.9
鹽賣拂代	45,362	13.6
樟腦及樟腦油賣拂代	4,726	1.5
計	332,463	100.0
雜收入	514	—
合計	332,997	—

而して專賣作業會計に屬する剩餘金を同固定資本に對比せしめたものを年次別に見ると、第十二表の如く二五割以上の比率を示してゐることを知る。少ない資本に對しそれだけ高い利潤をあげてゐるかと言ふにそうでなく、主として煙草が儲然し乍ら煙草、鹽、樟腦三者共著しき利潤を擧げてゐるだけだ。以前は鹽、樟腦共に利潤の多かつたことは第十二表に於ける比率の高かつたことかつてゐるだけだ。以前は鹽、樟腦共に利潤の多かつたことは第十二表に於ける比率の高かつたことによつて知る通りだ。で此處では如何にして煙草が儲かる樣になつたかと言ふことを煙草專賣に於て

（十二）

年度	專賣事業の剩餘金(A) 千円	局の固定資本(B) 千円	作業剩餘金對固定資本率(B)對(A) %
明治35	12,367	3,757	32.9
40	35,607	7,977	44.6
大正1	66,015	14,199	46.5
5	70,157	17,754	39.5
10	126,464	40,429	31.3
昭和1	165,382	64,186	25.7
2	170,576	67,574	25.2
3	177,233	69,029	25.7
4	179,336	70,588	25.4

採られた合理化の過程を通じて見ることとする。

煙草は現在次表の樣な高率關稅を以て外品の輸入を沮んでゐる。

煙草製品關稅率表

（三）

紙卷煙草	從價	355%
葉卷、刻煙草	每斤	2圓23錢
嚙煙草	每斤	5圓17錢
其の他	從價	335%

斯樣な保護關稅の下に合理化は先づ葉煙草の收穫量目の增加に向けられた。即ち耕作地の整理廢合、耕作方法の標準化、耕作者の指導誘掖等により耕作反別一段當り收穫を增加させた。例へば明治四十年作の三八・二貫から昭和元年作四六貫、昭和五年作は五〇・二貫と增加してをる。

第二に行はれたのは製造に於ける合理化である。それは大工場組織と機械の採用を意味する。而もそれによつて職工減少の反面、製造高を增加せしめた。工場數に於ては例へば明治三十七年の煙草製造專賣實施當時は四百九十五の小工場に分布されてゐたが昭和五年度末には五十六に激減してをり、職工數も三十八年度の七萬二千餘人から、大正元年の三萬一千人、昭和元年度の二萬九千人、昭和五年度には二萬五千人と漸減傾向にある。然るに製造高は、口付は事業開始當時に比し三倍、兩切は四倍に增加してゐる。卽ち機械による現在有する能力は、口付で一日一臺製造高四萬五千本、兩切では四十萬本に達し、以前の十人乃至三十人强の仕事に匹敵すると謂はれる。

第五節　主要官公營事業の內容と最近業績

更に職工一人當平均製造高に就て見ると現在口付は約二百萬本、兩切は二百八十萬本、刻は六十萬貫で、これ亦專賣開始當時のそれ〳〵四倍半、二倍半、五倍に增加した。斯樣な能率の向上は勿論單なる機械化のみに歸すべきでなく、作業方法の改善、規格統一、從業員技術の向上等にもよるものと思はれる。

（十四）煙草製造高表

年度	口付	同上職工一人平均	兩切	同上職工一人平均	刻	職工一人平均
	百万本	千本	百万本	千本	千貫	千貫
明治卅八年	五、三九八	四四三	二、六八七	一、三六一	七、五四九	二一
〃四二年	五、二一五	五一〇	一、〇六一	一、四三六	六、一七四	一八九
大正二年	五、三七八	七五五	二、〇一七	二、五九〇	七、五五〇	二七三
〃十三年	三一、〇四九	一、〇七三	五、五八六	二、五三七	六、四四六	五五〇
昭和二年	一八、四九三	一、六〇五	二、一三五	二、三〇九	六、一三七	五六六
同三年	一九、七六〇	一、八一四	二、九八一	二、三八一	六、三五九	五七八
同四年	一九、三三三	二、〇三一	二、一三〇九	二、六五五	六、一八一	五九五
同五年	一七、二二四	二、〇五一	二、一〇五	二、八〇〇（概算）	六、四一三	—

第三に指摘されることは販賣組織の合理化だ。卽ち小賣人の嚴選と元賣捌人廢止である。特に元賣捌の廢止は小賣人との直接取引によつて中間利益を專賣局に歸せしめるが目的である。數字によると明治四十年度末の元賣捌人千三百六十四人、小賣人卅五萬八千人が昭和五年度末には前者四百三十八人、後者十八萬九千人に激減してゐる。かくて現在では專賣局直屬の販賣所七百六十一ヶ所の下にすべての小賣店が從屬して製品の配給をうけつゝある。

以上原料生產、製品製造及販賣を通じて行はれた煙草專賣の合理化を見たが、これ位の事は勿論民營によつても行はれ得たであらうし、或はもつと徹底されたかもしない。然し政府の獨占業であることの理由によつてのみで、換言してその直接的庇護のもとによくなし得た所もあらう。と同時に又獨占の弊害もある。他物價の低きに拘らず依然高きと、而も他との競爭を阻絶する爲に製品の劣惡となる傾向あること、更によく言はれる民營の奪取等々。が政府より見る時は斯樣な合理化の過程をとる事によつてヨリ獨占化を鞏固ならしめ、以て其經濟的基礎を强化ならしめつゝあるのだ。

然し乍ら既に第十四表に於て注目される樣に或る種類には製造絶對數の減退が起つてゐる。それは價格の比較的高價の爲めであつて、恐慌下に於ける嗜好の移動と賣上高の減少を示す。

（五）工廠　陸海軍には數多の直轄工場がある。其內陸軍の造兵廠、千住製絨所、被服廠、糧秣廠、海軍の火藥廠、燃料廠及各鎭守府要港所屬の工廠工作部等が主要なもので、一般兵器乃至軍需品製造工業を營んでゐる。其等の內容は職工數、主要生產品及一部の投資額を除き、軍機の祕密に屬し局外者には殆んど判らないが、何れも「兵備の充實」を目指して所謂不生產的事業に從事してゐることに變りは

ない。殊に來るべき戰爭準備の爲に强硬に國家財政の「無い袖」を振らしめつゝあるのは此一角を以て急先鋒とする。斯樣な最近の事態は本輯の各所に於て讀者の既に見られる通りだ。而してその事は單に陸海軍直轄の諸工場及補助金を受けてゐる民間大工場に於てばかりでなく、所謂「中小工業救濟」の名に於て下受註文の形態で民間中小工場に於ても軍器の製造を依囑しつゝある。傳へる所によると陸軍では次年度に繰越されてゐる繼續事業費目中から特に中小工業救濟に當つべく約四千三百萬圓を本年度に繰上げて、來るべき臨時議會に提出すると言ふ。それが可決されるとストックを目的とする軍需品の製作が民間中小工業者に委託されるのみならず、飛行場、練兵場等の擴張整理等も實行されるだらう。

（十五）陸海軍所屬五廠歲入歲出表（千圓）

	陸軍造兵廠	千住製絨所	海軍工廠資金	海軍火藥廠	海軍燃料廠
歲入	二三、二四	二、二二	三、一九一	一九、八五一	
內作業收入	二三、〇三八	二、二〇三	×三三、七六七	三、一七八	一九、六七八
歲出	三、九〇〇	一、七〇五	△二、八二三	二、六二七	一八、七三
內事業費	一六、六五〇	九四九		二、五〇三	一八、四一〇
材料素品費	六、一六〇	七一〇	—	—	—
俸給	一、〇一八	四五	—	一二四	二三
剩餘金	(一)六八六	五〇七	一、九五四	三	一、〇七八

「備考」本表は昭和五年度現計による。×印材料物品費拂代。△印材料物品費の名目。

我々は此等の更に突込んだ記述の自由を持たぬから次に陸海軍主要工廠の最近の會計狀態を瞥見しておこう。昭和五年度の現計を示すと第十五表の如くである。

此表の內、海軍工廠資金と言ふのは海軍諸工廠の總體合計を示すものである。處で之によると陸軍造兵廠は赤字であるが他の四者は剩餘金を持つ。勿論工廠は利潤を生むのが目的でなく、端的に言へば戰備に遺漏なからしめばよいのだ。それ故に、單に右の收支のみを以て工廠を論ずる事は出來ぬがその膨大な投資の生むものとしては餘りにも不生產的だ。

(六)土地　既に六十八頁に於て見た樣に國家の土地財產價額は十八億圓に達し、又立木材は十五億二千萬圓に達してゐる。而して國家財政に特に關係のあるのは立木材によつて示される森林である。ここでは主として原野をも含めた林野が國營事業としてどんな位地にあるかを見る。

先づ其廣さであるが、昭和五年末の林野面積は農林省の調査によると第十六表の如く、二千三百萬ヘクタールである。而して內譯を見ると私有地が四二%、國有地が三三%、公有地一八%、御料地六%、社寺有地一%となつてをり、國有、公有を合すると過半を占める。

斯樣に國有公有の林野が比較的多いといふことは、其れが官公營事業として適當と認められてゐる

林野所有別（昭和5年末）

	ヘクタール	%
御料有有	1,432,649.16	6.0
國有有	7,638,263.28	33.0
公有有	4,187,709.23	18.0
社寺有有	141,403.10	1.0
私有有	9,622,675.86	42.0
計	23,022,675.86	100.0

爲だ。森林に就てこの點をエーベルヒは次の如く述べてゐる。「經濟的、技術的の方面から森林經營を觀察すれば、國家の事業として適切なる事少くとも個人事業に劣らぬのを知り得るだらう。森林は主として、粗放的に經營されるといふと、比較的少ない經營資本と勞力とで以て足りるといふこと、森林を永く保持するには秩序的に長期間の確定計畫に從つて經營すべきものであると言ふこと、森林の經營には特別の知識を要するけれども事業其ものは單純であつて全體として或一定の原則に從へばよいと言ふと、播種から收穫迄に至る期間が甚だ永いから國家が經營者であるために生ずる缺點は他の私經濟的行爲に於けるやうに現はれないと言ふことなど、色々の經營的特質は皆森林事業を國家に最も適切なものたらしめてゐる（註一）

（十六）御國公社私料有有寺有有計

（註一）エーベルヒ財政學（大竹虎雄譯書六九頁）。

かくて國家は此處に其事業として最適な一つを持つ譯だが、國家の林野經濟は如何なる經濟狀態を示してゐるかといふに昭和五年度の現計によると歲入は經常臨時兩部を合せ三千三百六十五萬圓（內研伐作業費及營繕費千八十一萬圓）差引八百四十萬圓の剩餘を示してゐる。尚北海道は歲入五百二十萬圓（內森林拂下代四百三十萬圓）歲出二百九十九萬圓（內事業費百八十六萬圓）差引二百二十萬圓の剩餘だ。前に述べた陸海軍諸工廠――よしそれは營利を度外視するとはいへ――よりは遙かに國家財政上の寄與は大きいと言はねばならない。尚植民地に於ける狀態は次輯の「植民地の官業」に於てを扱ふ時に述べるつもりであるが、內地に於けるそれよりはもつと國有化が徹底してゐる。而もそこでは伐採の拂下にからんでしばしば官廳の不正が起つてゐる。

（十七）六大都市市電建設費及公債額（昭和五年度）（千圓）

	建設費	市電負擔公債	全公債
市市	193,271	192,618	487,288
京都市	107,835	85,349	346,805
大阪市	27,052	11,220	29,896
東京市	24,609	23,468	53,285
名古屋市	27,132	23,711	29,896
神戸市	24,653	23,830	74,243
横濱市	404,553	360,199	1,021,820
計			

（備考）全公債は昭和6年12月現在。

（七）市電

次に公營事業に就て述べる順序であるが、近代都市に於て最も問題となつてゐる市營電車のみの記述に止める。そしてそれを主として六大都市の營業狀態の惡化と言ふ點を通じてのみ伺ふことにする。

六大都市の經濟は國家と同じく最近四苦八苦の有樣だ。そしてそれを誘發した主因の一つは少くとも電車經營の不振にある。斯くて路面電車の沒落さへ唱へられるに至つた。それは建設費の膨脹に反して收益の減退する爲で、その結果、資本效率の低下に加へるに建設費の公債によつて賄はれる利息支辨に困難を加へるに至つた。

先づ建設費と未償還公債額を示すと第十七表の如くであつて、建設費は四億四百萬圓で其六割以上の三億六千萬圓が公債により賄はれてゐる。而も其公債は市の有する全公債の三割を占めるのだ。平均六分の金利負擔とすると利拂ひは二千百六十萬圓である。然るに昭和五年度の總收支を見ると總收入六千三百卅五萬圓總支出四千三十五萬圓、差引二千二百九十九萬圓で、この差引利益から前記利拂ひ

（十八）六大都市市電の建設費對益金割合（%）

年度	東京	大阪	京都	名古屋	神戸	橫濱
大正十年	一一・九三	一四・四三	一七・二三	—	八・九〇	一六・五三
十一年	一一・〇三	一一・九〇	一六・六六	六・三七	七・四二	一七・七三
十二年	六・一三	一一・二六	一八・三八	八・五六	八・二六	一〇・九二
十三年	× 七・八七	一〇・一六	一六・七一	七・八〇	八・五〇	一一・九六
十四年	七・三四	九・五七	一四・七〇	七・八八	八・一九	八・六八
昭和一年	六・七八	九・一一	一四・二七	七・五九	一〇・一八	八・〇五
二年	六・四六	八・五九	一二・七九	一二・七一	一〇・四六	七・七八
三年	六・一三	七・六四	一三・〇六	一二・七一	一一・四四	五・二七
四年	六・一二	七・一五	一一・一〇	一〇・一〇	一二・七五	五・二七
五年	四・六四	五・五八	八・五六	七・二三	一〇・〇一	四・三三

（備考）利益の計算は支出に公債償還金を含ます。×印乘合自動車を含む。（註）

を差引くと百三十九萬圓を餘すに止まる。それも神戸とか京都の比較的經濟狀態のよい都市を平均したものであつて、他の都市の電車經濟が如何に悪いかを示す。其の事は右揭第十八表の資本效率（利益は利拂前）によく現はれてゐる。

卽ち最も低率なのは東京と橫濱で四%臺、京都が八%臺、名古屋が七%臺、大阪が五%臺で、殊に惡化の激しいのは東京、大阪、橫濱の三市で、比較的よかつた名古屋、神戸さへも惡化に轉じてゐる。右表は六大都市の電車經濟の最近十年の趨向をよく現はしてゐる。

市營電車經濟惡化の原因は一般の不況、自動車の壓迫等によると言ふべく餘りに深刻である。それは組織の缺陷か監督行政の不徹底か、或は在存そのものゝ不必要を語るのかも知れぬが、少くとも都市公企業としての機能の減退のみならず、都市財政窮迫を深める最大の癌となりつゝある事は明白な事實だ。

（註）「都市問題」公益企業特輯號（昭和七年一月）參照。

（八）其他　其他の官營事業に造幣局、印刷局等を始め、金融資本家としての國家、卽ち直接或は諸特殊銀行を通じて各種の產業に働きかけることの問題、半官半民會社の研究、及び公營事業に於ける瓦斯、水道、乘合自動車等の檢討も亦重要と考へられるが、これは他日の機會に俟つことゝしたい。

第六節　官公營事業と勞働運動

官公營事業に於てはそれが公益事業乃至公共事業、或は軍事關係の事業等の故を以て、其の從業員は特に犧牲的精神が强く、勞働問題などは容易に起さないと言はれる。例へば國鐵や市電の罷業にしても、其影響は直ちに全國乃至都市の活動を停止せしめるから、又工廠に於ける爭議は國防をゆるがせにするものだから、何れも容易に其擧に出ないと言ふことは出來ない。寧ろ斯樣な故にこそ、その然し、官公營事業に於ける勞働問題が問題外だと言ふが如きだ。假面によつてカモフラージされてゐるのだ。彼等は官吏なるが故に、乃至は官公營事業の從業員なるが故に一層政治的自由を剝奪され、民營事業より以上の勞働の强化と搾取を受けてゐるのである。又斯樣な政治的自由の剝奪に基因されてその勞働組合、共濟組合の如きも端的に言へば官製のそれであり、官公當局の息のかゝつた半身不隨意的なものである。

尤も官公營事業に於ては總體的に見て比較的、賃銀も高く、敎化が周到であり、待遇狀態等のよいことが擧げ得られる。然しそれも叙上の事業的特性から言つて當然の歸結と見るべく、之れを換言すれば官公當局の懷柔策と見るべきである。殊に最近官公營事業に如何なる事態が起りつゝあるかを少しでも注目すればその趨向が察せらるゝ筈だ。各地の動員準備を見よ。「ストックを目的とする」と明らかに公表せる陸軍の軍需品製作を見よ。直轄工場及下受工場に於ける臨時工の大量雇入れを見よ。これ等を裏面から見れば官公營事業の勞働問題がどんな傾向に動きつゝあるかが判らう。卽ちそれは「國家」の名に於て戰爭を準備する爲に行はれる勞働の强化でしかない。斯くて官公營事業に於ける從業者の自覺と訓練と待遇……等々は國家乃至公共團體の特別の服務關係によつて育成されたものであり、而もそれは「特別の服務關係」の名に於てゆがめられてゐる事を忘れてはならない。以下官公營事業の勞働運動を取扱ふに當り斯樣な特異性を有する點に、特にポイントを置きたい。

我國に「所謂」勞働問題の起つたのは日淸戰爭以後の事だと言はれる。そして日露戰爭、歐洲大戰等を經て戰爭毎に其問題は擴大され、尖銳化され、深化された。尤も既に述べた樣に官公營事業に於て近代的産業の起つたのは明治維新以後の事である。隨つて近代的勞働者の發生もその時以後に屬すとも見られる。然し先づ最初に官營事業が起つたと言ふことは官僚主義を植ゑつけた結果となり、民主主義又は自由主義の發展を著しく阻害することになつた。そして民衆運動を抑壓する多くの官僚主義的法則が今日に至る迄存續し（治安維持法は明治三十三年に發布された）、それだけ勞働階級の健全な

組織的發達は妨害されてゐる譯である。それが日清戰爭を中心として起つた點に、官公營事業に於ける近代的勞働問題の發生がある。

さて然らば日清戰爭後に於てなぜ近代的勞働問題が起つたかと言ふと、此戰爭によつて我國の產業革命は急速に促進され、社會狀態は著しく資本主義化されたからだ。かくて勞働者もやゝ階級的に成熟し、從つて勞働問題も釀成され、勞働組合運動も一大進展を見るに至つたのである。それは政府の軍國主義的な戰後經營策が民衆の自由を抑壓しその結果勞働階級の自覺を促進せしめたからだ。この時分に官營事業に關係した勞働組合と言へば明治三十年十二月發會式を擧げた鐵工組合をあげ得る。その組合員は千百八十名で、砲兵工廠六百七十七人、新橋鐵道局工場八十六人、大宮工場五十三人、遞信省旋工四十人の外に、其他民間の鐵工場も參加した。そして翌年には赤羽の海軍工場、橫須賀造船所、其他が參加し年末には會員二千二百十七名に上つた。當時の官營工場勞働者は民營のそれの四%强を占めてゐた。

次に當時の爭議を見ると明治三十年代だけでも爭議件數四十五件の內、官公營事業關係に次の樣な爭議が起つてゐる。卽ち印刷局職工、德島、福岡、和歌山の各煙草職工等の賃銀增額ストがそれだ。又三十五年には吳造船所(職工五千百五十名)に又三十七年に橫濱市電に爭議が起つてゐる。かくして日露戰爭前後から官營工場の勞働强化に反對した爭議が頻發してゐる。之を摘出すると三十八年に新發田煙草工場、播州鹽業場、三十九年に巢鴨及谷中煙草工場、大湊要港の海軍修理工場、東京砲兵工廠、吳海軍工廠、大阪砲兵工廠、四十年に京都、目黑、下谷郵便局(集配人)、大阪元船井及水戶煙草工場、橫濱稅關(荷上人夫)、香川鹽田、大阪印刷所、四十一年に門司郵便局(集配人)等に於ける爭議の如きだ。

第三に歐洲大戰直後に就て見ると、これこそ我勞働界一般の自覺を一段と高めたものである。殊に戰後の反動と合理化、軍縮(勞働者に取つては之亦合理化に他ならなかつた)の影響は官營勞働者全般に强いショクをあたへた。爭議の主なるものは大正六年から八年にかけての東京及大阪砲兵工廠、八幡製鐵所、大阪市電、東京市電等にスト乃至サボが頻發した。而して、此期に注目されるのは官業勞働組合が多數設立され、それを聯合せしめんとする企てがなされたことだ。卽ち大正八年に大阪向上會(大阪砲兵工廠)、吳市勞働組合(吳海軍工廠)、工人會(築地海軍造兵廠)、十條會(王子、板橋、十條の砲兵工廠)が、十年に陸軍現業組合(小石川工廠)がそれ〴〵設立され、これ等をまとめた官業勞働總同盟が大正十三年に成立した。この總同盟は軍縮の不安により自覺した官業勞働者の左翼化を喰ひ止める爲めに作られたものであり、後、陸海軍の勞働者の歎みのものとなり、今日に至る迄よく反動的役割を演じて居る。之より以後左翼の官業勞働者への喰ひ

込みが困難となつた。(註)

(註)　以上は赤松克麿氏「日本勞働運動發達史」、小川信一氏「勞働者の狀態及勞働者運動史（日本資本主義發達史講座）、大原社會問題研究所「日本勞動年鑑」等を參考とす。

さて現在の官業勞働組合はどうなつてゐるかと言ふと、大阪社會問題研究所の調査(日本勞働年鑑)により、指導關係乃至聯合團體下別に官公營事業に關係ある諸勞働組合をひろつて見ると附錄「官公營事業關係諸勞働組合表」の如くである。此內〔五〕、〔六〕、〔七〕、〔11〕、〔14〕、〔15〕の各團體下には官公營事業關係の主要組合がないから內譯を省略した。其他の內公營事業關係の組合は暫く措き、官營事業關係諸組合の主要聯合體と主要組合は上の四者である。卽ち全國鐵道從業員組合以下四者の組合員は五萬五千餘人である。これを七十六頁の官營工場職工數十一萬三千餘人に鐵道現業員十八萬二千餘人(六年三月末)、遞信現業員十七萬九千餘人(六年九月末)を加へ、合計四十七萬四千人に對せしめると約一一%である。本年報第八輯(二一三頁)によると六年末の全國勞働者組織率平均は七%九だ。それは官民各工場、職場の勞働者全體的のものであるが、內運輸、交通、通信勞働者の組

官營事業勞働組合表（六年六月現在）

	創立年月	組合員數(女)人
全國鐵道從業員組合	昭5.7	1,000(—)
遞友同志會	大14.3	2,518(3)
官業勞働總同盟	大1[illegible].2	16,795(—)
海軍勞働組合聯盟	大13.3	35,300(300)
計	—	55,613(303)

織率が二九%八といふ高率に基くものである。とすると官營事業勞働者の組織率は相當高いと言はねばならぬ。卽ち既に述べた所と組織率から見てこう言ふことが言はれる、官營事業に於ては政府の御用勞働者のみの勞働の結成が許されると。此處に官營事業の右翼化され、反動化される根據がある。故に當局から見れば大體官營事業に於ける勞働問題は先づ極左的なあぶなげがない譯だ。

我々は更に官公營事業の勞働問題として賃銀其他の勞働條件の調査を殘すが、これは次輯で補ひたいと思ふ。尙ほ最近の臨時工の問題は第四部「勞働者階級の狀態」でも一寸ふれてをいた。

第七節　官公營事業の統制

以上に於て我國官公營事業——特に其企業的方面——の歷史的發展過程とその內容、及勞働運動等々の大觀を窺ひ得た。その諸モメントをあげると、官公營事業は明治維新革命の當初から發足してゐること、それは產業上のみならず　ヨリ以上軍事上の理由によつて極端な保護政策の採られたこと、故に始めから獨占的性質を有し、現在に於ては數多い產業部門竝びに金融部門の完全な獨占に迄進んでゐること、そして其趨歸は公共主義公益主義の名の下に結局收益主義營利主義に轉向したこと、而

も官營事業はその肢脚である地方自治體の公營事業と同一戰線に於てその營利主義を露骨にしつゝあること、かくして國家資本主義の經濟的基礎は國民の犧牲に於て强化されつゝあること。而も官公事業の諸勞働團體は反動的半身不隨意的な御用團體に終つてゐること。

斯樣な諸點から資本主義國家に於ける官公營事業の統制は徹頭徹尾、保護政策、軍事的の規律さと共同一致的なものであると結論される。そして又極度の祕密主義と事實隱蔽主義がとらされる。それだけに官公營事業の統制に關する數多の法制は「公衆」の名に於て立案せられるが、それは結局「公衆」を束縛と不自由と搾取とに拘束するより以外にない。所謂「統制」とは國家の資本主義的獨占そのものである。然らば如何なる法制が行はれてゐるか。それ等の諸法制は其種類は極めて多く、列擧の煩にたへぬからそれは省略する——法令集によれば誰でも容易に知り得る事だから。

最後に看過出來ぬのは最近「戰爭」準備の爲の統制がどう行はれてゐるかといふ事だ。それは本調査の冒頭に於ても述べた樣に、今や公私經濟を含めて戰時再編成下にあるとであり、而もヨリ再編成の容易な官公營事業が全面的にその方向に驀進しつゝあることだ。前記北九州に於ける「國家總動員現地會議」は其著しい例だが、此試みは更に八月二十二日から一週間大阪に於て行はれた。又近く東京に於ても行はれる筈だ。勿論斯樣な統制は私營事業にも參加が强要される。

第三部　政治不安と日本農業恐慌

農業恐慌は、內地、朝鮮、臺灣及「日滿を打つて一丸とする統制經濟」が實現されつゝあるその新滿洲國家をも通じて、一層激化された。勿論、恐慌を尖銳化せしむる要因と恐慌の態樣とは多少地方的に異つた複雜性を持つてはゐる。が何處も此處も恐慌の尖銳化されてゐる事實に相違はない。そして農業恐慌は、もはや單純に價格の下落や收穫高の數量のみで現はされる樣な經濟恐慌ではない。寧ろ一寸したキッカケからも大きな政治的混亂が何時捲き起こされるかも知れぬと云ふ、可成り尖銳化した政治局面が發展しつゝあり、その政治と經濟との結び目の上に恐慌は進行してゐる。

農村救濟請願運動の發展、そのための第六十三議會の開會は、農村に於ける政治不安が如何に深刻であり重大であるかを語つてゐる。それは戰爭の爲のインフレーションに併せて、農村救濟の爲の時局匡救の爲のインフレーションを急速に實行せしめる要因となつた。

併し乍ら、所謂「農村救濟」の爲の資金が果してどの程度に、農村に放出され、農村に於けるどの

階級に注がれるかによつて、現下の政治不安が果してどの程度に緩和されるか〳〵決定される。我々の見る處によれば、第六十三議會の決定した資金の放出は、農村の金融恐慌の中央への波及の危機を救ひ地主の富農の負擔を輕減し、資金の疎通をはかるといふ意味に於いて、一應は時局を「匡救」する。爲替暴落を主因とする生絲の騰貴の如き、その意味で大いに「農村の氣分を明るくする」。それは戰爭へのスターを容易にする力として作用する。

だが、資金は到底、中農、貧農には廻らないし、就中土地問題と小作料の問題はどうにもならない。インフレーションは結局我が零細農制の矛盾を解決せず、工産物の急騰は繭値の騰貴に依る農民の利益を甚しく減殺し、中農、貧農の生活を一層窮迫せしめる。中農の苦惱に發端したモラトリアム運動は、その中に含まれる深い要求は、尙ほ議會請願によつては到底解消せしめられない。貧農の生活破綻も固より同然であり、そこに政治不安の深刻化が豫想される。植民地農村ではそれは一層尖鋭化された形で現はれるであらう。以上の情勢の基礎となつた第二四半期の恐慌激化の樣態は、此の意味で最も強い注意を要請するものである。

第一節　内地に於ける農業恐慌の新局面

内地に於ける農業恐慌は、第二四半期にまた一層の深みに入つた。恐慌の新しい局面に就いては、次ぎの諸モメントが指摘される。

(一) 特に東北の凶作地帶を中心として、農民には飢餓が迫つて來た。飯米施給問題を通じて、暴動化の傾向さへ見える。

(二) 昨年の不作乃至地方的凶作が從來の土地飢饉の問題と結びついて、小作爭議を一層激成した。

(三) 養蠶恐慌の一層の深刻化。

(四) 蔬菜類の相場も勿論回復してゐない。

(五) 副業的な畜産部門(豚、鷄、兎等)も完全に恐慌狀態に陷つた。

(六) 農業外收入(地主の配當收入、中小農の賃銀收入)の減少。

(七) 中農層(中小地主を含めて)に於ける窮乏救濟運動の發展。

(八) 以上に依る非常に多くの農家の支拂不能——部分的な私的モラトリアムの實現——高利貸銀行等に依る差押、競賣の强行——地方的「金融異狀」。

以上指摘された樣に、現在の農業恐慌は非常に複雜な性質を持つてゐる。我々が每輯述べて來た樣に、土地飢饉と封建的小作料との問題を中心に農村に於ける階級對立が激成されつゝあつたが、最近

に於いては中農(中小地主をも含めて)の經營破綻、窮乏化も亦目立つて表面化して來てゐる。この層は、從來農業經營費及家計費に於いて比較的多くの現金支出をなし、商品的農業生産を比較的廣汎にやつてゐた。昭和五年以降の商品性農産物價格崩落の直接的な影響を最も强烈に受けたのはこの層である。また、近年に於ける連續的な現金收入の激減にも拘らず、殆ど固定された公租公課の金錢的負擔を比較的多く負つてゐるのも亦この層である。借金、公租公課の金錢的負擔を、恐らく小作農、貧農以上に重く感ずるのはこの層である。第六十二議會開會當時、主としてこれ等の層のイニシアチブのもとに「農村モラトリアム實施」を第一項目とする、全的國な規模を持つた農村救濟議會請願運動が捲き起こされたのはこうした物質的基礎に基いてゐる。

一、凶作地を中心とする飢餓

我々が本年報第七輯で詳しく報じて置いた樣に、北海道及東北等の凶作地域に於いては、既に昨六年秋に於いて農民は文字通りに木の根草の根を喰んだ。青森縣東津輕郡小湊町の調査に依れば、總農家戸數五百二十三戸の中七年の五月末までに食糧の缺乏する農家は、三百八十五戸、人員二千五百二人に達してゐた。そして上北郡十和田村では十一月二十五日(六年)七百戸全戸に病人があり、三戸郡猿邊村では二百戸全戸に二百五十の病人があつた(七年一月號帝國農會報、「北海道、青森地方に於ける凶作に就いて」)。飢餓と病氣と死亡と、その生々しい幾多の事實については第七輯の二五一頁以下を再讀され度い。

七月十三日號の東京日々は凶作に依る飢餓が、召集兵の健康を勤務演習にたへざるまでに破壞したことを報ずる。

> 弘前步兵第卅一聯隊に召集された岩手縣出身兵の中身體弱く勤務演習にたへず十二日歸鄉を命ぜられたもの廿一名の多數に達し軍部當局を驚かしたが、この原因は凶作のため食物が惡かつたためと見られてゐる。(下略)
> (東日、七月十三日傍點筆者)

而かもこうした民衆の飢餓は、單に北海道及東北地方だけのことではない。長野、新潟、群馬等においても缺食兒童が激增し、文部省の調査するところに依れば全國の缺食兒童は二十萬人を突破する。

> 農漁村の窮乏から欠食兒童は益激增するので文部省では係員を各方面に出張詳細な調査を行つた、その欠食兒童數の報告は、北海道一萬八百九十九名、青森六千百七名、秋田九百九十六名、岩手三千五百三十九名、合計二萬一千百四十一名、といふ驚くべき數字を示してゐる。長野、新潟、群馬等もほゞ同樣な情勢で尙當局の推定では現在既に全國欠食兒二十萬を突破し未曾有の悲しむべき現況にあるといつてゐる。(東朝、七月廿八日附夕刊)

第一節　內地に於ける農業恐慌の新局面

こうして現在では、就中關東より東北にかけて農民の間に飢餓が迫り、施米問題を通じて暴動化する傾向さへ現はしてゐる。六月の初には青森縣の農民が、施米の償還期限一ヶ年猶餘問題で縣廳へ押しかけた。七月の末には栃木縣の農民二百名が政府米の無償拂下を要求して村役場を襲つた。

飯米闘爭惡化村役場を襲ふ—栃木縣下の農民組合【宇都宮發】栃木縣鹽谷郡熱田村農民組合(全協系)では村の基本金をもつて政府米を拂ひ下げ農民に無償提供せよとて先般來飯米闘爭を起してゐたが卅一日縣下の組合員約二百名の援助を得て村役場に押しかけ植木村長に强要したので夕刻喜連川署で解散を命じたが午後七時過ぎ更に役場を包圍し喊聲をあげ毆打投石等の暴行を働いたので首謀者四十余名を檢束し喜連川はじめ縣下四署に留置取調べ中であるがこの運動は全縣下にひろまる形勢にあり重大視されてゐる。(八月一日、東日)

併し政府では、米價の變動(米商人と大地主の利益)を恐れて、大量的に無償で支給することは「不可能である」と云つてゐる。寧ろ、後述する樣に米穀の輸移入を如何に統制するかを重要な問題にしてゐる。

二、小作爭議の激化

不作乃至地方的な凶作は小作爭議を一層頻發せしめた。いま七月十日までに報告の到着した數字に基いて本年一月——六月の爭議件數を見るに第一表の如く千六百二十一件を數へ、昨年よりも九十八件を增加してゐる。參加人員も地主七千五百六十人、小作人二萬六千九百六十九人で、前年よりは地主は千三百人、小作人八千八百人を激增してゐる。爭議の規模も擴大され關係面積も、田に於いて激增した。昨年の不作に依る爭議の增加がこゝに現はれてゐる。我々は未だ爭議の要求別狀況を知り得ないが、農林省の發表に基いて爭議の概況を見れば次の如くである。

(一)　——六月小作爭議概況(括孤內は一件當平均)

		昭和六年	昭和七年	增減((一)減)
爭議總件數		1,523件	1,621件	98件
內譯	解決	808件	960件	162件
	未解決	715件	661件	(一) 54件
參加人員	地主	6,174人 (4人)	7,560人 (4.9人)	1,386人 (0.9人)
	小作人	18,134人 (12人)	26,969人 (16.6人)	8,835人 (4.6人)
關係土地面積	田	町 8,100.2 (5.3町)	町 13,191.5 (8.1町)	町 5,091.3 (2.8町)
	畑	2,004.5 (1.3町)	1,551.0 (1.0町)	(一) 353.5 ((一)0.3)
	其他	85.3 (0.1町)	211.6 (0.1町)	126.3 (——)
計		10,190·0 (6.7町)	14,954.1 (9.2町)	4,764.1 (2.5町)

此等爭議の原因は地主の土地引上に關するもの其の首位を占め八百四十八件(總件數の五二・三%)に達し、風水旱害病蟲害其他の不作に因るもの四百八十九件(同三〇・二%)之に次ぎ兩者を以て總件數の八二・五%となる。されば小作人の要求事項は小作契約繼續要求最も多く七百四十七件(同四六・一%)にして、一時的小作料減額要求五百七十二件(同三五・四%)之に亞ぎ、合して總件數の八一・五%となる。

而して此等爭議の大半を占むる土地返還關係爭議に就て觀るに、小作料滯納に原因して土地引上要求に轉化せるもの最も多く

二百四十二件（總件數の二八・六％）を占め、之に次ぐは新地主自作のため土地引上を要求するもの百三十三件（同一五・七％）なり。

之に對し小作人は殆ど小作繼續を主張し（七百三十九件總件數の八七・四％）結局小作繼續として落着するもの多しと雖も（二百件總數の二三・六％）尙未解決として爭議係續中のもの三百六十件（總件數の四二・六％）の多き事情にあり。爭議に於ける手段としては地主は訴訟手段に出づるもの極めて多く其の內土地返還請求訴訟大半を占め、小作料請求訴訟之に次ぎ、尙土地立入禁止假處分をなせるもの四十件あり。又當事者間に於て未だ土地返還問題に關する交渉の完了せざるに先ち地主より引上地の耕作等を積極的に開始せる事件百五十三件に上り漸增の傾向にあり。之に對し小作人の執る手段は所屬農民組合に應援を求むるもの最も多く、次いで地主より引上を申渡したる土地に對する强制耕作之に次ぐ。其他示威運動、共同耕作、或は官廳に陳情するもの等相當多數に上れり。

右は昨年の不作と一昨年來の農村不況を物語るものと認めらる。爭議件數の最も多き地方は山形の百五十七件にして之に次ぐは秋田、三重、福岡の各百件臺、新潟の八十二件及青森、山梨等各七十件臺なりとす。

即ち爭議は、昨年の不作乃至凶作を新たな要因として頻發し（地域的に見て東北に最も甚しい）、地主の土地引上、之に對する小作人の小作契約繼續要求と云ふ形をとつて愈激化しつゝある。殊に注目すべきは土地返還關係爭議のうち百三十三件は地主自ら自作せんとせしための土地引上要求に基くものであるが、これは土地飢饉が增々激化され來つたことを示すものである。

三、養蠶恐慌の深刻化

養蠶部門の恐慌は收繭量の減少と價格の一層の低落に依つて、昨年よりも更に深刻化した。農林省發表の全國春蠶收繭豫想に依れば總數四千五百三十九萬九千二百九十貫、內白繭二千三百七十五萬四千五百三十貫（五割二分三厘）黃繭二千百六十四萬四千七百六十貫（四割七分七厘）で、これを前年春蠶收繭高五千二百六十六萬七千二百二十五貫に比すれば七百二十六萬七千九百三十五貫即ち一割三分八厘の減收を示してゐる。

減收の豫想された根據は、「掃立數量の減少と一部地方に於ける桑葉作柄不況とに依るものゝ如し」であるが、我々は每輯見て來た樣に減收の根據は、恐慌が金肥の施肥減と蠶具の修理不能、勞賃支出の不可避的切詰等を來してゐることにあるのだと考へる。

ところで、第四部第三節に述べてある樣に春以來生絲相場は再び低落した。その生絲恐慌の直接的な影響を受けて、春繭の減收は前から豫想されてゐたにも拘らず、繭値は昨年よりも低落した。たゞ

（一）　春繭初取引狀況（圓）

年度	種別	最高	最低	平均	掛目
三年	白	8.48	5.50	7.87	72
	黃	8.69	5.50	7.84	70
四年	白	7.60	7.08	7.44	70
	黃	8.68	6.91	8.13	72
五年	白	5.35	4.88	5.17	46
	黃	5.66	4.73	5.38	46
六年	白	2.61	2.59	2.60	22
	黃	2.81	2.10	2.52	22
七年	白	2.67	2.29	2.52	22
	黃	3.03	2.04	2.73	22

沼津の初取引は豫想以上に高く、殆ど昨年並であつたが、その後は漸落の傾向で、結局平均値段は昨年より低落するだらう。そして、本年度に於ける農村の最初の金錢收入をなす春繭の狀況が右の樣であつたことは、その減少金額が絶對的には僅であつても既に疲弊の極に達してゐた農村に、更に新たなる打撃を與へるものであつたことは云ふまでもない。これは春以來のモラトリアム運動を激成した、新たなる直接的モメントの一つである。

四、農家の支拂不能とモラトリアム運動の擡頭

かくて春繭の價格低落は農家に新たな打撃を與へた。その上に、最初に指摘した樣に、一切の現金收入が非常に減少し、農家では殆ど現金が枯渇してしまつた。長野縣では、香奠のために支出せねばならぬ五十錢の現金もなく、「義理のある所だけが……包紙に五十錢とか卅錢とか書いて……繭でも賣つたら此金は必ず持つて來ますから」(東洋經濟新報、昭和七年六月十八日號)と云はれてゐる狀態である。

商品農産物が急性的に崩落した昭和五年度に於いて既に、少くとも貧農層は借金の元利拂が不可能な狀態に置かれてゐた。今日では、もう大地主と僅かの富農を除いて殆ど凡ての農家は、借金の元利拂をすることが出來ない。農家の金錢收入額は、五年は四年に比し約十億圓を激減し、六年は五年に比し更に二億圓も減少した。その上今年春繭の收量は減り價格は低下したのだ。大部分の農家が、支拂不能に陷つたのは當然である。從つて可成り廣汎な範圍に亙つて私的にはモラトリアムが實現されつゝあり、また或る地方に於いては、この四半期にも亦「金融異狀」を來たしてゐる。こうした事實の上に於いて、高利貸、銀行等の督促は容赦なく行はれ、差押や競賣は强行されつゝある。

私の町でつい一週間前に小作階級でありますが、千圓の金を借りて、四百圓の利子、それの執行期日が來て、競賣になつた。そこで町の附近の人はさう云ふものを買ふ力がない。それで債權者の言ひ値で取られる。家から、家財、建具、そつくり盡く取上げられて、僅かに百四十圓、それで競賣の費用で一杯、嫁さんがお嫁に來る時の晴着が一枚が廿錢で競落された。實に其金は唯競賣の費用だけで後は何もない。養蠶道具一式盡く取上げられて、農民は働きたくても働けない。……尙ほ現在では債權取立をどう云ふ風にして防いで居るかと云ふと、どうも法律で以つてやつて來られるのに、此方では辯護士を賴めば四十圓や三十圓掛るが、其金がないので、盡くが村から、各部落で委員を一名づゝ擧げて、二十五人位の委員を作り、各村々で團體を拵へ、若し競賣に來れば、直ちにそれに參加して、幾ら貸があつても、斯う云ふ見る影もない狀態だから、幾らか負けてやつて吳れないか、と云ふことを話合ふ。若しそれで聞かなければ、全體が其競賣する家に座り込んで、此競賣を避けようと云つた運動が段々に成功して居ります。(東洋經濟新報、昭和七年六月十八日號北信不況對策會代表者の話)

第六十二臨時議會(六月一日より十五日まで)開會當時、右の「北信不況對策會」(註)、近縣十四縣十萬農民代表の「自治農民協議會」、群馬、栃木、山梨、九州等の上京農民陳情團が貴衆兩院議長に對して「農村モラトリアム卽時實施」の聯合請願書を提出(六月六日)したのは、こうした借金の重壓から

生活狀況の一班　熊本縣農會調査（昭和七年六月廿日）

（A）飽託郡錦村に於て調査中の農林省指定經濟調査より資料を得たるものにして純小作水田一町五反、畑二反餘を耕作し馬一頭、鷄十羽に養蠶を配したる經營なり。家族六人、村内に於ける生活程度は中の上位なり。（昭和六年三月一日より昭和七年二月末日に至る成績）

一、農家の現金總收入	六五三円二六		玄米三八俵五で二六八圓九五錢西瓜代九〇圓八〇錢馬代六〇圓繭代七三圓八錢其他養蠶經濟調査手當代收入
二、農家の現金支出（家計費）		前年度	
住居費	二四、四八	三、八三	屋根葺代、修繕費
飲食費	六五、八四	七〇、九五	魚類、豆腐、砂糖、酢、醤油等
被服費	五四、七三	四九、三六	足袋、下駄、反物、手拭、綿等。前年より增加したるは家族の增員に依る
光熱費	二五、八六	三三、〇二	電燈料、木炭、煉炭、薪等
什器費	二六、五八	三三、六九	前年度の繼殘金、臺所用具等
修養費	七、五五	八、七〇	新聞代
教育費	三五、七二	二、四二	二男の巡査教習所入學費用
交際費	四三、七二	八四、二三	祝儀、香典、土產代、來客用酒肴、前年に比し半減
諸掛	三、一七	八、四四	會費、寄附金
嗜好費	一七、九五	三三、五三	酒、煙草、菓子
娯樂費		一、二〇	
衛生費	二〇、七八	三四、八三	石鹸、藥代
冠葬費	四三、〇〇	三一、二四	佛事、祭典費用
雜費	一六、八九	七一、八三	小使錢
合計	三八六、二三	四四五、〇四	
三、其他農家の主なる現金支出			
農業經營費中の肥料代	九三、四四	一六二、四〇	前年に比し金肥は相當節減せり
諸税貢擔	五四、四五	一八、八三	昭和三年度より六年度に至る未拂の分を强制徵收されたり
負債利子	二七、〇〇		負債は七一五圓あり、個人借入、肥料代、酒代等の未拂を含む
其他の支拂	九三、一四		飼料代、種苗代、勞賃、農具代、蠶種代、西瓜販賣汽車代、簡易保險等
四、負債並貯金（現在）	貯金一〇三圓八〇錢昭和五年度に比し家族增員のため被服費教育費冠葬費等は增加したるも交際費諸掛雜費は減せり。負債七一五圓〇〇		

（B）菊池郡戸崎村に於て調査中の農林省指定經濟調査農家より資料を得たるものにして純小作、水田六反、畑三反餘を耕作し、馬一頭鷄四羽養蠶平付一枚秋蠶平均二枚の經營をなし家族夫妻に子供五人あり村内に於ける生活程度は中の下位なり（昭和六年三月一日より昭和七年二月末日に至る成績）

一、農家の現金總收入	二一三円三二	養蠶收入は總收入の半を占めて一〇七圓六六錢、次は玄米八俵代、麥、鷄卵、經濟調査手當金等
二、農家の現金支出（家計費）		
飲食費	一九、五八	家族一人一ケ年二圓八〇錢に當る、魚類（鰯、サバ、イリコ）揚豆腐、黒砂糖、鹽、酢、蒟蒻を主とす。醤油味噌は自家製、魚類は主人が附近より捕り麥飯とす。卵野菜等により自給主義に徹底せり
被服費	九、二九	新調は殆んどなく着物の染代絲代子供の下駄足袋等を主とす
什器費	三、九〇	止むを得ざる食器の購入、修繕代等
光熱費	一〇、六八	電燈料、木炭代
教育費	八、六八	子供三人の小學校費用
衛生費	一、九二	石鹸、理髪代、入藥代
冠葬費	四七	神酒、賽錢
修養費	―	
交際費	一八、四六	香典、見舞、祝儀、土產、來客用酒肴（燒酎、揚豆腐、鰯）
嗜好費	八、三三	煙草、菓子類
娯樂費	―	
諸掛	二、六三	婦人會費、寄附金等
雜費	六、七五	旅費、小使錢等
合計	九〇、六九	普通農家に在りては家計費の現金支出額は二〇〇―三〇〇圓なり
三、其他農家の主なる現金支出		
農業經營費中の肥料代	一三、二三	前年より肥料代無きため自給肥料を主とし、僅に水田桑園に金肥を用ひたるも成分不足のため桑葉の收量激減せり
諸税貢擔	七、八五	年内の税金未拂一二圓家計苦しきため支拂は一年おくりとせり村内にて期限通完納するものは一五割位なり
負債元利子返却	七六、二三	蠶業低利資金元利子二八圓二二錢を支拂をはじめ止むを得ざる個人間の負債を强徵されたり
其他の支拂	二五、三四	農具代、種苗代、蠶種代、請掛金等
四、負債問題	昭和六年度の負債は三〇三圓餘なりしが現在は二二七圓となれり。現状にては貸手なく而も債鬼に責められて整理に追はれたれば致方なく生活費の現金支出を極度に切りつめたり。今年度の低利資金返濟は半額を期限内に納入し殘額は未拂大體に於て貸手なきため負債の增加は無きも貯金の拂下等によりて負債の苦みより逃れ又は其の生活費にあてたり貯金六〇圓あれども昨年に比し增減なし當農家は如何に苦むも貯金に手をつけざる方針なり。今年は春繭一貫二圓六〇錢に賣りしも肥料飲食費の掛拂をなして尙足らざりき。春繭代を得て目前の急なる掛拂ひ濟分にても殘金ありたる農家は村内にて一割位なり當調査農家は現金收入二一三圓三二錢に對し七六圓二二錢の多額の負債償還をよぎ無くさる	

逃れんとする運動であり、また部分的に私的に實施されてゐるモラトリアム（農民の支拂絶對不能に依る）を一般的に合法的なものとしようとする運動である。

〔註〕この陳情團が、提出した請願事項は左の如きものである。

一、現下經濟國難に直面し支拂猶豫令を即時發布せられたきこと。

二、物價に順應し相當債務の切下を斷行せられたきこと。

三、諸稅大輕減を圖られたきこと。

四、利息制限法を改正し農村に貸し付ける利率は年三分以下とし最長年賦救濟法に依り舊債借替の道を講ぜられたきこと。

五、主要農產物に對し損失を生ずる場合は政府は之を補償せられたきこと。

借金の負擔が如何に過重なものであるかは、前揭の農家家計にもハッキリ現はれてゐる。

第二節　農村モラトリアム運動の意義

——零細農的商品生產と借金の增大——

以上に於いて、この四半期に於ける農業恐慌の新たな局面に就いて主要なモメントを纏め上げて見た。そこには、飯米施給問題に於ける暴動化の傾向、土地飢饉と高率小作料を中心とする小作爭議の激發、及議會請願運動と云ふ形をとつて表面化して來た中農層の窮迫化に特殊な注意が注がれる。議會請願運動に於ける要求の第一項目は農村モラトリアムの實施であつたが、併し乍ら農村に於ける借金は如何にして發生しまた如何なる性質のものであるか。その性質を明にすることはモラトリアム運動を中心とする「請願運動」の性質を明にすることである。また、借金は現在の瞬間に於いて農民の堪へ難き負擔であるばかりでなく、その額が、三年間や五年間、調子はずれの高景氣が現はれたところで恐らく完濟し得ないであらう程に厖大であるところから、恐慌の將來の見透しを立てる上からもこの問題を明にしなければならない。我々はこの厖大な借金の增大を、戰後に於ける農業の資本主義化（商品生產化）の過程のうちに見出す。

一、農家負債七十億圓

今日內地の農家は恐らく七十億圓の借金を背負つてゐるだらう。長野縣調査では、同縣の農家一戶平均は千五百圓であり、山梨縣農會の調査（七年六月現在）では、調査農家四千四百二十六戶の一戶平均は千二百圓である。この數字から機械的に內地總農家五百六十萬戶の負債總額を推定すれば六十七億圓乃至八十四億圓になる譯である。が併し兩縣共養蠶の最も發展せる地方であり、最も廣く商品經

濟に轉入した地方であるから其點多少割引いて考へる必要がある。併し如何に割引いて考へても恐らく內地農家の總負債額は六十億圓前後、一農家平均千圓前後と見ても失當ではあるまい。ところで、こうした尨大な負債は如何にして發生したか、また如何なる性質のものであるか。

二、借金增大の過程

(A)　商品經濟への轉入

我々が既に第二輯で詳しく述べて置いた樣に、我國の農業は、經營の前資本主義的零細制を持つて特徵づけられてゐる。併しいま我々が見た樣に現在の農家負債は約六十億圓と推算されるが、この厖大な借金の作られたのは、主として大戰後に於ける商品經濟への轉入の過程に於いてゞある。

大戰前の農業生產と大戰後のそれとは、自給部面と商品化される部面との編成に於いて著しい變化を來してゐる。卽ち、我々が本年報第二輯(一二九—一三七頁)で見た樣に、大正十年以降に於いては養蠶、蔬菜、果實類等の商品農產物の作付面積及生產高が增加し、自給農產物(大麥、粟、稗、玉蜀黍其他食用農產物)の作付面積は急激に減少してゐる。こゝによく現はれてゐる樣に、大戰後に於いて、商品生產化の傾向が急激に進行したのであるが、この過程を促進させる直接的な契機となつたものは戰時乃至戰爭直後迄に急速に增大した現金支出である。農家は、戰時中農產物價格の昂騰の波に乘つて、一時は異常な現金收入の增大を見、それと同時に家內工業を止めて工業生產物の購買者となり、また膨脹された公租公課の負擔者となつた。我々はいまこれを二、三の事實について確めよう。

第一表は內地に於ける販賣肥料の消費金額の推定額であり、第二表は農村に於ける消費がその主要部分をなすと見られる綿織物の國內消費推定額である。そして第三表は、農民が好むと好まざるに拘はらず現金の形に於いて支出することを法的に强制されてゐる租稅の變化である。

(一)內地に於ける肥料消費

		(千圓)
明治36—40	(平均)	39,440
41—45	〃	67,840
大正元— 5	〃	106,920
〃 6	年 〃	143,312
〃 7	〃 〃	224,168
〃 8	〃 〃	344,701
〃 9	〃 〃	365,100
〃 10	〃 〃	227,235
大正 6—10	平均	260,903
大正11—15	〃	289,528
昭和 2— 5	〃	285,203

(備考)　農林省，肥料要覽に依る。

これ等の指標にハッキリと現はれてゐる樣に、大戰中の高景氣期乃至直後のインフレーション期迄に農家の現金支出は異常に膨脹した。戰前に比すれば、肥料代は三倍半に地方稅の負擔は殆ど五倍に增大した。勿論當時に於いては農產物價格の暴騰に依つて金錢收入が急增したのでそれが可能であつたのだが、それは農村が資本主義的商品經濟に捲き込まれて行く途上に於ける一つの段階であつた。

戰後恐慌の進行と共に農産物價格は漸落し、農家の金錢收入は減少したが、併し農家は既に捲き込まれた商品經濟から脫却することは容易に出來ないし、就中公租公課の負擔は殆ど輕減されなかつた。

同時にまた、戰後工業部門に於いてはカルテル化の傾向が強められ、それとの對立に於いては非等價關係に立たねばならなかつた。麥類、食用農産物等の自給性農産物の作付面積は急激に減少されその一部分は商品性農産物の作付に代へられたが他の一部分は荒蕪地に歸つた。大正十年以降にはこの過程と共に進行し深化して來てゐる。農業生産は益々成り顯著に進行した。

(二)　綿織物國內消費推算(千圓)

	生産	輸出	國內消費
明治四一年	101,187	14,611	86,576
大正　三年	150,386	34,841	115,645
大正　九年	693,553	334,966	358,587
大正十一年	639,028	222,052	411,976
昭和　元年	743,315	416,255	327,060
昭和　五年	498,021	106,243	391,778

(三)　國稅及地方稅の變化

	國稅		地方稅	
	實數 千円	一戸當 円	實數 千円	一戸當 円
明治三九年	283,469	31.50	107,679	12.17
〃　四四年	320,071	34.70	182.905	19.47
大正　五年	348,673	33.71	197,579	19.17
大正十一年	896,404	79.88	704,329	62.76
昭和　元年	886,999	73.91	664,380	55.37
昭和　五年	835,041	65.72	656,806	54.73

(B)　依然たる零細經營

於ける耕地(畑)面積の減少、及土地飢饉の激化はこの點に於いては單純化、商品農産物への單純化が可成り顯著に進行した。

こうして農業生産は戰後に於いて急激に商品生産への編成變へをなし、流通部面に於ける資本主義化を遂げたのであるが、併し經營の規模は依然たる前資本主義的零細經營であつた。地主のうち「耕作をなす戸數」は增加し、「耕作をなさゞる地主戸數」は減少してゐるがその多くは大土地經營のためのものではなく、全體としての傾向は大經營と極少經營の減少であり、中經營の增大であつた。

(四)　地主、自小作別、及耕作地廣狹別農家戸數

	地主戸數		耕作地廣狹別農家戸數				自小作別農家戸數		
	耕作する地主 千戸	耕作しない地主 千戸	五反未滿 千戸	五反—二町 千戸	二町以上 千戸		自作 千戸	小作 千戸	自作兼小作 千戸
明治四二年	三、九一〇	一、〇〇六	二、〇三三	二、八二七	五五八		一、七九九	一、四九七	二、一一一
大正　三年	三、九三五	九三八	一、九九九	二、九〇三	五四九		一、七三一	一、五二〇	二、二〇五
大正　八年	四、〇〇七	九三三	一、九三八	二、九五二	五九一		一、七〇一	一、五四六	二、二三五
大正十二年	三、九八二	九七五	一、九一〇	二、九九一	五九九		一、六六五	一、五三六	二、二四〇
昭和　三年	四、〇四七	九五一	一、九五一	三、〇七六	五三五		一、七三二	一、五〇九	二、三二四
昭和　五年	四、一三	九五一	一、九三九	三、一四四	五一六		一、七四三	一、四八六	二、三七一

(備考)　耕作面積廣狹別のモット細分した統計は前輯二一八頁、第二輯七七頁に揭載してある。こゝでは增加傾向のグループと減少傾向のそれとに分けて集計した。

從つて純粹な意味に於ける農業プロレタリアートと云ふものは增加せず、寧ろ、定雇から臨時雇に、臨時雇から家族勞働の一層の强度化に、と云ふ傾向が農業勞働に於ける一般的傾向であつた。そして

大戰直後迄は自作は減少し、小作及自作兼小作が增加しつゝあつたのに對して、大戰後の傾向としては小作は減少し、自作及自作兼小作は增加しつゝある。

併し勿論、我々は此處で皆の農民が富裕になつたと云ふのではない。その反對である。そして純農業プロレタリアートは增大しなかつたけれども、下層農民には一層の貧窮化、半失業者化、半プロレタリート化があつたのである。そして自作及自作兼小作の增加傾向も、寧ろ中小地主の沒落、及地主救濟策として現はれた「自作農創定」を强く反映するものと見る。

三、借金增大の必然性

既に見た樣に戰後恐慌の進行と共に我農業は急速に流通部面に於ける資本主義化をやつたが、併し經營の規模に於いては、寧ろ比較的大經營の減少と、主として家族勞働、乃至これにせい〴〵臨時的日雇勞働を多少加味する程度の獨立小生產者の經營が量的に增加しつゝあつた。

斯樣に、農業生產は急激に商品經濟への轉入を促進させられながら、依然たる獨立小生產者の零細經營であるところから工業生產物との非等價關係に立たねばならなかつた。そして又農產物價格の低落にも拘らず、公租公課の負擔は殆ど輕減されなかつた。農民は工業資本家への支拂と國家及地方財

（五）　農林省「農家經濟調査」農家に於ける負債狀況（單位圓）

	昭和元年度		二年度		三年度		四年度	
	年度末	年度中增減	年度末	年度中增減	年度末	年度中增減	年度末	年度中增減
自作農								
農業負債	一六三	(−) 二五	一六七	(+) 二二	二五五	?	三四九	(+) 四〇
農業外負債	六三四	(+) 三	五七五	(+) 七四	五八七	?	六一八	(+) 二七
計	七九七	(−) 二二	七四二	(+) 九六	八四二	?	九六七	(+) 六六
自小作農								
農業負債	六一九	(+) 一一五	四七〇	(−) 七	五一六	?	五七二	(+) 二二
農業外負債	五五三	(+) 五	四〇三	(+) 二一	三六五	?	四六八	(+) 一一三
計	一、一七二	(+) 一二〇	八七三	(+) 一四	八八一	?	一、〇四〇	(+) 一三五
小作農								
農業負債	一八七	(+) 一三	二八六	(+) 七七	二三四	?	三一〇	(+) 四六
農業外負債	三三三	(+) 六二	三一六	(−) 三	二九八	?	三七八	(+) 三一
計	五二四	(+) 七五	六〇二	(+) 七四	五三二	?	六八八	(+) 七七
平均								
農業負債	三二六	(+) 三二	二九七	(+) 三〇	三四六	?	四一三	(+) 三六
農業外負債	五三一	(+) 一八	四四三	(+) 三四	四三三	?	五〇五	(+) 五六
計	八五七	(+) 五〇	七四〇	(+) 六四	七七八	?	九一八	(+) 九二

（備考）各年度はその年の二月一日より翌年一月末日迄。負債とは借入金、購入品未拂代金、未拂利子、未拂借賃、未拂小作料、其地之に類する現金及現物負債を謂ふ。

政への租稅納入とをなし得るだけの金錢收入を得られなかつた。それは當然借金と云ふ形に於いて將來に繰越されねばならなかつたのである。農林省「農家經濟調査」の調査農家は、經營の規模から云つても、所有資産から云つても內地に於いては先づ優等の部に位する農家だが、それでも年々受取る金錢收入は年々支拂はねばならぬ現金に不足する。從つて年々負債は前頁掲載第五表の如く、平均五十圓乃至九十圓づゝ增大してゐる。

勿論、借金の負擔が大戰後に於いて初めて加へられたと云ふのではない。大藏省理財局が明治四十四年に調査した當時に於いて、農家負債總額は七億四千六百萬圓、當時農家一戶當百三十七圓であつた。昭和四年六月末の帝國農會調査では四十餘億圓と推算され、今日地方的な調査を基礎として推算すれば六十億圓前後と推算される。(昭和四年六月末現在の帝國農會調査に依り機關別の狀態を見れば勸銀が三億三千八百萬圓、普通銀行分が約六億圓、信用組合、賴母子講、個人貸付業者、一般個人貸付金が約二十億圓、農工銀行、北海道拓殖銀行へ政府低利資金約五億圓、右の外調査に漏れるもの數億圓、總四十億圓餘であるが、尙ほこの詳細に就いては本年報第二輯、一〇二——一〇四頁參照)つまり約二十年間に農家の負債は八、九倍に增大してゐるが、かゝる借金の增大が劃期的に促進されたのは大戰直後である。勿論農家負債は右の明治四十四年の調査以外は纏つたものがないから、それを數

(六)　明治四十四年農家負債調(大藏省理財局調査)

		不動產擔保				不動產以外の擔保				無擔保				合計			
		人員		金額		人員		金額		人員		金額		人員		金額	
		千人		千円		千人		千円		千人		千円		千人		千円	
勸銀、農工、拓殖		八	六三、四四八			〇	六一			四	一三、〇九八			八九	七六、六〇三		
其他の銀行		一九三	七二、三五三			二〇五	二四、七四四			一九五	三四、二六七			四九五	三三、三六三		
保險會社		〇	五七			一	二〇四			二	二七八			四	二六九		
產業組合、報德社、其他の團體		三七	四、一五〇			二八	二、〇〇五			二八三	一五、六六七			三五八	二一、八三		
貸金會社及組合貸金者業		五六四	一〇〇、〇一一			一九七	一四、八三			五五八	三六、三一四			一、三〇〇	一五一、一四六		
質屋		—	—			一、〇四八	九、三八一			—	—			一、〇四八	九、三八一		
商業者		—	—			—	—			二八四	二二、三三六			二八五	二三、三三六		
賴母子講及之に類似のもの		—	—			—	—			一、〇五〇	六二、九一〇			一、〇五〇	六二、九一〇		
私	人	九三一	一三五、四〇八			三九〇	二四、一二四			一、六〇三	一〇八、四一三			二、九二五	二六七、九三四		
	其他	二九	二、四三四			六三	三、七九〇			一四四	五、六八六			二三六	二一、九一〇		
合計		一、八四〇	三七七、八五七			七九、一二九				四、一〇六	二八九、〇五七			七、七九一	七四六、〇三五		

字的に云ふことは出來ないが、併し勸銀、農工銀行、等の農業貸付、普通銀行及個人の不動產擔保貸付、土地抵當及買入登記の登記額等が何れも大正八、九、十、十一年當時に於いて急激に增加してゐるところから見て、矢張り、農家の負債は戰後恐慌期に於ける農業の資本主義化と共に劃期的に增大

第二節　農村モラトリアム運動の意義

したことが明かである。

(四) モラトリアム運動の方向

かくの如くにして増大した借金が如何なる關係に於いて成り立つてゐるか、誰れが誰れから借りてゐるかは數字的には全く不明である。併し乍ら農村に於ける借金の主要な關係を次ぎの様に考へて大過なからうと思ふ。(一)一般に銀行關係から借金してゐるのは、土地家屋等の擔保力を有する中農以上の富農層である。政府の低利資金なるものも、その多くは「有利確實」に融資され、貸出條件が嚴重なため、此層以外には及ぶところ尠い。(二)從つて小農、貧農は高利貸乃至富農、地主等から借りなければならない。そして有力な擔保物に乏しいから、利子は高利であり、その上封建的な屈從と政治上の隷屬とを約束する。金融資本は地方銀行、大地主を通じて、これ等の層に政治的な支配を確立してゐる。(農村に於ける投票が、借金關係に依つて決定されることは決して珍らしくない。)

いま銀行金利と個人間の金利とが如何に異るかを見れば第七表の如くだ。これは農民の負債だけを調べたものではなく、不動産抵當債權一般の金利を調べたものであるが傾向はこゝに充分現はれてゐる。即ち個人間の金利は一一%三五の高利である。

(七) 不動産抵當貸金利（昭和四年末）

	%
銀	7.20
工	8.40
殖	8.60
銀	9.60
間	11.35
人	
勸	
農	
拓	
普	
個	

農民の負債はほゞ以上の如き關係に於いて成立してゐるものであるが、こゝで我々は戰後に於いて金融資本が日本資本主義の支配的位置に立つ様になつた事實を注意しなければならない。勿論直接的には金融資本の支配は農民には殆ど及んでゐないであらう。地方銀行、組合、地方的高利貸、富農等はそれ〴〵地方的に限られた一應の獨立性を持つてはゐるが、彼等の支配には限界があり、常にこの一段上にある金融資本の意に反し得ない。そして封建的な殘存物、地方的な個別的事情が一應あるにしても、少くとも政治的には金融資本の完全に支配下に置かれてゐる。

こう云ふ意味に於いて、モラトリアム實施を中心にした「農村救濟請願運動」は金融資本への反抗に迄發展すべきものであるが、併しこの運動には凡ての農民が一樣の利害關係に於て動員されてゐるものではない。請願運動は、昭和五年以降の商品農産物價格崩落の影響を最も直接的に受け、借金の重壓を最も重く感ずる中農層に於いて指導され、そのなかには地方銀行の破綻との直接的影響を受くる地方富農層をも加へて居つた。小農、貧農も借金を負つてゐる限りに於いてモラトリアム運動に參加し得る經濟的根據を持つてはゐるが、彼等のより根本的な要求は耕作權の確立であり、小作料の減額である。この小作人の要求については、モラトリアム請願運動の指導者達のなかに反對者の立場に立

たねばならぬ者も包含されてゐる。

第三節　恐慌對策の主要方向

政府は農村救濟策に懸命になつてゐる。いや、救濟策の宣傳に懸命になつてゐる。今日政府の取り上げつゝある農村救濟策として傳へられてゐるのは、(一)不動産抵當債權の資金化、(二)預金部低資の償還延期、(三)農村救濟土木事業、(四)産業組合資金流動化案、(五)農家經營資金融通案、(六)農家負債整理案、(七)自力更生經濟施設助成案、(八)米穀需給特別資金增額、(九)農村計畫助成等である。このうちで(一)と(二)は既に實現され、(三)以下は臨時議會に於いて決定される筈である。

一、不動産抵當債權の資金化

この案の內容は前輯一〇九頁で述べたが、それを實行する場合になると、地方銀行の信用問題に關聯して一向に成績が上らなかつた。元來この政策は、地方銀行を著しい資金涸渇狀態から救濟することを目的としたものであるが、焦付債權を資金化するためには債務者の承諾を得ねばならず、承諾を得んとすれば銀行の信用問題を惹き起こし易い。而かも恐慌に依る擔保物件の値下りのために、勸銀の貸出す金額は地方銀行の債權額より低い。その上尙ほ破產同樣の狀態にある地方銀行は勸銀への利拂さえも完全になし得るか否やが疑はれる狀態にある。所詮この案の效果を徹底的に上げるためには勸銀の損失に就いて、藏相が「國家非常時の折柄」極度に嫌やがる「國家補償」をやらねばならない。その國家補償を今度はやらうと云ふ案が大藏省事務局から出てゐるが實現は疑はしい。

二、預金部低資償還延期

八月三日の預金部委員會は、農村及中小商工業關係貸出のうち、昭和七年度以降昭和九年度迄の三ケ年間に期限到來する元利金及現在滯納せる元利金の償還延期を左の如く決定した。

農村及中小商工業關係預金部資金の元利金支拂の爲資金融通の件

農村及中小商工業關係預金部資金に附昭和七年度以降昭和九年度までの三ケ年間に期日到來すべき元利金の支拂並に現に延滯せる元利金の整理に充てしむる爲預金部資金を融通することとし、右の內昭和七年度中に期日到來すべき元利金支拂資金並に延滯金整理資金に充てしむる爲左の通預金部資金を融通すること。

一、融通金額、六千五百萬圓以內。
　右の中農林省關係借替資金は五千四百萬圓（卽時融通四千六百萬圓、一ヶ月後約八百萬圓の豫定）。
二、融通の形式、支拂の爲資金融通を認むる當該資金の當初融通せられたる形式に依る、但し農工銀行における日本勸業銀行の代理貸は農工銀行の直接貸に變更することを得。
三、融通利率、預金部の貸付利率及銀行等の貸付利鞘は支拂の爲資金融通を認むる當該資金の現在における融通條件に依る、但し日本勸業銀行の代理を農工銀行の直接貸となす場合は此の限りにあらず。
四、償還期限、廿ヶ年以內（五ヶ年以內の据置期間を含む）。
五、個々の借入主體に對する貸付限度。
　當該主體の支拂ふべき元利金年額の六割を原則とし八割を超ゆるを得ざること、但し延滯金に付てはこの限りにあらず。

つまり、農民は差し迫つた借金の追求から一應は逃れ、負擔を將來に繰り越すことになる。（併しこの資金が大體中農以上に對するものであることは既に述べた。）そして、預金部の資金を、利鞘を取つて農民（乃至中小商工業者）に貸付けてゐる特銀は、今迄の延滯分と七年度分の元利を完全に預金部から受取る。預金部は、これを結局は民衆の負擔に於いて遂行する。こゝで明白に救濟されるのは、預金部資金の中繼的貸出者たる特銀である。

三、自力更生策

右の二つの救濟策――地方銀行、地主、中農に對する一應の金融的救濟策――の外は、八月の臨時議會に於いて決定されることになつてゐる。が現在政府に依つて取り上げられてゐる政策は上述（三）農村救濟土木事業其他六項目である。以上、實現されたると計畫中とを問はず、凡ての農村對策に於いて第一に明白なる事實は小作人の要求が全く取り上げられてゐないと云ふことだ。既に見た樣に小作爭議は土地問題と高率小作料とを中心にして愈よ激化しつゝあるが「土地を農民へ」「耕作權の確立」「小作料の減額」等の問題は全然取り上げられてゐない。だが政府は、地方警察官會議に於いて「農民の集團的運動を徹底的に取締る爲めの萬潰漏なき手配」を講じてゐる樣に、下層農民の窮迫が何時集團的行動に出づるかも知れぬ情勢にあることを充分承知はしてゐるのだ。そこに既に對策の反動的性質が充分曝露されてゐるが、併し現在取り上げつゝある對策さえも、會議を重ねる度毎にその規模が縮小されつゝある。そして政府は、國家的出資を極力回避し、農民の「自奮自勵」を要求する「自力更生策」を前面に押出す。卽ち七月十八日地方長官會議に於いて高橋藏相はこう云つてゐる。

　全國各地より政府に對し救濟を求むるもの非常に多きに至つたことは諸君も御承知の通りであるが、數ある

救濟要望中には徒に偏狹なる見地に立脚して國家的考慮を欠くものが少く無いことは誠に遺憾とする所であります、殊に近來著しきは國庫の負擔を前提として自己又は或團體の救濟更生を求めんとする氣風が漸く各方面にび漫せんとすることでありまして常に國家全體の利害に專念するを要する政府として到底廣くこの種の要望に應ずることを許さゞるはいふ迄も無い所であるのみならず、いやしくも國家社會に及ぼす損失と犧牲とを意とせずして自己救濟をのみ要望するの思想が一世を風びするにおいては國家は遂に破產に陷るの外ないのであります、況んや今日は滿蒙問題の解決を控へたる國家非常の時であります、然れば國家は全力を盡して內外の國難に善處するの覺悟が肝要であります、卽ち地方にあつてはまづ以て自助の精神を鼓吹するに努められ自力更生の道を講ぜしめ、各地方に應じてその特徵とする產業に對しそれぞれ適當なる奬勵指導をなし、よつて以て國民が發奮努力この難局に善處する樣その意を用ゐられん事を望むのであります。（七月十九日東朝）

れ、と云ふ譯である。

四、小麥增產五ケ年計畫

だが戰爭の準備だけは怠らない。政府は第六十二臨時議會に於いて、「小麥增殖費」として昭和七年度以降每年百七十萬圓の經費を追加豫算として提出し成立させた。これは五ケ年を一期として三百萬石以上の增產を目標とし、栽培面積に於いて約二十萬町步を增加し、單位面積收量に於いて一割五分の增加を圖らうと云ふのである。養蠶恐慌對策として改植乃至整理される桑園の一部も、この小麥增產計畫に編入されようとしてゐる。この增產計畫の表面上の理由は、勿論一つの恐慌對策としての「農業經營改善」と云ふことにあるが本來の目的は、小麥の自給經濟を確立し、やがて戰爭への準備に迄發展させようと云ふところにある。

第四節　鮮灣及び滿洲に於ける農業恐慌

一、朝鮮の養蠶恐慌

朝鮮に於ける農業恐慌は、封建的地主高利貸の搾取と植民地的なそれとに依つて、內地よりは更に一層尖銳化された形をとつて發展してゐる。こゝでは農民の貧窮化が、內地に於ける「百姓の貧乏」より一層酷い形をとつて、既に古い傳統を持つてゐる。その下層農民の一部は、年々增加する火田民と云ふ形をとつて現はれてゐる。そして農民の間には非常に執拗な、革命的解放運動が發展しつゝある。だが我々は先づ第二四半期に於て農業恐慌が如何に進行したか、その新しい個々の事實を見て行かう。

今春の收繭高は數量的には、昨年よりも決して少いことはなかつた。總督府殖産局發表春蠶第二回豫想（六月十日現在）に依れば、春蠶收繭豫想高は四十一萬七千百九十九石で、これを前年春蠶收繭高四十萬七千八百六十四石に比すれば九千三百三十五石（二分三厘）の增加である。併し價格は暴落した。我々の入手し得る資料で見れば買劃一圓五十錢、十三四掛見當で昨年春繭相場に比すれば正に五割の低落である。從つて養蠶農民の收入金額は昨年に比して殆ど半減するであらう。

繭が安くて暮らされぬ

江原道保安課に逢した管下楊口警察署の報告によれば同郡下の春蠶の相場は昨年の二十六掛に對し今年はその半値の十三掛で特等繭一貫一圓六七十錢といふ低廉さである、一般養蠶家は養蠶の實費すら得られぬので今後は他の農作をするに如かずとし桑園を廢止する情勢を示しつゝあると（六月十九日京城日報）

內地の春繭相場は昨年よりも稍低位置にあるに過ぎないのだが、朝鮮に於いては斯樣に昨年の半値である。それに關聯して繭共販制の問題を指摘して置かねばならない。朝鮮では產繭額の半分以上（昭和六年では約五割四分）が共同販賣に依つて賣買されるがこの共販の繭値は總督府殖產局各道產業主事、各製絲業者、竝金融業者代表の協議に依り、生絲の生產費を基準として算定される。そして農民は大邱、京城の兩自由市場以外では、假令高値で賣り捌き得る樣な市況のもとに於いても、比較的安値の共販に依らねばならない。この植民地的な搾取機構たる共販制に對して、農民は既に原始的な形態ではあるがボイコットの形で鬪爭を開始した。その事情を京城日報は次ぎの樣に報道してゐる。

本年鮮內春繭の共販は不成績

本年鮮內春繭の共販成績はその揃立豫想の增加にも拘らず、產繭出廻り順調ならず、頗る不成績で各道共に例年出廻り額の四分三見當を告げこの結果大製絲側では原料不足に惱み、一方養蠶側では製絲主、養蠶從の政策に不滿の聲も出づる有樣で、正に朝鮮蠶絲業の進步せる制度たる繭共販制は實際上破綻に瀕せる事態を生むに至つたが、本年の共販不成績は左の如き事由に基づくものゝ如くである

一、繭安の年は自家用消費を增加し出廻りが減少する
二、既往二年繭相場は尻上りで例年共販終了後高價となつたため實惜みの氣構へ濃厚な事
三、出廻り期に降雨あり稻の植付を急いだが爲繭出廻りが遲れた事
四、仲買の反共販的宣傳、共販がすめば繭價は上ると云ふ宣傳が根强く農村に刻みつけられてゐる
五、製絲家が原料不足のため仲買を通じて買ひ進み市價と共販值の開きを大にした

この記事の傳へる限りでは、農民は仲買人等の宣傳で動いてゐる樣だが、共販制反對の運動はやがて農民自身の欲求から發し自由販賣の確立乃至は農民の民主的組織による共販制の確立にまで進展する見透が持たれるのである。

二、封建的地主高利貸に依る借金の重壓

朝鮮でも農民は借金の奴隷である。が勿論內地とは比較にならぬ程の酷い高利貸の搾取に依つて農

民の借金は作られる。農民の八割を占める小作農は金融組合や低利資金を全く利用し得ない。そして地主から非常な高利で借り、月六回開かれる市日から市日まで、一割乃至二割と云ふ高利で高利貸から借りる。もつと酷いのは五六割と云ふ高利を借りるのは農業改善のための資金ではない。實に、蒔くための種子、食ふための食糧粟のためである。そして種子は倍返し、食糧の前借りは、春先に滿洲粟を借りて秋の收獲期には三割乃至五割の利息付で籾を返えさねばならない。

春先の粟一俵秋には籾が三俵

【汶山】坡州郡内貧農階級の食糧として一年に需要する滿洲粟は五千六十俵價格にして十萬三千餘圓の巨額に達し彼等は益々窮狀に陷る外ないがより一層彼等を困らせ泣かせるのは現金を持たい窮農を相手の强慾な穀物商が春先に滿洲粟を貸與し秋の收獲期に籾で回收する條件で三割五分乃至五割の無謀な利息をむさぼり百姓は目前の食べ物がないところから泣く泣くこれに應じ僅に九ケ月そこ〳〵で全部では五萬餘圓の利息と元金粟代十萬三千餘圓を取られ小作料を納める籾すら足らない悲慘な狀態を演出するのでこれを見兼れた汶山金融組合では貧農救濟の案を樹て青山理事以下職員總掛りで二千十六戸の組合員に先づ滿洲粟の代用食として大小豆その他畑作を充用するやう低資を融通し積極的に奬勵し救濟に邁進してゐる（七月卅日、京城日報）

この春は滿洲粟の輸入が非常に多かつた。年初から七月迄の累計では百二十八萬石で昨年の七十七萬石よりも五十萬石餘も增加してゐる。その外高粱、玉蜀黍、黍等の輸入が第二表の様に何れも激增してゐるが、これは昨年の凶作に依つて農民が食糧にも窮乏してゐることを示すものである。

（一）1—7月食糧品輸入（千圓）

	七年	六年	增加
粟	13.328	5.440	7.891
同數量（千石）	(1.281)	(776)	(505)
高粱	988	143	845
玉蜀黍	980	93	887
黍	424	191	233

だが、それが農民に渡るまでには地主や商業資本に依つて、前期七月三十日號記事の様に、三割乃至五割の利息附で貸出される。農民は食糧に附せられた高利のために首も廻らないのである。かくて生じた農民の負債は一戸平均二百圓見當になると云ふ。

全鮮農家の七割借金で四苦八苦

朝鮮農村に於ける農業資金としての負債額につき本府當局が小作慣行調査に附隨して調べたところによると昭和五年末の現在は次の如くである

（一）各種銀行貸出一億七千三百七十三萬四千圓（二）東拓貸出八千二百六萬七千圓（三）金組その他貸出二億八千四百八十二萬六千圓以上合計五億四千六十二萬七千圓

◇地主　土地購入資金、農業資金、土改資金、保證債務、浪費、商工業投資、投機、教育費、冠婚葬祭費

◇小作　大部分生活費、冠婚葬祭費、農業資金

この他に個人貸借も相當莫大なる額に上る見込みで全鮮農家の七十パーセントが借金に惱まされて居るが當局者の談によると一戸當り先づ二百圓見當の負債を背負つてゐる模樣である、なほ右借金は地主に於ては大體抵當債務小作に於ては信用貸である。（六月十四、京城日報）

內地（一戸平均約千圓）に比すれば金額は勿論少いが、小農の生活費は一日三錢と稱せらるゝ朝鮮に

於いて一戸當り二百圓の借金の重壓が如何に重いものであるかは明らかである。

三、火田民の激増

朝鮮に於ける農民の極度の窮迫化は、貧農の火田民化と云ふ形をとつて現はれてゐる。そして、朝鮮内部の農業恐慌から火田民が増加しつゝあることを我々は前輯に報じたが、滿洲事變そのものがまた新たな契機となり、北鮮國境地帶に於いて、その爲めに生じた火田民の増加を見つゝある。例へば七月二十八日の京城日報は間島事變のため五、六、七月中に雄基森林保護區に於いて百戸の火田民激増を見るに至つたことを報ずる。

森林保護區に火田民激増

【雄基】雄基森林保護區管内に五六七月中に火田民の數が百戸といふ激増を見るに至つたが同戸の殆んどは間島事變の避難民で同情に價する者が多いが保護區としてもこれを放任する譯には行かず本年秋迄には退去する樣誓約書を提出せしめたが何分多數で措置に困難を來し當局の示指を仰いでゐるが彼等の態度は相當強硬で保護區に脅迫狀等を寄せた事實もあり又面に納税してゐるので我々は國家に對して義務をはたしてゐるにも拘らず一方より彈壓を加へられる事は甚だ遺憾であると主張し係官を困らしてゐる。（七月廿八日京城日報）

こうして火田民は益々激増する。總督府の調査に依る純火田民戸數は、昭和二年二萬九千戸、三年三萬三千戸、四年三萬四千戸、五年三萬八千五百戸と年々増加して來てゐるが、更に七月三十一日の京城日報に依れば（農林局調査）火田民數約十七萬、その耕地面積二十萬一千百五十五町歩前年に比し二萬餘町歩の増加であると云ふ。これ等の火田民は、前輯でも報じた樣に、特に端境期には草根木皮を常食とし、文字通り動物的水準にまでその生活程度を引下げてゐるのであるが、前記七月二十八日の記事にもある樣に、彼等も亦租税の負擔者である。水原高等農林學校U教授に依れば、彼等の收支計算は第二表の如き數字を示してゐる。

（二）出田民一年間の收支計算（單位圓）

（A）惠山鎭の例（家族八・三人）

收入		支出	
農産物	二六〇、一〇	主食物	一四七、三七
副業	八、三〇	副食物	二九、三三
勞働	二三、三〇	被服料	三一、一七
其他	二七、〇〇	税金	七、八五
計	三八、七〇	其他	四七、三八
		計	三三三、一〇

（備考）七月廿一號京城日報所載

粗放な殆ど原始的な生活をしてゐる彼等の收入支出を現はすこうした統計數字（恐らく評價額であ

（B）仲坪場、三水惠山鎭、甲山等九ヶ所平均（家族七・六人）

收入		支出	
農産物	八五、九一	主食物	五九、〇九
副業	九、五四	副食物	一五、一〇
勞働	一八、四三	被服料	二一、六四
其他	一〇、九四	税金	五、三六
計	三四、八二	其他	一七、七六
		計	二八、九七

らう）に何處迄の現實性を持たすべきかは疑問とするも、こゝで明白なる事實は、彼等も亦五圓乃至七、八圓の稅負擔者であると云ふことである。

四、農民の運動

こう云ふ情勢のもとにあつて、農民の運動は執拗な革命的運動として發展してゐる。朝鮮の新聞には實に共產黨に關する記事が多いが、その運動の多くの部分が農民組合との關聯を持つてゐる。

慶北管下にまた赤化陰謀發覺

【大邱】朝鮮共產黨再建事件は去る十一日を以つて大邱地方法院檢事局へ送致しやつと一段落告げたが又復慶北道奉化郡で○○同盟支部事件が發覺され所轄奉化警察署は勿論大邱署からも時を移さず崔警部が急行、奉化署を搜査本部として大活動を開始、續々犯人を檢擧し嚴重取調べ中であるが、意外な○○農民組合事件も發覺され、搜査隊は血眼になつて引續き檢擧に努力してゐる、事件は相當擴大する模樣で道內醴泉榮州等の各郡にも連累者潛伏の形跡あり、多數の同志を網羅した大規模の赤化事件である事判明した。去る十三日發覺されて以來二十六日までに既に五十餘名の關係者を檢擧した。（七月廿八日京城日報）

戰慄すべき城津農組の陰謀

【城津】郡內に根强く植付られた赤い組合に對し城津警察署では本年四月初旬より全力をあげ檢擧を開始、緊密機敏完璧を期し既に二百五六十名といふ稀有の大檢擧を行ひ、證據物件として農民組合○○○○を初め勞農

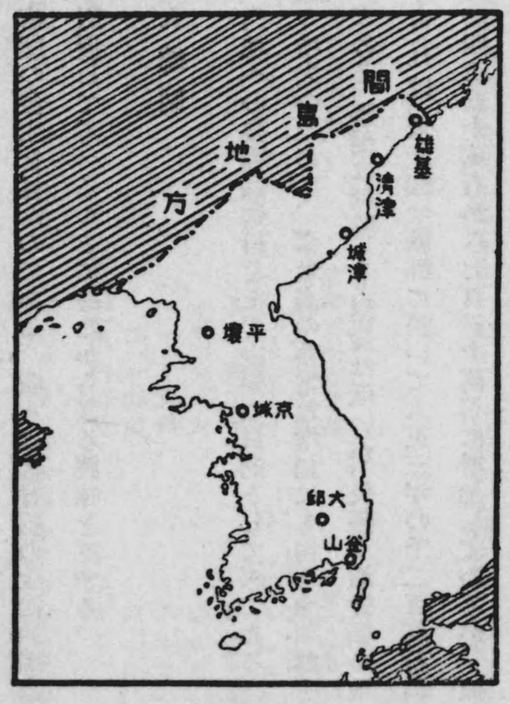

（朝鮮略圖）

族赤旗及城津農民組合と大書した大看板、發禁書籍印刷物不穩ビラ等數百點を押收し、爾來四ケ月に亙り同署武道場を取調べ室に宛て係官は不眠不休これが取調べに必死の活動を續けてゐるが、郡內農村青年男女の思想惡化の實狀は恰も赤露の共產治下にあるかを思はしむるものあり、昨夏從來の青年同盟及新幹會の解消後之を打つて一丸となし城津農民組合を組織したもので組合員總數實に四千名と稱し各所に支部を置き實に整然たる機關を設け青少年の赤化指導を行ひ農村では女子供に至るまで革命歌を口にせぬ者なき有樣で赤化の狀態は實に恐るべきものがある。本春彼等の採つた行動は飛躍その他債權證書類の破棄燒却、スパイ征伐、官公吏の公務執行妨害（スパイ征伐として尊族殺害）等聞くだに戰慄すべき事件を惹起し實朴純良なる農村の思想を根底より破壞するに至つたのである。彼等のリーダーたる組合幹部は相當洗練された者多く純良なるべき農村の子弟を巧に指導組織し今日に至らしめ遂むに連れ事件は一層擴大する模樣である。（七月廿八日、京城日報）

我々は前輯で淸津の勞働者八百によつて行はれた半ケ月のゼネストを報じた。さうして右の記事の示す如く

清津から程遠くない城津に「戰慄すべき」事態の發生を見たのである。我々は吉會線の政治的軍事的意味に、此等の地方の植民地大衆の闘爭を對置して考へることに勘なからざる興味を感ずる。

五、植民地米の移入統制

朝鮮と臺灣とに於ける米作の發展は、內地への食糧品供給をその主要な目的として來てゐる。殊に朝鮮に於いては、內地への移出の急速度の增大のために、產米高の非常な增加にも拘らず朝鮮それ自身の消費額は絕對的數量に於ても減少してゐる。臺灣は朝鮮より程度は低いが、矢張り消費額の增加は產米額の增加に及ばない。第三表に依つて見れば、米產額は朝鮮に於いて大正三年の千二百萬石から昭和六年には千九百萬石に、臺灣に於いては四百五十萬石から七百三十萬石に增加してゐるが、植民地に於けるこの間の消費額は、朝鮮に於いては千百萬石より九百三十萬石に絕對的な減少を示し、臺灣は約四百萬石より五百萬石への增加に止まる。朝鮮に於いては、大正三年當時は產米の一割未滿を內地に供給するに過ぎなかつたのであるが、今日に於いては殆どその五割近くを移出する。植民地の農民は、產米よりも一層品質低廉な外米や、就中朝鮮に於いては滿洲粟、黍、高粱を喰つて內地にその產米を供給して來たのである。

だが內地に於ける米作恐慌の深刻化と共に、植民地米の移入は內地米の相場を低落せしむる一つの壓迫力として感ぜらるゝに至つた。勿論、未だ植民地米の移入額は內地の總生產高に比して見れば僅かである。昭和六年の數字では、內地總生產高六千九百萬石に比すれば、朝鮮及臺灣よりの移入額（合計千百萬石）は一割六分位である。が併し、內地米の商品化される部分は近年の中庸の作柄の年に於いて約五五%と見られ、そのうち東京大阪等の中央市場に出廻る分は更に少い（恐らくその三分の一位）であらうから、植民地よりの移入米が內地の米價を上下せしむる上に於いて頗る重大な役割を果すものである。

（四）臺灣一期米收穫豫想高（石）

		本期豫想收穫高	前年同期實收高	比較（△は減）
水稻	蓬萊米	一、七五九、一四九	一、二七二、九九七	四八六、一五二
	在來粳米	一、九三四、七五四	二、〇九二、九三一	△一五八、一七七
	丸粒糯	八八、〇五四	六二、八二七	二五、二二七
	長粒糯	八〇、六四九	七五、六九九	四、九五〇
陸稻	粳	一三八、四七五	一二一、七九四	一六、六八一
	糯	六、五六七	二、一九七	四、三七〇
計		四、〇〇七、六四八	三、六二八、四四五	三七九、二〇三

折柄、臺灣の一期米は昨年よりも更に一層の增收が豫想せられた。卽ち總督府よりの發表に依れば

第一期豫想收穫高は四百萬七千六百四十八石で前年同期の三百六十二萬八千四百四十五石に比し三十七萬九千二百三石（一〇％四五）を增加し、また最近五ヶ年平均の三百二十八萬三千十一石に比し七十二萬四千六百三十七石（二二％〇七）の增加となり、今日までの最高記錄である。また甲當收量は十三石七斗一升七合にして前年同期の十二石八斗三合一石に比し八斗八升六合（六％九一）を、最近五ヶ年平均同期の十二石二斗九升三合に比し一石四斗三升四合（一一％五八）を增加してゐる。

最近「植民地米移入統制」運動が、內地に於ける農業恐慌對策の一つとして起されつゝあるが、この運動は內地の米穀大市場に於ける米價の變動と直接の利害關係に立つ米商及地主に依つて指導されつつあるは云ふまでもない。

この植民地米移入統制策の具體的な內容方法は未だ決定されてはゐないが、要するに植民地米の移入を、內地に於ける米價を低落せしめない樣に、內地出廻最盛期經過後徐々に移入せしむる樣統制するにある。それが何れの方法に依るにせよ、植民地農民の利益を侵さずに遂行されることはあるまい。（往年植民地米の移入制限がなされた時にも、內地米は暴騰し植民地では暴落した）。こうした事情のもとに朝鮮と臺灣に於いては、「植民地米移入統制」に猛烈な反對運動が起こされつゝある。この移入統制策は植民地總督府乃至內地政府の厖大な財政的支出なくしては實現され得ない性質を持つてゐるが、政府は既にその實現を決意してゐるもの〻如くに見ゆる。そして、この問題の意味は內地に於ける恐慌の克服策を植民地農民の負擔に於いて遂行せんとするところにあることは明白であり、恐慌脫却の諸政策が如何に植民地の負擔に於いて遂行されんとしつゝあるかの一般的な傾向をこゝに見出すのである。

六、臺灣に於ける農業恐慌

臺灣は昨年の米の凶作からは逃れ、本年の一期米も前述の樣に豐作を豫想されてゐる。朝鮮と異つて、年に二回も米作がなされ、其他甘蔗と果實栽培との自然的條件に惠まれてゐる。だが勿論、內地よりも遙かに多くの農民が封建的地主高利貸の搾取のもとに置かれ、（註一）また朝鮮同樣植民地的な搾取を逃れ得ない。

〔註一〕　殖產局農務課の調査によれば昭和六年末に於ける臺灣の農家戶數は四十一萬四千八百六十戶、農業人口は二百五十八萬三千三百五十九人で前年末に比較して戶數に於て三千四百八十三戶（〇・八五％）人口に於いて四萬八千九百五十五人（一・九三％）を增加し、之を自、小作別に見れば戶數人口ともに自作が二十九％、自作兼小作が三十一％、小作が四十％を占めてゐる、尙同年末の現在人口は四百七十一萬五千二百七十八人であるから農業人口は總人口の約五十五％に當つてゐる。

第四節　鮮滿洲に於ける農業恐慌

臺灣に於ける小作慣行の實狀に就いて見るに、殖産局農務課が小作慣行改善小作紛爭調停等を主要事業とする業佃會及びその他この種團體の本年三月末日現在に於ける狀況を集計したところに依れば、規約樣式による書式契約締結面積は十二萬六千六百五十六甲で小作地面積の三〇%に過ぎない。

既に述べた樣に、植民地米の移入統制は實現に移されんとしつゝあり、そうなれば米の豐作は反つて米價の暴落を一層激化する。そしてこの米價の暴落は、やがて臺灣に於いては更に甘蔗買上價格を低落せしめ、蔗農に於ける窮迫をやがて倍加するのである。

七、昭和八、九年期の甘蔗買付

八輯で詳しく見た樣に、昭和七八年期の甘蔗買付價格は非常に低下された。最近糖業界が恐慌より脫却せんとしつゝあり、將來に於ける利潤增加をさえ見透されてゐるが、その根本的な要因は甘蔗買入價格の劃期的な低下に依るコストの引下げである。糖業の恐慌脫却は蔗農の負擔と製糖工場勞働者の勞働强化（ノー・ストップ制の採用、賃下等々）に依つて遂行せられたのだ。

最近各製糖會社の昭和八九年度の甘蔗買付價格がボツ〳〵發表される。その多くは昭和七八年に比し殆ど變化を示さないか或ひは更に若干の低落である。製糖會社にとつては、買入價格の變更を示さざることそれ自身が高率利潤の維持を意味し、農民にとつてはその反對を意味する。更に將來の見透しとしては、前記「植民地米移入の統制」實現に依る米價の暴落、それに依る甘蔗買入價格の一層の低下さへ見越される。

八、滿洲に於ける農業恐慌

滿洲は日本資本と舊東北軍閥との抗爭裡に植民地的な發展を遂げたが、この地に於ける農民の直接的支配の立場に立つものは軍閥、官僚、封建的地主高利貸であつた。彼等は不換紙幣の濫發と穀物の買占め等の方法を通じて苛斂誅求をやつた。舊軍閥張學良を始め、參議顧問、省保安總司令、參議、軍事部參謀長、督辨、政務廳長、縣知事、官銀號督辨、等々軍閥官僚はまた同時に尨大なる土地の所有者であり、また高利貸であつた。「國庫からの拂下荒地の買受人は、多くの場合、來住者（農民）ではなく寧ろ農業經濟に直接無關係な（中央地方の）文武官、商人の如き富裕層であつた。彼等は取得荒地、居住用經營用建物設備、役畜、農具とを供與して小作人を誘致する。開墾がすゝんで行けば地價は小作料に比し、ヨリ急騰し初期の大私有地は漸を追ふて小地區に細分買却された」（滿鐵經濟調査會、滿洲經濟の發達三八——三九頁）

農民はまた貨幣と商品とを通じても搾取された。收穫高の五割以上が商品化され、就中大豆の如きは收穫高の八〇——八三%が商品化される。軍閥は官銀號を通じて不換紙幣を濫發し、穀物の買占めをやり、その多くを日本資本を通じて輸出し、乃至工産物となした。農民には收穫物の代りに價値の下落した紙幣が與へられ、そして軍閥は紙屑の代りに山吹色の黃金を獲得した。こうして農民の貧窮化、就中下層農民の土地よりの分離と流民化と掠奪農法に依る土地の疲弊とがあつたのである。

その上に昨秋以來の滿洲事變、（日支兵の衝突）とそれ以來激發された「兵匪の跳掠」とは滿洲の農業を物理的に破壞しつゝある。農耕地は馬蹄に踏みにじられ、農耕牛馬種子が掠奪された。穀物減收の程度は南滿は天候に惠まれたゝめ比較的に輕微で滿鐵調査に依れば大體昨年の七分減程度であるが、北滿は三割減收を豫想されてゐた。五月末當時に於いて、ノース・チャイナ・デイリー・ニース紙の如きは、次ぎの樣に北滿の作付半減を報じてゐたのである。「今年度の收穫は作付半減の結果五百五十萬噸に過ぎまい。而して最近二年の收穫高年額千百萬噸の中八百萬噸は民食として地元で消費され殘りの三百萬噸は輸出されたから今年度は三百萬噸の輸出能力が皆無に歸するのみならず、八百萬噸を要する地方農民の食糧にも窮することゝなり約二百萬噸の不足を來すであらうと云ふ豫想である。……今秋の北滿は約一億圓の輸出額を失ふのみならず、凡そこれに匹敵する食糧を輸入しなければならぬ計算である。こんなにひどい年は露支紛爭事件のあつた一九二九年の外は殆どなかつた。」「この作付半減の理由は、兵匪の跳掠と且つその深刻な影響を蒙つて農村自體の反逆行爲を附近都市へ向け一揆を起こす恐れのためにその不安は彼等を安じて歸村し農耕を營むに立至つてゐないこと及び兵匪の爲めに食糧も農耕用牛馬竝種子さえも掠奪を被り、たとひ歸村して農耕に從事しようとしても不可能であるが故である」（滿洲評論六月十一日號より）

こうした狀態に加えて八月上旬には松花江が氾濫し北滿は未曾有の水災を蒙つた。五月二十七日のハルビン・ザリア紙が、北滿播種面積三割減を報じた時、比較的播種成績の良好な地方として南部線地方及松花江上流地方、ハルビン地方、呼海線地方の順序で示してをつたのであるが、これ等の地方は八月上旬の洪水で池沼と化した。（水災については第四部第十節參照）

こうした狀勢に關聯して前記滿洲評論は次ぎの樣に云つてゐる。「玆に當然想起せらるべきは『現在の時機を利用し農村民衆の騷擾とバルチザン戰爭を激發し日本帝國主義が占領してゐる都市と交通の要路を破壞し包圍し兵士の投降に反對し、武器剝奪に反對する鬪爭を組織的革命に指導發展せしめねばならない』とする中國共產黨滿洲委員會に企劃づけられた當面の中心任務が如何に上述の客觀的事情に結びついて工作されるかの問題である。中共滿洲省委は一九三一年十一月奉天に於いて一部檢擧

され勢を殺がれてゐたが滿洲事變後は次第に勢を增し本據も奉天よりハルビンに移し、その積極運動を北滿に注ぐかの樣である。卽ち中東西部線寧安、穆稜・珠河・間島の汪淸・延吉或ひは磐石・饒河等の都市を中心に工人に對する諸種の工作わけても彼等より義勇軍を募集し反吉林軍其他中國救國軍（凡て反滿反日軍）に合流しての積極的援助或は鮮人革命群集を反日會に大同參加せしめ或は中東滿鐵呼海各路穆稜撫順各礦哈爾諸機關に從事する工人へ總罷工の使嗾等を謀むでゐるだらうことは頻繁なる諸報道に照らし想像に難からぬのである。滿洲の動亂が農村を壓迫し自然的な農民會の義勇軍への働きかけが憂慮さるゝ時、地方擾亂の擴大に伴ふて發展する筈であるところの中國共產黨の支持に依る匪亂こそ刮目を要すべき事象であらう」。

最近の新聞はまた頻りに「匪賊の反亂」を報道する。たゞ內地の讀者には、こうした反亂が如何なる性質のものであるかを想像せしむる樣な記事は「頻々」どころか一向に報ぜられない。が併し、それ等が反新國家反日運動として、而かも深刻なる農業恐慌の上に立つ饑餓暴動的性質を有するものとして發展しつゝある事實は、前記滿洲評論の記事にても察せられるであらう。

第四部　日本經濟各部面の分析

第一節　世界經濟の動向

一、物價・株價の急騰

注意すべき變化が世界の經濟指標の上に現はれ出した。卽ち六月末から七月、八月へかけての物價並に株價の反騰である。我々は先づその數字の動きを見やう。

第一表によつて知られる樣に米國では六月と七月に、英國では七月に物價の少騰が見られる。これを圖表にして示せば第一圖の如くであつて一九三一年の六月以來落勢に少しの緩和もなく一本に下げ續けた米國の物價が、少くとも二ヶ月續いて反騰したことは相當注意されねばならぬ所である。

主要國物價指數(一)

	米國	英國	佛國	獨逸
1931. 6	92.8	93.7	105.2	112.3
9	87.7	96.0	96.0	110.2
11	83.6	97.2	90.8	106.6
12	81.7	97.0	89.7	103.7
1932. 1	79.5	96.4	89.1	100.0
2	77.4	98.8	90.6	99.8
3	75.6	96.3	90.2	99.8
4	73.1	92.4	89.1	98.4
5	70.6	91.4	88.9	97.2
6	71.1	86.7	86.3	—
7	71.8	88.6	—	—

（備考）獨・佛は 1913平均=100
米・英は 1913 年1月=100

さうしてこの物價騰貴は主として農產物に於て最も強かつた。例へばいま主要國際商品の最近八月（十三日まで）に於ける高値を、本年中の最低價格に比較すると、第二表の如く、磅下落で騰勢を扶けられつゝある銅、錫、亞鉛等の鑛產物が漸く三八%以下二〇%內外の騰貴であるのに對し、砂糖、棉花の如き農產物は一〇〇%乃至五〇%以上の急騰であり、ゴムの如きものでも五三%九乃至四四%四を上げてゐる。

一方株價の方は、物價より一步遲れて反騰した。第二表の如く、六月までのところでは英米ともに株價は未だ反騰してゐないが、米國では七月下旬かはハッキリした反騰が見られ、八月初旬には既に本年の最低たる七月初旬に比して正に二倍內外の

(一)　主要國卸賣物價指數

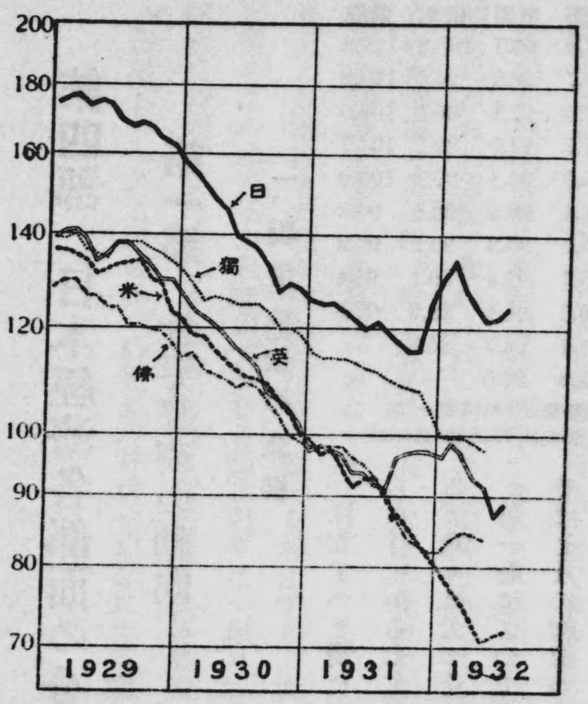

（備考）　獨逸及佛蘭西は政府調にして1913年＝100。米國はブラッド・ストリーツ。英國はエコノミスト調を1913年1月＝100に換算。日本は東洋經濟新報社調　1913年1月＝100

(二)　重要商品反騰狀況

	本年最低	八月最高	反騰率 %
米棉（現物・仙）	5·00	7·50	50·0
印棉（中品・留比）	127	1847	45·4
小麥（シカゴ・期近・弗）	44⅞	55⅞	25·9
砂糖（玖瑪・直積・仙）	0·562	1·156	105·6
同　（倫敦・期近・志）	4·01½	6·05¾	50·9
銅　（倫敦・磅）	24 9/16	30 9/32	28·1
同　（紐育・電銅・仙）	5⅜	5¼	2·4
錫　（倫敦・先物・磅）	104⅝	144⅛	37·7
鉛　（同上）	9 7/16	11⅞	25·8
亞鉛（同上）	10 5/16	13½	23·4
ゴム（倫敦・先物・片）	1 11/16	2 7/16	44·4
同　（新嘉坡・現物・仙）	4¾	7 5/16	53·9

*印8月は13日迄

(三)　主要國株價指數

	米國（1926＝100）	英國（1924＝100）	佛國（1913＝100）	獨逸（1924＝100）
1931. 6	86.5	82	326	67.2
9	75.8	78	264	—
10	64.8	87	245	—
11	67.5	92	2 9	—
12	54.3	81	217	—
1932. 1	54.4	82	253	—
2	52.9	81	294	—
3	53.8	86	272	—
4	41.7	83	253	45.2
5	38.3	77	225	46.4
6	33.5	73	229	—

騰貴を示したのである。（英國の株價は北滿の洪水で資料未着のため不詳）

以上を要約すると、商品の相場は大體六月終頃から主として農產物にリードされて反騰し、株價は七月下旬から之に追隨したといふことになる。而して此の兩者の反騰の程度は、前記の如く之を本年の最高に比較すれば一〇〇%乃至五〇%以上の激騰であるが、併し、相場の位置としては商品は大體本年二、三月の高値に戻り、株價は漸く本年三月下旬乃至四月上旬の位置に戻つたにすぎない。株價では本年一、二月の最高に未だよほどの距りがある。

併し、何れにせよ、物價・株價は一應下げ止つて而も相當活潑な騰勢を示しつゝある。これは果して

(四)紐育主要株式相場(弗)

	スチール	鐵道株二十種	工業株三十種
1932年			
2月最高	50½	40·45	85·98
7月 8日	21½	13·23	41·22
15日	23⅞	15·66	44·47
13日	28⅞	21·74	54·24
8月 1日	29½	21·34	54·94
2日	28⅛	20·00	53·16
3日	32	22·00	53·22
4日	32⅞	21·95	59·63
5日	34⅜	22·48	62·50
6日	41½	24·72	65·56
8日	41⅝	26·79	67·71
9日	40⅛	26·77	67·08
10日	42⅞	28·62	69·39
11日	42⅜	28·63	68·90
12日	38⅛	26·28	63·11
13日	37½	25·54	63·19
15日	40⅛	28·30	66·51

景氣の轉換を語るものであるか。

二、工業狀態は未だ惡い

少くとも工業に關する限り事態は少しも改つてゐない。スチールの操業率は依然一四%乃至一五%にすぎず、その他一般事業活動を示す指標にも何等改善の跡が見られないのである。例としてアナリストの事業活動指數を見やう。卽ち第五表の如く、その綜合指數は一月の六二・八から六月までには五二・一へ落ちた。その內容を見ると自動車生產が五、六兩月に亙つて增加してゐるとに注目されるが、之は恐らく年初のニュー・スタイルの發表が遲れて此の時期に延されたゝめであらうと思はれる。其他の指標には表示の如く何處にも改善の兆候はない。

我々は英國の狀況を注意して見たのであるが、北滿洪水のため西比利亞經由の歐洲の資料が全く到着してゐない。

(五)アナリスト事業活動指數

	1931年 六月	1932年 一月	二月	三月	四月	五月	六月
產業生產	62·1	31·5	31·5	27·9	24·9	22·5	19·7
產業生輸送	49·6	32·7	31·1	26·3	25·0	23·1	20·2
鐵鐵物電量	73·7	62·8	61·7	60·1	58·2	51·2	50·1
銑鋼貨發產	84·2	73·5	73·1	72·2	70·4	67·9	×68·5
產業生炭生	73·7	57·1	62·5	74·5	54·0	47·7	44·4
產業生車消	63·8	43·7	33·5	27·4	32·7	43·2	×47·1
費費消費	81·1	70·3	71·5	73·2	56·8	55·7	57·5
產產產產	110·3	71·0	71·7	60·6	45·0	39·5	—
數指鉛合	103·5	82·3	90·7	97·1	89·2	85·4	×75·9
綜亞靴羊毛花動青自	49·1	41·6	41·9	41·3	40 0	36·0	34·7
	76·5	62·8	62·6	61·6	56·5	52·9	×52·1

(六)主要國貨物貿易表(百萬)

	米國(弗) 輸入	輸出	英國(磅) 輸入	輸出	佛蘭西(法) 輸入	輸出	獨逸(麻) 輸入	輸出
一九三一年 一月	一三四	一四七	五七	三三	二、三四一	一、八〇六	四五〇	五三〇
二月	一三〇	一五一	六五	三〇	二、三九九	一、七六八	四四一	五二七
三月	一三一	一五三	五六	三一	二、六八	一、七二〇	三六四	五二六
四月	一二七	一三三	四九	三五	二、八三七	一、七四二	四二七	四七三
五月	一二三	一三三	五一	三〇	二、四八三	一、四七一	三五一	四三八
六月	一三一	一三五	五七	三四	—	—	—	—
七月	七九	一〇七	—	—	—	—	—	—

また全世界の商品取引を反映するものとして貿易の動きを見ても、第六表の如くそれは全體として未だ萎縮の狀況を更めてゐない。

三、農產物豫想收穫高の減少

以上の如く工業狀態にはまだ少しも恐慌緩和の兆候が見られないのであるが、然らば何故に物價、株價が上述の如き反騰を呈したか。先づ第一にそれが農產物の顯著なる反騰によつてリードされつゝある點に一つの問題がある。其等農產物の騰貴と轉じて直接の

動機となつたものは、本年度の豫想收穫高の減少である。例へば米棉本年の豫想收穫高は一千百三十萬六千俵で、昨年の實收に比し五百八十萬俵、三四%の激減であり、米國小麥の本年の豫想收穫高は、七億三千七百萬ブッシェルで昨年に比し一億五千五百萬ブッシェル、一七%四の減少、また世界の砂糖は本年の收穫豫想二千六百二十萬瓲で昨年實收に比し二百五十六萬瓲、八%九の減少である。またゴムの如きに於てすら本年の積出高は一月より幾度か限産協定が企てられてその都度失敗を重ねて來たが、五月に至る合計で三十萬二千瓲を示し、昨年より三萬三千瓲と約一〇%の減少を示し、全年では三萬瓲の生産不足を示すであらうと云はれてゐる。

けれども一方には尙ほ巨大なる滯荷がある。砂糖の如きものには多少とも滯荷減少の見込が立てられるが、その他のものに就いては前輯に報じた如き(第八輯一一九頁)滯荷の壓迫は始ど除かれてゐない。勿論、從來如何なる限産運動も成功しなかつた農産物に就て上記の如き生産減少の見込の立て得られるに至つた(その原因は恐らく農業者の疲弊による生産力の減退である)ことは相當注目すべきことであるには違ない。併し、まだ今迄に知りうる材料では農業恐慌—農産物に於ける生産と消費の矛盾—が解消したなどとは決して見られない。

然らば何故に農産物の市價が前記の如く急騰したか、我々はそこにインフレーションの力を見るのである。

四、潛在的インフレーションの效果

米國のインフレーション政策は既に相當大規模に行はれてゐる。その力を、少くともその潛在的な力を、我々は從來輕視しすぎてゐた。如何にしてその力が培はれつゝあつたか。

嘗ても指摘した樣に、米國現在のインフレーション政策は昨年十月六日のホワイト・ハウス會議の決定に基く。それは先づ米國の金融恐慌對策として現はれた。即ち一九二九年以來殊に米國の地方に於て發展しつゝあつた銀行恐慌は、三一年の國際金融恐慌後の金大流出(主として十月)によつて一層激化せしめられた。金の國外流出、國內の通化退藏、この二つの原因は米國金融界の破綻を齎らさうとした。ホワイト・ハウスの會議は之に對して共同金融機關竝に「戰時金融會社」に類似の金融會社」の設立、準備銀行の割引許可條件の擴大等を決議した。

(七)米國聯邦準備券流通高
(月央)(單位百萬弗)

月次	1930年	1931年	1932年
1月	1,782	1,553	2,636
2〃	1,682	1,481	2,657
3〃	1,609	1,446	2,601
4〃	1,548	1,516	2,537
5〃	1,465	1,528	2,558
6〃	1,447	1,642	2,576
7〃	1,382	1,717	2,836
8〃	1,333	1,829	2,839
9〃	1,351	2,006	—
10〃	1,372	2,322	—
11〃	1,371	2,450	—
12〃	1,596	2,528	—